

令和9年度

国の施策・予算に関する
提案・要望

令和8年6月



国や全国の自治体と共に、活力ある日本の未来を創造するために

京都市政の推進に当たり、格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

京都市は、日本中・世界中の人々から、住みたい、働きたい、活躍したいと思われ、選ばれるまちづくりを進めております。京都の本質的な価値や魅力に共感する多彩な人々が国内外からつどい、つながり、交ざり合うことで、新たな文化や産業を創出し、都市全体の魅力や活力を向上させてまいります。そして、生まれた都市の活力を市民生活の豊かさの向上につなげ、更なる好循環を創出してまいります。同時に、多様な主体と対話を重ね、社会総がかりで課題の解決に取り組む「新しい公共」を推進し、すべての方が個性を発揮しながらいきいきと活躍される「居場所」と「出番」のあるまちをつくり、「突き抜ける世界都市 京都」の実現を目指してまいります。

人口減少、特に若い世代の流出、高齢化が進む中での地域コミュニティの維持、様々な分野での担い手・後継者不足、観光課題対策など、課題は山積していますが、市民の皆様はもとより多様な主体の参画の下、対話を重ねながら、国が推進する「地域未来戦略」の動きとも軌を一にし、京都府、周辺自治体や政令指定都市等と連携して全国モデルとなる取組を京都から展開・発信してまいります。

また、文化庁との連携を一層深め、オール京都・オール関西で、文化と経済の好循環の創出に向けた取組などを進めるとともに、京都国際会館の拡張整備や、先般正式に候補地が決定した国立文化財修理センターの京都設置等に向けた取組に尽力し、社会課題の解決やウェルビーイングの向上につながる文化の力を、京都から日本へ、そして世界へ発信してまいります。

京都市の令和8年度予算は、突き抜ける世界都市の実現に向けた施策を充実する中でも、過去負債の計画的な返済を行いながら、収支均衡予算を継続しております。地方交付税の確保をはじめ、国の力強い御支援に厚く御礼申し上げます。今後、社会福祉関連経費の増加、インフレによる金利や労務・資材単価の上昇などを踏まえ、緊張感を持った財政運営の下、市民の皆様のいのちと暮らしを守り、京都経済の下支え・成長支援に取り組むとともに、攻めの都市経営を展開し、行政資源の的確なマネジメントによる戦略的な投資を進めてまいります。

京都は、東京以外に全国で唯一現役の御所を有し、千年を超えて皇位継承の舞台となり、我が国の都として、歴史・文化を紡いでまいりました。今後とも、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運醸成に取り組んでまいります。

引き続き、京都府、京都商工会議所をはじめとする経済団体、文化団体等と共に、東京と京都が我が国の都としての機能を双方で果たしていく「双京構想」の実現に向けた取組を重ねてまいります。

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するため、京都市ならではの役割を果たすことを志すものです。一層の御支援・御協力をお願い申し上げます。

京都市長 松井 孝治

【目次】

	提案・要望項目	ページ
1	燃料油や石油由来製品の安定供給に向けた対策強化や、原油価格・物価高騰等を踏まえた事業者・市民生活に対する支援の充実	<4ページ>
2	地方交付税の必要額の確保	<6ページ>
3	地域未来交付金（地域未来推進型）の十分かつ安定的な予算確保など、「地方創生に関する総合戦略」や「地域未来戦略」における地域の主体的な取組の支援	<10ページ>
4	持続可能な観光の実現に向けた支援の充実	<14ページ>
5	「民泊」に関する課題検証及び法改正も含めた制度見直し	<20ページ>
6	文化芸術に対する一層の支援等	<22ページ>
7	伝統産業製品の販路開拓に向けた支援の充実	<28ページ>
8	中小企業の更なる成長や事業継続に向けた支援	<30ページ>
9	グローバル拠点都市として、スタートアップの創出・成長を加速化させるための支援の充実	<34ページ>
10	京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置等	<38ページ>
11	教育環境の充実	<40ページ>
12	子ども・子育て支援の充実	<46ページ>
13	国民健康保険制度の抜本的な改革	<52ページ>
14	福祉施策の更なる充実と十分な財政支援	<56ページ>
15	地域手当の見直しに関して、保育士・幼稚園教諭、福祉人材の処遇水準の維持	<62ページ>
16	自治体情報システム標準化の目的実現に向けた確実な財政措置	<64ページ>
17	気候変動対策等の更なる推進に向けた取組の強化及びごみ処理に関する支援の拡充	<66ページ>

提案・要望項目

ページ

18	持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等	<70ページ>
19	市バス・地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援	<74ページ>
20	公共施設等適正管理推進事業債の恒久化等	<78ページ>
21	安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や国土強靱化・防災対策の推進	<80ページ>
22	国土強靱化・防災対策としての広域的な道路ネットワークの構築	<81ページ>
23	上下水道事業の持続可能な運営に向けた支援	<82ページ>
24	歴史的建築物（京町家等）をはじめとする地域資源の保全・継承・活用の推進に向けた税制の充実や見直し等	<88ページ>
25	土地取得等のルールの内実を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組の更なる推進	<92ページ>
26	京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など、国有地の有効活用を検討	<94ページ>
27	8ルート案の再検証の結果、京都市内を通る案となった場合は、北陸新幹線延伸計画における「地下水への影響」、「建設発生土への対応」、「工事車両による交通渋滞」、「市財政への影響」、「文化・歴史的建造物等への影響」の5つの懸念・課題について、市民の体感的な理解・納得を得ること	<96ページ>

【提案・要望事項】市・府共同提案

- 1 燃料油や石油由来製品の安定供給に向けた対策強化や、原油価格・物価高騰等を踏まえた事業者・市民生活に対する支援の充実**
- 1 燃料油や石油由来製品の安定供給に向けた対策強化**
 - 2 地域公共交通事業者等に対する支援**
 - 3 経営への影響が深刻な中小企業等に対する支援**
 - 4 社会福祉施設や医療機関等に対する支援**
 - 5 国庫補助負担金の算定基礎への物価上昇分の反映**

- 原油価格・物価高騰に対し、国においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等により、地方自治体を支援いただいたことに御礼申し上げる。
- 京都経済は全体として持ち直しの傾向にあるが、物価高騰等が長期化し、その上さらに中東情勢の影響で燃料油や石油由来製品の価格高騰、納期遅れや供給制限が生じ、事業活動に影響が出ている中、引き続き、事業者や市民生活の下支え等が欠かせない状況にある。
- この間、政府においては、燃料油に係る緊急的激変緩和措置や、安定供給に向けた代替調達加速化、目詰まり解消に向けた相談窓口の設置等の対策を講じていただいているが、事態が長期化する可能性も踏まえ、市民生活及び事業活動に重大な支障が生じないよう、以下のとおりお願いしたい。

1 燃料油や石油由来製品の安定供給に向けた対策強化

(1) 提案・要望

- 燃料油・石油由来製品が今後も継続的に安定供給されるよう、市民生活や事業活動において必要となる原油の総量を確保すること。また、供給の偏りや流通段階での目詰まり解消に向け、国の責任において、実態把握のうえ対策を強化すること。

2 地域公共交通事業者等に対する支援

(1) 提案・要望

- 燃料油価格の高騰に対しては、情勢が落ち着くまでの当面の間、国による激変緩和措置を継続・拡充するとともに、新たに市バス・民間バスをはじめ、地域公共交通事業者等に対する補助制度を創設し、更なる支援を行うこと。
- 燃料油の調達について、地域公共交通事業者等が安定的に確保できる環境を整備すること。

3 経営への影響が深刻な中小企業等に対する支援

(1) 提案・要望

- 中東情勢の影響等を踏まえ、エネルギーや資材等の安定供給及び価格低減に向け、中小企業・小規模事業者の実態を把握のうえ、実効性のある措置を講じるとともに、

幅広い業種が活用しやすい支援制度の構築や要件変更など、中小企業等の経営や雇用の安定に向けた支援策を継続・拡充すること。

また、中小企業等の資金繰りについては、セーフティネット保証制度における幅広い業種の指定や認定要件の緩和、信用保証料率の引き下げのほか、既往債務に対する新たな借換保証制度の創設や条件変更に伴う追加の信用保証料率の引き下げなど、支援の充実を図ること。

- 構造的な賃上げの実現に向け、労務費を含めた適正な価格転嫁がサプライチェーン全体で定着するよう、委託事業者への指導・監視の徹底に加え、取適法・振興法の周知徹底を図ること。また、中小受託事業者が円滑に価格交渉・価格転嫁を行える環境づくりなど、中小企業等を取り巻く環境整備に一層取り組むこと。
- 市場関係者をはじめ、中間流通業者の安定経営を図るための財政支援を行うこと。

4 社会福祉施設や医療機関等に対する支援

(1) 提案・要望

- 社会福祉施設や医療機関等について、制度ごとに報酬単価や公定価格等が改定され、令和8年度には臨時の介護・障害報酬改定及び加算の創設も実施されたが、昨今の世界情勢による原油価格高騰を背景として、今後も物価上昇が継続する可能性が高い。加えて、社会福祉施設は公定価格での運営となり、物価上昇分を利用者に価格転嫁できないことから、影響を速やかに調査し、令和9年度の報酬改定等を待たず、必要に応じて追加の財政措置を行うこと。

5 国庫補助負担金の算定基礎への物価上昇分の反映

(1) 提案・要望

- 物価高騰等への対応に当たっては、物価上昇分を国庫補助負担金の算定基礎に時機を逸さず反映したうえで、地方自治体の独自施策として実施すべき部分は地方向け交付金を措置すること。

6 京都市の取組

- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等も活用しながら、原油価格や物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担軽減を実施している。

総額：55,984 百万円

※ 令和6年度から令和8年度（令和7、8年度は予算額）

<主な取組内容>

- ・ 物価高に対する市民生活支援（7,220 百万円）
- ・ 学校給食費の保護者負担支援（6,101 百万円）
- ・ 福祉、子育て施設における運営費に対する支援（2,138 百万円）
- ・ 中小企業や小規模事業者等の事業活動継続に向けた支援（1,214 百万円）
- ・ 地域公共交通等の運行維持に向けた支援（640 百万円） など

【提案・要望事項】

2 地方交付税の必要額の確保

- 地方税収が増加する直近の状況において、住民ニーズに的確にこたえつつ、様々な行政サービスを安定的に提供するために必要な地方交付税を確保いただいていることに御礼申し上げます。
- 他方、人口減少社会の中、必要な行政サービスを持続的に提供していくに当たっては、今後増大することが見込まれる行政・地域社会のデジタル化や福祉などの財政需要を適切に計上するとともに、未だ十分に措置されていない大都市の財政需要等に配慮した交付税算定が不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 地方交付税について、今後も増大する財政需要や大都市需要にも配慮しつつ、必要額を確保すること。

(2) 現状・課題

- 今後、行政・地域社会のデジタル化や福祉など、財政需要の更なる増加が懸念されるとともに、未だ大都市の財政需要が十分に反映されていない事例（参考①）もある。
- また、近年の物価上昇を踏まえた官公需における適切な価格転嫁の実現に向けた国からの通知を踏まえ、京都市としても契約において物価上昇の反映に努めている。京都市においても、物価高騰・労務単価上昇に伴い、公共事業や行政サービス委託に係るコストが増大（参考②）し、市民ニーズに対応する新たな施策を実施するための財源が圧迫されている。行政サービスを継続的に実施するためにも財政需要の算定に当たっては、引き続き、物価上昇を適切に見込んでいただく必要がある。
- 京都市は、他市町村と同様、厳しい財政状況に変わりはない（参考③④）ことから、今後も増大する財政需要を地方財政計画に計上し、一般財源総額について十分な額を確保するとともに、大都市需要にも配慮した算定としつつ、必要な地方交付税を措置いただきたい。

<参考① 財政需要が十分に措置されていない事例>

項目	内容
事業所税	<p>事業所税については、税収規模が大きく、使途が包括的に規定されていること等を理由に、税収の75%が基準財政収入額に算入されており、事実上、課税団体の交付税が減額されている。</p> <p>これに対して、基準財政需要額の地域振興費では、課税団体への配分が明確に割増されているが、当該費目の割増のみでは、事業所税に係る基準財政収入額の約7割の額しか措置されていない状況</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">基準財政需要額の割増額 事業所税に係る基準財政収入額 = 70.7% (他都市71.1%) ※R7決定額ベース</p> </div> <p style="font-size: small;">（本市の場合、地下鉄、街路整備、橋りょうなど大規模な都市インフラを抱えているが、上記の算定ルールによって、事実上、一般財源収入が約18億円減少（基準財政需要額の割増額－事業所税に係る基準財政収入額）</p>
その他 (観光需要)	<p>清掃費で観光地のごみ処理に係る割り増しがあるものの、入湯税納税義務者数が算定指標であり、温泉地以外の財政需要が十分に反映されていない。</p> <p>持続可能な形での観光立国に向けては、面として地域の観光政策を推進することが必要であることから、速やかに観光客数等の観光実態を把握する統計の整備をしたうえで、必要な財政需要を的確に反映すること。</p>

※ 上記のほか、担い手不足への対応が迫られる中、喫緊の課題である行政運営の効率化を早急に進めていくためには、チャットツールやAI利用といった取組に対する財政支援も必要

<参考② 京都市の指定管理料の状況>

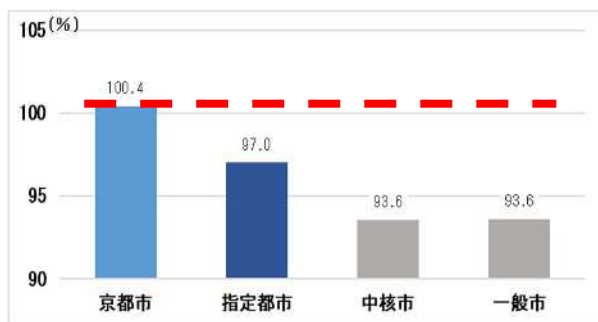
指定管理料の変動事例 (千円)

	R7	R8	前年比
市立浴場	202,746	225,390	111.2%
いきいき市民活動センター	186,098	206,849	111.2%

※R8年度に閉鎖予定の浴場除く

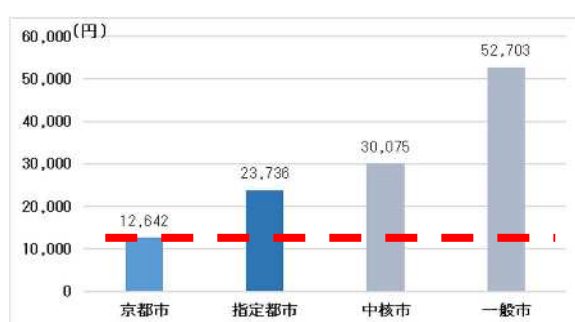
<参考③ 各都市の財政状況（令和6年度）>

経常収支比率の状況



※ 地方財政状況調査を基に作成

人口一人当たりの財政調整基金の残高



※ 地方財政状況調査を基に作成

【提案・要望事項】 市・府共同提案

③ 地域未来交付金（地域未来推進型）の十分かつ安定的な予算確保など、「地方創生に関する総合戦略」や「地域未来戦略」における地域の主体的な取組の支援

- これまでの地方創生の交付金（地方創生推進交付金（H28-R4）、デジタル田園都市国家構想交付金（R4-R6）、新しい地方経済・生活環境創生交付金（R7））に引き続き、新たに創設された「地域未来交付金」においても、歴史と文化が息づく京都市ならではの未来に向けた取組の重要性を認めていただき、支援いただいていることに御礼申し上げます。
- 京都市では、令和7年12月に、京都のまちの羅針盤として、京都市と京都市民の今後の四半世紀の在り方を展望する「京都基本構想」を策定した。構想を拠り所とし、すべての人に「居場所」と「出番」がある「突き抜ける世界都市 京都」の実現に向けた「新京都戦略（R8.3改定）」に基づき、新たな京都を切り拓いていくこととしている。
- 今後、全国的な人口減少の進行が想定される中で、京都市においても様々な分野での担い手不足が表面化しているとともに、都市の活性化に向けた新たな産業・雇用の創出の必要性が明らかになっている。市民生活を守り、世界から愛される京都の文化や産業を引き続き育てていくため、今一度、京都の本質的な価値・魅力に立ち返り、取組を進めてまいりたい。国においては、以下のとおり、地方創生の取組の継続・充実による後押しをお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 「地方創生に関する総合戦略」の推進に当たり、引き続き、十分かつ安定的に予算を確保し、地域を支える産業の振興やイノベーション創出、産学官連携による（京都を含む）地域における大学の振興及び若者の雇用創出、地方への定住・移住の推進をはじめ、人口減少社会の克服、東京一極集中の是正に向けた各地域の主体的な取組を強力に支援すること。
- また、地方が持つ伸び代を活かすため、地域ごとの産業クラスターを戦略的に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援する「地域未来戦略」の推進についても、自治体の規模に応じた柔軟な支援制度の構築や十分かつ安定的な財政措置などにより、地域経済の一層の拡大を強力に支援すること。

(2) 現状・課題

- 京都市においては、大学卒業後の若者や働き盛りの世代を中心に人口流出が続いており（参考①）、全国と同様に加速する少子化（参考②）への対策と併せ、人口減少対策として、国内外から人々を惹きつけ、京都に住み、働く価値を感じられるまちづくりを全庁的に進めている。
- 特に、京都市の強みでもある、文化や観光、産業を他分野と混ざり合わせることで、大学・学生の可能性を都市の活力に繋げていくことなどにより更に発展させていく考えのもと、同交付金も活用し、以下の取組を実施している。

① 文化を基軸とした豊かさの向上

- 伝統文化・音楽・現代アートなど多様な文化に、誰もが触れる機会の創出

- 文化の創造・継承環境の整備など、文化の担い手や支え手の育成・支援
- 文化遺産の保存と活用の好循環 など
- ② 市民生活と観光の調和
 - 観光課題対策の強化、市民の理解と共感の輪の拡大
 - 府市連携による周遊観光、暮らしの文化等の京都の魅力を活かした付加価値の向上
 - 多彩な人の交ざり合い、京都の文化の継承・発展につながる観光振興 など
- ③ 産業・経済の創造拠点としての京都の強みの磨き上げ
 - オフィス空間・産業用地の創出と企業立地支援を両輪に企業立地を促進
 - 府市連携による広域での半導体関連産業の振興など、国の産業政策の潮流を踏まえた産業振興・企業立地の促進
 - スタートアップの経営人材の確保等への支援 など
- ④ 若い世代に選ばれる子育て・教育環境
 - 子育て、教育、住まい、働く場等の環境整備による、定住・移住促進
 - 高大連携による探究型教育、留学生や国内外の研究者に選ばれる環境の整備 など
- こうした地域独自の課題に取り組む財源は必ずしも十分でなく、地域未来交付金により、引き続き、持続的・安定的な財源保障がなされることが必要であり、何卒ご配慮いただきたい。
- また、「地域未来戦略」に関しては、京都府と連携し、地場産業の成長・発展に向けた「地域産業成長プラン」の策定に向けて検討しているところ。地域の持続的な経済発展には、京都の多岐に亘る高度な産業技術や豊かな地域資源の一層の活用が不可欠であり、新たな財政措置の創設など柔軟かつ十分な支援をお願いしたい。

<参考① 京都市の年代別の社会動態（令和7年中・日本人住民）>

（単位：人）

年代	0-4	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	
社会増減数	△617	△169	+28	+2,562	+117	△1,379	△1,082	△399	△104	
年代	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-	合計
社会増減数	+87	+35	+69	+62	+45	△3	△34	△52	△21	△855

<参考② 近年の自然動態>

（単位：人）

年	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
出生数	11,323	10,677	10,262	9,900	9,548	9,090	8,591	8,109	7,346	7,232
死亡数	14,130	14,582	14,959	15,036	15,229	15,835	17,054	17,274	17,490	17,357
増減	△2,807	△3,905	△4,697	△5,136	△5,681	△6,745	△8,463	△9,165	△10,144	△10,125

<参考③ これまでの地方創生推進交付金（※）の採択状況（申請額・採択額等の推移）>

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
申請額	2 億 6,739 万円	3 億 4,180 万円	3 億 8,075 万円	4 億 745 万円	3 億 4,730 万円
採択額	2 億 964 万円	2 億 3,052 万円	3 億 8,075 万円	4 億 745 万円	3 億 4,730 万円
決算額 (交付額)	2 億 301 万円	2 億 2,500 万円	3 億 4,257 万円	3 億 3,531 万円	3 億 781 万円
	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
申請額	3 億 2,485 万円	4 億 2,120 万円	3 億 5,060 万円	4 億 8,833 万円	8 億 5,590 万円
採択額	3 億 2,485 万円	3 億 2,712 万円	3 億 2,385 万円	4 億 1,568 万円	8 億 2,053 万円
決算額 (交付額)	2 億 8,690 万円	3 億 1,915 万円	3 億 2,177 万円	4 億 297 万円	—

※ ただし、令和4年～6年度は「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」、令和7年度は「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」、令和8年度は「地域未来交付金（地域未来推進型）」

【提案・要望事項】市・府共同提案

- 4 持続可能な観光の実現に向けた支援の充実**
- 1 市民優先価格（市バス等）の実現に向けた支援
 - 2 市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実
 - 3 観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実
 - 4 国際観光旅客税の観光課題対策や文化政策への活用拡大
 - 5 京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援
 - 6 観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援
 - 7 MICEの誘致に向けた支援

- 国においては、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けて、住民を含めた地域の関係者による協議の場の設置、協議に基づく計画策定や取組を包括的に支援する令和7年度「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」において、京都市の計画を採択していただいたことに御礼申し上げます。
- また、京都市では、「多彩な共創で未来を切り拓く観光・MICE」を目指す「京都観光・MICE 振興計画 2030」を策定した。本計画を議論する審議会には観光庁、文化庁にも御参画いただき、重ねて感謝申し上げます。外国人観光客の急増など、大きな変化の波にさらされる中ではあるが、「京都基本構想」において掲げる京都の本質的な魅力・京都のまちのあるべき姿を見つめなおし、取組を進めてまいりたい。
- 目指す姿の実現に向けては、地域の実情を踏まえた国からの支援が必要不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

1 市民優先価格（市バス等）の実現に向けた支援

(1) 提案・要望

- 市民に観光が市民生活の豊かさに繋がることを実感いただき、観光客と共存する機運の醸成に繋げ、あわせて、マイカーからバス利用への転換が促進され、交通渋滞の緩和やバスの定時性の確保に繋がることも期待される市バス等の「市民優先価格」について、令和9年度中の制度実現及び円滑な実施に向けて、引き続き支援をお願いしたい。
- 市バスと共に市域のバスネットワークを支える民間バスにおいても、「市民優先価格」を実施し、広く市民にその効果を実感いただく必要があることから、民間バスでの実施に向けて、積極的な財政支援をお願いするとともに、既存の国庫補助の要件緩和や補助率及び上限額の引上げなど、支援の充実をお願いしたい。

(2) 現状・課題

- 京都市では、観光利用の回復に伴い、市バスの一部の路線・時間帯で混雑が生じ、市民生活に御負担・御迷惑をおかけしている。
- 引き続き、市バスの混雑対策等の取組を着実に実施するとともに、市バス等の「市民優先価格」の令和9年度中の実現に向け、国の御支援をいただきながら、スピード感を持って取り組んでいるところである。

- 令和8年度は、詳細な制度設計のための検討・協議を進め、制度内容等について、様々な媒体を通じて市民周知・PR（予算額：1,000万円）に取り組むとともに、市バスにおいて市民と市民以外を識別するシステムの構築（債務負担行為）に着手する。また、市バスに加え、民間バスも市民生活や観光の足を担っており、広く市民に観光の効果を実感いただくためには、民間バスにおいても、「市民優先価格」を実施する必要がある。このため、民間バスに対しては、「市民優先価格」の実施に必要となる識別システム導入に係る経費を支援（予算額：2億6,100万円）する。
- 「市民優先価格」は、全国初のパイロットプロジェクトであり、京都市のみならず、オーバーツーリズム対策として全国展開できることも想定されることから、課題の解消に向け、引き続き、緊密な連携をお願いしたい。
- また、民間バスでの「市民優先価格」実施に向けては、識別システム導入に係る経費に加え、識別システム導入のために必要となる運賃収受システムのアップグレードに係る経費の負担が課題となっており、積極的な財政支援と補助制度の充実をお願いしたい。
- また、市バス等の取組における市民識別の仕組みは、その他多様な市民サービスへの活用も検討しており、取組の展開に当たっては、国によるバックアップをお願いしたい。

2 市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実

(1) 提案・要望

- 観光課題対策として実施する、「前乗り後降り方式」の導入着手及び市バス車両の更新など、市バスの混雑対策や受入環境整備に資する事業への支援を充実すること。その際、事業期間が複数年度にわたる事業も補助対象となるよう、補助制度の見直しを図ること。

(2) 現状・課題

- 円安を背景とした外国人旅行者等の観光需要の増加もあり、市バスの一部路線・時間帯において混雑が生じることにより、バス車内の混雑やバス停でお待ちのお客様が御乗車いただけない等の課題が生じている。
- 運転士不足等により輸送力増強が図れない中、観光特急バスの利用促進や地下鉄をはじめとする鉄道を活かした移動経路の分散化に係るPR強化、「前乗り後ろ降り方式」の導入着手による車内の混雑対策及び市バス車両・バス停の改修による受入環境整備を推進し、市バスの混雑緩和に努める必要があるが、国の補助制度が十分ではないことから、更なる財政支援が必要である。

3 観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実

(1) 提案・要望

- 令和8年度は、従来の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」を拡充させ「オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の受入環境整備の促進」とし、補助上限を2億円に引き上げて実施していただいているところであるが、令和9年度以降も柔軟な制度運用を図るとともに、京都市をはじめとする主要観光都市との緊密な連携の下、国としても外国人観光客のマナー違反行為が未然に防止されるよう取り組むこと。

また、地方自治体を実施する対策の実効性をより高めるため、国が保有するEBPMに資するデータの集約や分析、当該データの自治体への提供及び活用支援を充実させるとともに、対策事例の情報提供や技術的助言などに取り組むこと。

(2) 現状・課題

- 京都市では、観光課題対策について、一部観光地への集中緩和や道路、市バスの混雑対策、手ぶら観光の推進、観光マナー啓発等をはじめとする観光課題対策に取り組んでいるが、いずれも単年度で対応できるものではなく、継続的に施策を実施していく必要がある。また、インバウンドが更に増加すれば、観光課題が今後より一層深刻化する可能性があるため、取組を強化・充実していく必要がある。
- 京都市では、時期・時間・場所の3つの分散化、道路や市バスの混雑緩和に資する取組、外国人観光客のビッグデータを活用した精度の高い混雑予測を提供する「京都観光快適度マップ」の掲載情報の充実、国や事業者等との連携の下でのデジタルサイネージを活用したマナー啓発、手ぶら観光促進に関するネットでの発信強化などを実施しているが、今後、京都府等とも更なる連携を進め、観光課題対策に取り組んでいく。
- また、市民生活と観光の調和を目指し、市バス等における市民優先価格の導入に向けて取組を進めているところである。観光立国の実現を目指すうえで、市民と市民以外のデュアルプライシングの検討・実装は、取り組むべき課題であると考えており、その他多様な市民サービスへの展開も検討してまいりたい。
- なお、外国人観光客のマナー違反行為は、京都市だけではなく、外国人観光客の来訪の多い他都市においても課題となっており、現在積極的に外国人観光客の誘客誘致を行っている都市においても、将来的に課題となる可能性がある。国においても、外国人観光客に対して、日本のマナー・文化・風習への理解を促すとともに、マナー違反行為が未然に防止されるよう、入国前、入国時及び国内滞在中の各段階における観光マナーの啓発や、法令等に違反する行為に対する罰則等の周知徹底に取り組んでいただきたい。

4 国際観光旅客税の観光課題対策や文化政策への活用拡大

(1) 提案・要望

- 観光立国実現に向けて創設され、令和8年7月から引き上げられることが決まった国際観光旅客税について、顕在化する観光課題への対策の強化・拡充に活用するとともに、文化政策への活用拡大により文化予算を抜本的に拡充すること。

(2) 現状・課題

- 平成 31 年 1 月に創設された国際観光旅客税の用途は法により規定され、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域固有の文化・自然等を活用した新たな観光コンテンツの拡充などに活用されている。
- コロナ禍後、観光需要が急速に回復し、多くの観光地が賑わいを取り戻している一方で、観光客が集中する一部の地域や時間帯においては、過度の混雑やマナー違反によって地域住民の生活への影響や旅行者の満足度低下への懸念も生じている。国においても、京都市を含む地方自治体と連携し、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に基づく取組を進められているところである。
- 訪日外国人のうち約 3 割が京都を訪問していることから、観光誘客の推進はもとより、観光客の受入れと住民生活の質の確保を両立し、持続可能な観光地域づくりを実現するためにも、国際観光旅客税を喫緊の課題である観光課題対策の強化・拡充に活用していただきたい。
- さらに、諸外国と比べて少ない我が国の文化予算の抜本的な拡充に向け、国際観光旅客税の活用を図られたい。

5 京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援

(1) 提案・要望

- 安心・安全の確保、快適性の確保の観点から、混雑が生じている京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対して支援すること。また、京都駅一極集中緩和のため、代替となる主要な交通結節点の機能強化に対して支援すること。

(2) 現状・課題

- 京都駅は、京都市内最大の交通拠点である一方、南北自由通路等において混雑が発生しており、京都の玄関口にふさわしい快適で機能的な都市環境の整備が喫緊の課題である。そこで、西日本旅客鉄道株式会社と京都市とが連携し、現在の南北自由通路の西側に新たな橋上駅舎・自由通路の整備を進め、交通結節機能の強化等を確実に実現したい。そのため、国の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に「鉄道駅改良への支援」、「交通結節点の整備等によるまちづくりへの支援」が盛り込まれていることも踏まえ、令和 8 年度から引き上げられた国際観光旅客税の活用などによる、本補助事業の予算枠の拡大を検討されたい。
- 人流の更なる分散化を進めて、京都駅一極集中の緩和を図るためには、京都市域の充実した鉄道ネットワークを最大限活用し、京都市内の JR 駅や地下鉄に加え、私鉄も含めて取組を拡大していく必要がある。こうした取組の一環として、京都駅の代替となりうる主要な交通結節点とその機能強化（ターミナル機能の強化等）を具体化していく際には、鉄道事業者等への積極的な支援が必要である。

6 観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援

(1) 提案・要望

- 観光事業の担い手不足の解消に向けて、担い手のイメージ向上に係る取組への支援や、担い手の確保・育成及び業界への定着に向けた安定した雇用環境づくりへの支援を行うこと。

(2) 現状・課題

- 全国的に正社員、非正社員共に、人手不足を感じる事業者の割合は高止まり傾向が続き、とりわけ「旅館・ホテル」、「飲食店」は高水準が続いている。
- 京都市においては、令和5年度以降、毎年担い手確保に向けた取組を行っているところではあるが、業界団体からは依然として厳しい状況にあると聞いており、引き続き支援が必要な状況と認識している。
- なお、京都市観光協会が実施した「観光業界における人手不足についての調査」（令和5年8月公表）の結果（以下）によると、回答した152事業者の7割以上が人手不足を感じており、特に「接客」職の人手不足が顕著であった。

<参考 「観光業界における人手不足についての調査」の結果>

- ・従業員数がコロナ禍前（2019年）比で減ったと回答した事業者の割合：65.1%
- ・人手不足を「とても感じる」又は「感じる」と回答した事業者の割合：71.3%
- ・不足している上位3職種：接客…46.0%、営業・渉外…34.0%、調理…22.7%

- 観光庁の令和7年度補正予算「観光地・観光産業における省力化・省人化等推進事業」において人材確保・定着の促進等に取り組みられたところであるが、令和9年度以降も引き続き確実な実施をお願いしたい。

7 MICEの誘致に向けた支援

(1) 提案・要望

- 日本の競争力の維持・向上のため、MICEの積極的な誘致に向けた対策を行うとともに、国が選定した「グローバルMICE都市」が独自に行う取組に対して支援を行うこと。また、国立京都国際会館の設立趣旨に鑑み、同会館における国際連合や政府等が主催する主要な国際会議の開催に向けた取組を強化すること。

(2) 現状・課題

- 国においては、「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」の中で、「我が国がMICE開催地として注目が高まるよう、政府としても各種国際会議を積極的に再開・開催する。あわせて、政府として、様々な分野でMICE誘致・開催への働きかけや支援を行う」こととされている。他方、近年は、「グローバルMICE都市」を対象としたMICE誘致・支援ではなく、地方都市を含めた全国でのMICE誘致・支援に力点を置いていると認識している。
- 令和7年の国際会議統計（ICCA（国際会議協会））において、日本における会議開催件数は世界6位（491件）であり、1位の米国（792件）の6割程度。都市別で見ると、1位はリスボン（188件）、2位はパリ（174件）、3位はバルセロナ（166件）、国内では東京が10位（119件）、京都が46位（53件）であり、2019年比では海外他

都市と比較して回復が出遅れている状況。近年、国際会議開催件数のランキングは変動が激しく、特に欧州の中堅都市や中東・アフリカの首都を中心に躍進が見られるほか、アジア圏内の新施設建設が相次いでおり、今後、誘致競争がこれまで以上に激化する見込みであることから、国からの更なる支援が必要である。

- 国立京都国際会館については、当時の内閣総理大臣が「今後わが国における主要な国際的な催しについては東京と並んで京都を中心とするようにしたい」と発言され、京都での主要な国際会議の開催を念頭において設立された経過がある。周辺環境も含め魅力的な建築物である一方、設立 60 年を経過し、規模・機能面での課題も多いため、引き続き一層の取組の強化をお願いする。

【提案・要望事項】

⑤ 「民泊」に関する課題検証及び法改正も含めた制度見直し

- 国においては、令和8年1月に旅館業における衛生等管理要領を一部改正いただくなど、「民泊」制度の見直しについて前向きにご検討いただいております、御礼申し上げます。
- 全国の観光都市の共通課題となっている、近隣住民の生活環境の保護や地域コミュニティの維持のため、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

① 総論

- 旅館業法及び住宅宿泊事業法について、地域の実情を踏まえた柔軟な運用が可能となるよう、課題を検証し、法改正も含めた制度見直しを実施すること。

② 旅館業法に関する要望

- 事業者が適正な運営を行い、地域住民の不安や苦情に応えられるよう、地域の実情に応じ、簡易宿所における管理者等の施設内常駐の義務付けなどの措置を講ずることができるようにすること。
- 騒音、ゴミ問題などの生活環境悪化の防止を図り、簡易宿所の適切な運営を定期的・継続的に担保するため、苦情への対応状況など旅館業法等の遵守状況を定期的に確認するための報告書の提出義務を設けることなどができるようにすること。
- 上記を含め、京都市の実情に応じ独自に実施する措置についても、可能な限り、旅館業法の監督処分の対象とし、その実効性を確保すること。

③ 住宅宿泊事業法に関する要望

- 地域の実情に応じて、既存の届出住宅を含め、厳格な営業規制や広範な立地規制などを適切に行えるようにすること。
- 地域の実情に応じて、家主居住型／不在型、建物の種類（戸建て、長屋、共同住宅）、前面道路の幅員などの類型に応じたきめ細かな制限ができることを明確化すること。
- 住宅宿泊事業法では、地域住民から騒音などの苦情が発生した場合には、事業者が適切かつ迅速に対応すべきことを義務付けているが、こうした義務を履行しない事業者に対して、速やかに厳正な処分を行えるよう効果的な手法を確立すること。

(2) 現状・課題

- 京都市では、コロナ禍を経て、宿泊需要が回復するに伴い、旅館業施設及び住宅宿泊事業の届出住宅に起因する生活環境の悪化を訴える近隣住民からの苦情が増加している。また、特に観光地周辺の町では、いわゆる「民泊」施設の増加が顕著であり、このまま住む場所の「民泊」への転換が進めば、地域のコミュニティが失われてしまうおそれもある。

- 今後も外国人観光客を中心に京都を訪れる観光客の増加が見込まれる中、近隣住民の生活環境の保護とともに、京都のまちを支える地域コミュニティの維持が喫緊の課題となっている。

<参考 民泊通報・相談窓口の通報等受付件数及び具体的な事例>

年度	通報	相談・意見等
令和5年度	199件	153件
令和6年度	244件	226件
令和7年度	333件	300件

- ・ 民泊通報・相談窓口に寄せられる通報内容は様々であるが、騒音、不適切なごみ出し、無許可営業疑いに関する通報が多い。京都市会において、民泊規制の強化のための旅館業法及び住宅宿泊事業法の改正を国に求める意見書が可決。

【提案・要望事項】市・府共同提案

⑥ 文化芸術に対する一層の支援等

- 1 文化を基軸とした国づくりを進めるための文化庁予算の抜本的拡充
- 2 国立文化財修理センターの京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置
- 3 文化財保存や国指定史跡等管理に係る財政支援の一層の充実
- 4 メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想における日本のマンガ文化の総合拠点「京都国際マンガミュージアム」の重要拠点への位置付け
- 5 オール京都によるアートフェア等の開催や、伝統芸能文化の保存等の支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援

○ 文化の力で日本を元気にするために、オール京都、オール関西で、文化庁との連携の下、食文化をはじめとする生活文化の振興や文化財の保存・活用を推進するとともに、文化と観光を結び付けた政策の推進、文化芸術と経済の好循環の創出などの取組を進めている。

京都市としては、文化庁移転を契機に、文化を基軸とした都市経営を更に深化させ、名実ともに文化首都としての役割を果たすことにより、日本の文化行政を強化し、地方創生につなげるとともに、世界への発信力を高めることに最大限貢献してまいりたい。

1 文化を基軸とした国づくりを進めるための文化庁予算の抜本的拡充

(1) 提案・要望

○ 我が国においては、文化支出がフランスの6分の1、韓国の4分の1程度（令和5年時点）に留まるなど、諸外国と比べて文化支出が少ない状況にある。今後、文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進め、世界への発信力を強化していくためにも、文化庁予算を抜本的に拡充すること。

予算拡充に当たっては、文化観光に活用されており、令和8年度から税率が引き上げられる「国際観光旅客税」の更なる活用を図られたい。

(2) 文化庁予算の状況

○ 令和8年度の文化庁の当初予算は1,073億円（対前年度比100.9%）であり、令和7年度補正予算では431億円が措置されるなど充実が図られているものの、日本の国家予算に占める文化支出の割合は、諸外国に比べると低い。

○ 京都は芸術文化、食文化、寺社など数多くの文化資源を有しており、訪日外国人のうち約3割が京都を訪問しているなど国内外から多くの人々を惹きつけている。文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進めるために、国際観光旅客税も活用いただき、文化関係予算を抜本的に拡充のうえ、京都市をはじめとする文化政策の更なる推進をお願いしたい。

(諸外国との文化支出の比較 (令和5年))

国	文化支出	国家予算に占める文化支出の割合
日本	1,117 億円 ※国際観光旅客税財源事業含む	0.10%
フランス	6,676 億円	0.73%
韓国	4,954 億円	1.21%

(出典) 令和5年度「文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業」(※令和6年7月改訂)

- また、京都移転を契機に、文化庁に食文化推進本部と文化観光推進本部が設置された。京都市としても、全国に先駆けて食文化及び文化観光に関する取組を行っており、文化庁におかれては、これらの取組が地方創生の起爆剤となるよう、全国の自治体への展開を推進していただくとともに、京都市と連携した先進的な共同事業の実施や情報発信を通じて、「文化芸術立国・日本」の実現に積極的に取り組まれない。

<参考 京都市の取組(宿泊税の活用)>

京都市では、令和8年3月から宿泊税を負担能力に応じて一部引き上げ、その増収分を活用して大幅に予算を充実し、文化財や京町家の保存・継承に向けた施策を推進することとしている。

- 宿泊税収 R8 予算 (R7) : 132 億円 (59 億円)
- 活用想定 (一部)
 - ・ 文化の力を活かした価値創造 R8 活用想定 (R7) : 19 億円 (5 億円)
 - ・ 品格ある景観創造 R8 活用想定 (R7) : 18 億円 (4 億円)

2 国立文化財修理センターの京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等(国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院)の効果的な広報発信・相談機能の京都設置

(1) 提案・要望

- 文化財修理等における様々な課題解決を担う拠点となる国立文化財修理センターを京都市へ早期に設置し、我が国の文化財保存技術を広く普及するための定期的な公開を実施するなど、同センターを活かした地域活性化にもつながる取組を推進すること。その際、京都市としても、施設整備、人材の確保、資材の確保、技術・知見の継承などについて、同センターの充実に貢献できることが多いと考えている。積極的にその役割を果たしていく所存であり、正式に候補地が決定したことを踏まえ、今後も定期的な意見交換をお願いしたい。
- また、文化関係独立行政法人等の効果的な広報発信・相談機能を京都に設置すること。

(2) 国立文化財修理センターの京都市への設置

- 現在、国において、国立文化財修理センターの京都市への設置を目指し、検討が進められている。また、岸田内閣総理大臣（当時）は、「京都に文化財の修理の拠点となるナショナルセンターとして、国立文化財修理センターを2030年度までを目途に整備すべく、必要な取組を進めていく」と発言されている（令和5年3月）。
- 令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算（文化庁）において、「国立文化財修理センターの整備」が計上された。「京都への設置に向けて、これまでの検討を踏まえ、令和7年度以降、具体の施設整備を進めるとともに、運営体制の検討を行う。」こととされており、令和8年3月には同センターの整備予定地を京都府警北野待機宿舎跡地に決定された。
- 実現に当たっては、全国的にも先行して文化財保護行政を進めてきた京都市の技術、知識、経験、取組や関連施設等を活かした連携を進め、全国の文化財行政の進展にも寄与してまいりたい。

(3) 文化庁移転を契機とした文化関係独立行政法人等の広報発信・相談機能の京都設置

- 第4回文化庁移転協議会（平成29年7月）において、「文化庁が本格移転を実施する時期に、文化関係独立行政法人の広報発信や相談に係る機能を京都に設置することについて、効果を含め具体的に検討を進める」と示されており、独立行政法人の広報発信・相談機能の京都への設置に向けて、ニーズの把握や情報発信等に取り組みたい。

3 文化財保存や国指定史跡等管理に係る財政支援の一層の充実

(1) 提案・要望

- 文化財の保存修理・整備や耐震対策等に要する費用負担について、現在は国宝・重要文化財のみが国の補助対象であるが、それ以外の文化財（都道府県・市町村指定文化財等）の整備・対策も補助対象になるよう、対象を拡充すること。
- 指定文化財管理費国庫補助制度の補助対象となっている国有の国指定史跡等の維持管理に対する補助の基準について、人件費、物件費の上昇に合わせて充実すること。また、自治体が管理する国有でない国指定史跡等についても、指定文化財管理費国庫補助制度の対象とすること。

(2) 文化財の保存・活用に係る取組の一層の推進

- 京都市の指定・登録文化財数は、550件（令和8年4月1日現在）（政令市第1位、令和7年度当初）となっている。また、市指定により価値が明らかになったことで、国指定となるケースもあり、所有者をはじめとする関係者の尽力により守り伝えられ、地域の活性化に大きな役割を果たすだけでなく、日本の魅力・価値の源泉となっていることから、適切なサイクルでの修理・保存が重要であり、京都市においても一定の充実を図っているところである。
- また今年度からは、社会全体で未指定文化財の維持継承に向けた機運を醸成していくため、市内に多数存在すると推定される古文書等の維持継承推進事業に着手したところである。

- しかし、文化財の修理・保存には多額の費用を要することから、補助金の予算確保に苦慮しており、比較的緊急度が低い事業については延期し、緊急度が高い事業についても十分な額の支援ができていない状況にある。
- 文化財を適正な周期に基づき保存し、その活用を図るとともに、国民の共有財産として確実に次世代へ継承するため、文化財の保存・活用の取組について、支援を充実していただきたい。

＜参考 京都市の文化財保護に係る取組＞

	令和7年度予算	令和8年度予算
市指定文化財等助成	80,000千円	150,000千円 (耐震化・大規模修理助成を市指定助成に統合)
市指定文化財等の耐震化に係る設計・調査等助成	10,000千円	
市指定文化財等大規模修理事業	60,000千円	
国指定等文化財随伴補助	—	40,000千円

(3) 国指定史跡等の維持管理について

- 国指定史跡等は、原則として当該史跡等が存する自治体等が管理することとされており、京都市には、本市が管理している国指定史跡等が25箇所(令和8年度当初)存在する。
- それら国指定史跡等について、開発等から保護するために必要に応じて買い上げを行い、恒久的な保存のため崩壊防止等の措置を施すとともに、その価値を広く知ってもらうため、説明板の設置や復元等の整備を行っている。また、見回り看視や除草清掃などの維持管理を行い、原則として公開することで、市民及び国民に優れた文化遺産に触れていただく機会を提供している。
- 文化庁は、貴重な国民的財産である指定文化財の維持管理について、指定文化財管理費国庫補助制度を有しているが、当該補助制度の対象となっている清掃等委託費(除草経費)の単価(30円/m²)が、「国土交通省近畿地方整備局街路維持単価合意書」の除草の単価(約130円/m²)と比較しても、著しく低額である。
- さらに、補助対象となるのは国有の国指定史跡等に限定されており、同じように自治体が管理を行う国有でない国指定史跡等は補助の対象外となっているため、特に京都市のように市内に国指定史跡等が多い自治体には、非常に大きな財政負担となっている。
- 国有の国指定史跡等の維持管理に対する補助の基準について充実いただくとともに、国有でない国指定史跡等についても、補助制度を拡充いただきたい。

4 メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想における日本のマンガ文化の総合拠点「京都国際マンガミュージアム」の重要拠点への位置付け

(1) 提案・要望

- 京都国際マンガミュージアムを、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想に掲げる機能のうち、メディア芸術コンテンツの資料の「活用」や「人材育成」などの役割を担う重要拠点として位置付けること。

(2) 現状・課題

- 京都国際マンガミュージアムは、平成 18 年の開設以降、マンガ資料の「収集・保存」に加えて、マンガ資料を「活用」した展示・催事や調査研究に取り組んでいる。

特に、現在所蔵している資料は、江戸期の戯画浮世絵から明治期の雑誌、戦後の貸本から現在の人気作品、海外のものまで、約 30 万点を所蔵。また、近年その価値が注目されつつある原画（マンガ原稿）も一部所蔵しており、原画に関しては、高精度のデジタルアーカイブを行っている。

- また、芸術系大学が多く、クリエイティブ人材の宝庫であることなど、京都の強みを活かしながら、京都市において、平成 24 年からマンガ・アニメを活用した「新たなビジネス創出」、「クリエイティブ人材の集積」、「若者・外国人等の新たな観光客の掘り起こし」を目的とした西日本最大規模の総合見本市「京まふ（京都国際マンガ・アニメフェア）」を開催するとともに、マンガ・アニメの国際クリエイターズアワードやマンガ出張編集部、コンテンツ企業の合同就職説明会など、人材確保・育成支援の取組に力を入れている。

<R7 実績・成果>

①京まふ

- 実来場者数：36,316 人、オンライン配信視聴者数：783,550 回
- 経済波及効果：約 13 億 9,300 万円

②マンガ出張編集部（首都圏の出版社を京都に招へいし、マンガ家志望者とマッチング）

- 出展者数：54 編集部 持込人数：213 人

③京都国際クリエイターズアワード

- 応募：71 か国・地域(630 作品)

- メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想では、マンガ、アニメ、特撮及びゲームに関する作品、原画等の中間生成物並びにこれらに関連する情報等の収集・保存・デジタル化、調査研究、人材育成・教育等の機能を有する拠点の整備を予定していることから、京都及び京都国際マンガミュージアムの果たす役割は大きいものと考えらる。

5 オール京都によるアートフェア等の開催や、伝統芸能文化の保存等の支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援

(1) 提案・要望

- オール京都体制で取り組むアートフェアの開催、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動など、文化行政の一層の推進に向けた支援を行うこと。

(2) 現状・課題

- 京都市では、アート市場の活性化、更には京都の国際的なアート拠点としてのブランド確立を目指し、京都府と連携し、京都ならではの文化や風景の中でアートを満喫できる機会創出を図るなど取組を推進している。民間のアート市場関係者等も巻き込んだ、世界に通用するアートフェアや国際的に発信力のあるアートイベントの開催を通じて、京都や日本文化の魅力を国内外に発信していくために、国と全面的にタイアップした取組となるよう、様々な支援をいただきたい。
- また、京都市では、全国を対象として、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動を支援する「伝統芸能文化創生プロジェクト」を（公財）京都市芸術文化協会と共同で実施している。令和7年度文化庁委託事業「文化財用具・原材料等代替品実用化研究（三味線の胴皮）」においては、（公財）京都市芸術文化協会が受託。令和8年度も継続して受託することが決定した。文化庁におかれては、引き続き、京都市と連携した日本全国の伝統芸能文化の更なる活性化に向けて各種支援に取り組まれない。

【提案・要望事項】市・府共同提案

7 伝統産業製品の販路開拓に向けた支援の充実

- 伝統産業は、京都の基幹産業として発展するとともに、我が国の伝統文化・生活文化を支えており、その継承・発展・活性化が重要であるが、生活様式の変化などによる需要低迷により、伝統産業の出荷額や従事者数は大きく減少している。
- 一方で、伝統産業製品であっても、消費者のニーズや嗜好に合った商品を提供し、その魅力を伝えることができている事業者は業績を伸ばしている。伝統産業製品の販路開拓に向けては、伝統産業事業者に代わって職人と消費者をつなぐ機能を担う人材や事業者の確保・育成が必要であり、そのための支援の充実をお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 伝統産業業界で現代の消費者ニーズや流通体制に合わせた販売等の機能を担う人材や事業者の確保・育成を推進するため、伝統的工芸品産業支援補助金の補助率引上げや要件緩和など、支援制度を拡充すること。

(2) 現状・課題

- 伝統産業は、我が国の伝統文化・生活文化を支えるとともに、日本を代表する先端産業を生み出す源泉ともなっており、その継承・発展・活性化が重要である。
- しかし、生活様式の変化などによる需要低迷により、伝統産業の出荷額や従事者数は大きく減少している。消費者ニーズの把握や製造と小売間の流通を担ってきた卸問屋も現代の流通体制に適応しきれておらず、卸問屋を通じて消費者ニーズを把握していた職人は、それに合わせた商品開発が困難になり、販路の維持・拡大も難しくなっている。
- 伝統産業を産業として活性化するためには、現代の消費者ニーズに合わせた伝統産業製品の開発や、プロモーション等を行う必要があるが、卸問屋が担ってきた機能を、職人自身で担うことは、伝統産業製品の製造に時間と技術を要することや、販売に関するノウハウがないため難しい。
- そのため、製造工程や業界の慣習を理解し、販売にも精通した人材や事業者の確保・育成が必要である。
- 経済産業省が伝統的工芸品産業支援補助金にて実施する「産地プロデューサー事業」は、伝統的工芸品の産地の自立化・付加価値向上等のため、専門知識を有したプロデューサー等が産地に入り込んで職人と共に新商品開発や展示会等を実施することで、産地全体を総合的にプロデュースする事業であるが、他のメニュー（補助率：2／3）と比較して、当該事業は補助率1／2と補助率が低いことや、「産地全体を総合的にプロデュースする」という要件から、活用のハードルが高くなっている。こうした人材や事業者の伝統産業分野への進出を促進するためには、補助率の引上げや要件の緩和が必要である。

【提案・要望事項】

8 中小企業の更なる成長や事業継続に向けた支援

1 中小企業が中堅企業へ成長するための支援の充実

2 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援体制の維持・強化

- 中小企業は、京都市の企業数の99.7%を占めるとともに、京都市の従業員の約7割を雇用しており、地域の暮らしを支える生活基盤を提供するなど、地域やまちの活性化に欠かせない存在である。一方で、多くの中小企業は経営者の高齢化と後継者難に直面しており、それらに伴う廃業、雇用・技術の喪失といった課題を抱えている。
- 中小企業の持続的な発展を推進し、グローバル企業・中堅企業を創出していくことは、地域経済の活性化に繋がる重要な取組であることから、中小企業から中堅企業へ成長するための支援及び円滑な事業承継の実現に向けた支援について、一層の充実をお願いしたい。

1 中小企業が中堅企業へ成長するための支援の充実

(1) 提案・要望

- 「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」に加え、「100億宣言」をした企業への「中小企業成長加速化補助金」など、成長意欲のある中小企業向けの支援制度を継続・充実させること。

(2) 現状・課題

- 京都市においては、オムロン（株）、（株）堀場製作所、ローム（株）及び京セラ（株）など、ベンチャー企業から世界的に飛躍した企業があり、これらの企業に続くグローバル企業・中堅企業を創出するため、これまでに産学公連携による多様な支援を実施し、支援企業から新規株式公開を果たす企業が創出されるなどの成果が生まれている。このような動きをより加速化させるため、令和7年度には海外進出に向けた支援を充実させ、「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト」を開始した。更に令和8年度には、京都市経済を牽引する中堅企業へと成長が期待される京都市独自の認定企業群である「オスカー認定企業」への支援を強化しているが、今後も各成長段階に応じた有効な支援策が必要である。

<参考1 グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクトの概要>

(予算額) 令和8年度当初予算：6,160万円

(支援内容)

- ・ 海外市場の販路拡大や国内外企業との協業促進
- ・ DXによる生産性向上に向けた計画策定から実践までの伴走支援

(対象企業)

独自の技術力と市場優位性のある商品を持つ、市内中小企業（製造業）

※ 支援内容ごとに3社ずつ支援

(支援期間) 約2年間

<参考2 中小企業パワーアッププロジェクト（オスカー認定制度）の概要>

（予 算 額）令和8年度当初予算：4,650万円

1 オスカー認定制度

優れた技術や製品、サービスを持つ中小企業の、新商品の開発や経営管理の効率化、積極的な販路拡大等を通じて経営革新を図る事業計画を審査・認定。

認定した企業に対してフォローアップ支援に加え、専門家派遣・海外展開支援等の支援を実施。

2 支援内容等（平成14年度～）

企業の財務・事業構造に精通したコーディネーターを配置し、認定企業（241社 ※令和7年度末時点）へのフォローアップ及び認定候補企業の発掘を実施。

3 認定企業を対象とした補助制度（令和8年度～）

経営革新を目的とした事業計画に要する経費への助成

- ・対 象 者：認定企業（京都市内の中小企業）
- ・対象経費：新製品・新サービスの開発や既存製品等の高付加価値化、市場調査、販路拡大等に係る経費
- ・補 助 率：1／2（補助上限額500万円）
- ・採 択 数：3～5社程度（予定）

○ 国においては、令和5年度補正予算から、中堅企業向けに、「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」を実施しているほか、令和6年度補正予算では、売上高100億円を目指して大胆な投資を進めようとする中小企業を支援する「中小企業成長加速化補助金」を創設した。また、「中堅企業成長促進パッケージ」を取りまとめ、省庁横断で施策を展開している。

○ さらに、令和7年度以降は、「中堅企業成長ビジョン」に基づき、中堅企業を成長の担い手として明確に位置付けるとともに、成長意欲の高い企業に対して、大規模投資、人材確保、新事業展開及び海外展開等に係る施策を一体的に推進している。加えて、地域ブロック単位での支援体制の整備により、関係機関が連携した伴走支援の強化を図っている。

○ このような国による強力な後押しと連動し、市域の中小企業の中堅企業への成長に向けた支援施策に取り組んでまいりたい。引き続き、成長意欲のある中小企業向けの支援の継続・充実をお願いしたい。

2 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援体制の維持・強化

(1) 提案・要望

○ 中小企業の円滑な事業承継の実現に向け、以下のとおり支援体制の維持・強化を図ること。

- ・ 事業承継に取り組む事業者の拡大
- ・ 事業承継・M&A補助金及び金融支援の充実
- ・ 後継者不在企業に対する支援
- ・ 事業承継税制の活用促進

(2) 現状・課題

- 中小企業の後継者不在率の高さは、10年ほど前から全国的な課題となったことから、経営者の認識が進み、2017年をピークに近年は減少傾向にあるが、後継者難による倒産や黒字企業の休廃業は引き続き高い割合となっている。地域の雇用を守り、経営資源の散逸を防ぐためにも、事業承継や後継者育成に取り組む契機につながる事例・情報の発信や、士業団体等への働きかけなど、積極的な周知が必要である。
- 事業承継・M&A補助金について、円滑な事業承継に有効な事業承継計画に係る専門家活用費用が対象外であるなど、中小企業にとって活用しづらいものとなっていることから要件緩和が必要である。また、事業承継に係る信用保証制度について、ゼロゼロ融資など既往債務の返済に加え、物価高騰や金利上昇などにより業況が厳しい中小企業にとっても活用しやすいよう、当該保証制度をすべて別枠にするとともに、要件の緩和等が必要である。
- M&Aにおいて、事業統合活動（PMI）は非常に重要な取組であるが、中小企業においては、社内で取組を主導する人材がおらず、実施が困難な場合も想定されることから、取組をサポートする専門家の育成等の環境整備や費用負担に対して支援するなど、後継者不在企業のM&Aの活用促進のための支援が必要である。令和7年度から事業承継・M&A補助金に創設されたPMI推進枠について、利用者の声も聞きながら、より一層、事業者に使しやすい補助金としていただきたい。
- 事業承継税制について、更なる活用を図るため、一層の制度周知とともに、時限措置の更なる延長や要件緩和など、事業者の状況によらず活用しやすい制度に改善することが必要である。令和8年度税制改正において、特例承継計画の提出期限を延長していただいた。また、事業承継による世代交代の停滞について課題認識が示されているところであり、時限措置についても延長を検討いただきたい。

(3) 京都市の取組

- 事業承継に係る潜在的な相談ニーズを掘り起こし、中小・小規模事業者の円滑な事業承継を図るため、平成29年度から「中小企業事業承継支援体制の強化」事業として、京都商工会議所「京都府事業承継・引継ぎ支援センター」に経営支援員1名を配置し、事業承継支援体制を強化している。
- このほか、同センターにおいて業界団体に対する研修会や、経営者向けのセミナーを開催するなど、関係機関と連携した積極的な周知に努め、早期の事業承継に繋げるよう取り組んでいる。
- また、京都府との協調により、事業承継に係る事業用資産の買取資金や旧代表者による借入金の借換資金などの資金需要に対応する制度融資「事業承継支援資金」を運用するとともに、信用保証料の補助を行うなど、円滑な事業承継のための資金繰り支援を行っている。

【提案・要望事項】 市・府共同提案

- 9** グローバル拠点都市として、スタートアップの創出・成長を加速化させるための支援の充実
- 1 グローバル拠点都市に選定された自治体のスタートアップ・エコシステムと海外のエコシステムをつなぐ支援
 - 2アントレプレナーシップ教育を行う自治体への支援の充実と国や支援機関、自治体間ネットワークの強化

- 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係る第2期スタートアップ・エコシステムグローバル拠点都市に「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」を選定いただいたことに御礼申し上げます。第1期の取組を発展させ、より一層スタートアップの成長につながる支援に取り組んでまいります。
- スタートアップの創出・成長を加速し、世界に伍するスタートアップ・エコシステムを形成するため、以下のとおり、集中的な支援の継続・充実をお願いしたい。

1 グローバル拠点都市に選定された自治体のスタートアップ・エコシステムと海外のエコシステムをつなぐ支援

(1) 提案・要望

- 国による一定のリーダーシップ、国の有するネットワークを活用し、エコシステムの発信強化、グローバル拠点都市に選定された自治体と海外のスタートアップ・エコシステムプレーヤーとの連携強化を支援すること。

(2) 現状・課題

- 国において、全国のスタートアップに対する海外展開の支援等が行われており、自治体では海外展示会へのブース出展等に取り組んでいるものの、現地での活動が自治体の自主的取組に留まっているため、効率的なネットワーク構築に至っていない。
- 京都市においても、海外のエコシステムとシームレスに繋がるための取組を進めているが、親和性のあるスタートアップ・エコシステムのプレーヤー・キーパーソンを独自に模索し、接点を作ることに一定の限界がある。
- 世界各国がスタートアップ支援に力を入れる中、日本及び各都市のスタートアップ支援を海外に認知させ、関心を示してもらうためには、国による一定のリーダーシップの下、各国大使館やJETRO等の支援機関とも連携を図りながら、日本のエコシステムの発信、現地の支援機関等とのパートナーシップ強化など、国のネットワークを活用した支援に取り組むことが必要。

2 アントレプレナーシップ教育を行う自治体への支援の充実と国や支援機関、自治体間ネットワークの強化

(1) 提案・要望

- 起業を志す学生が活用可能な自由度の高い補助金の創設や、アントレプレナーシップ教育（以下「アントレ教育」と言う。）を実施する自治体への財政支援を行うこと。
- 「Japan Entrepreneurship Alliance（ジャパン アントレプレナーシップ アライアンス。以下「アライアンス」と言う。）」の組織拡大や、関東圏以外の自治体や教育機関が参加しやすいカンファレンスや勉強会等の開催などを通じ、より一層、アントレ教育のノウハウの共有や、国や教育機関、自治体間ネットワークを強化するための取組を充実すること。

(2) 現状・課題

- 京都市においては、グローバルに活躍する若手起業家や、世界に挑戦するスタートアップの創出を促進するため、若い世代のアントレプレナーシップの醸成に向けた取組が重要と考え、令和6年度からユース・アントレプレナーシッププログラム事業を実施しており、今後は、引き続き、更なるプログラムの充実に取り組んでまいります。

<参考 ユース・アントレプレナーシッププログラム事業の概要>

（予 算 額）令和8年度当初予算：25,000千円

（事業概要）

京都にゆかりのある起業家や海外で活躍する起業家、経営管理のスペシャリスト等を講師に招き、アントレプレナーシップを知る機会（講演会やワークショップ等）を提供。

また、起業意欲のある中高生・大学生等を対象とした「アントレプレナーシップサークル」を形成。中高生に対しては、京都の課題解決に向けたチャレンジ・ビジネスを実践することを通じ、アントレプレナーとしての基礎力を高める。今年度新たに対象に加える大学生に対しては、開業や自己のビジネスの成長をゴールとするハンズオン支援を実施し、自分の商品やサービスが顧客や企業から評価される経験を通じて、起業家マインドとスキルを同時に高める。

（実施状況）

令和8年度中に市内高校等で13回の講演会・ワークショップを実施予定。「起業サークル」は毎年30名程度が入部し、月1回程度、起業家との交流や、起業の基礎を学ぶ勉強会、自らのアイデアのブラッシュアップ等の活動を行っている。

【「起業サークル」の活動の様子】



【京都市公式noteで「起業サークル」の活動を発信中】

<https://kyoto-city.note.jp/m/mda5d928dd0df>



- 国においても課題認識を同じくしていただいていると承知しており、令和7年3月には、文部科学省と経済産業省が共同で、アントレ教育を全国で効果的・効率的に実施することを目的としてアライアンスを立ち上げられた（京都市も令和7年8月参画）。
- アライアンスにおいて、教育機関や自治体の好事例収集や、ノウハウの共有等のため、定期的な勉強会やカンファレンスを開催されている。しかしながら、開催場所が東京に限られるなど、アライアンスに参加している全国の教育機関や自治体が参加しにくい環境となっている。
- アライアンスの枠組みが効果的に機能し、グローバルに活躍する若手起業家や、世界に挑戦するスタートアップの創出につながるよう、組織拡大に加え、関東圏以外の教育機関や自治体に参加しやすい場所でカンファレンスや勉強会等を開催するなど、国や支援機関、自治体間ネットワークを強化するための取組を充実していただきたい。

【提案・要望事項】

10 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置等

- 国においては、京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業の実施に向けて、都市・地域交通戦略推進事業による支援をいただいていることに御礼申し上げます。
- 京都駅新橋上駅舎・自由通路の令和13年度の供用開始に向け、引き続き国の支援は不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

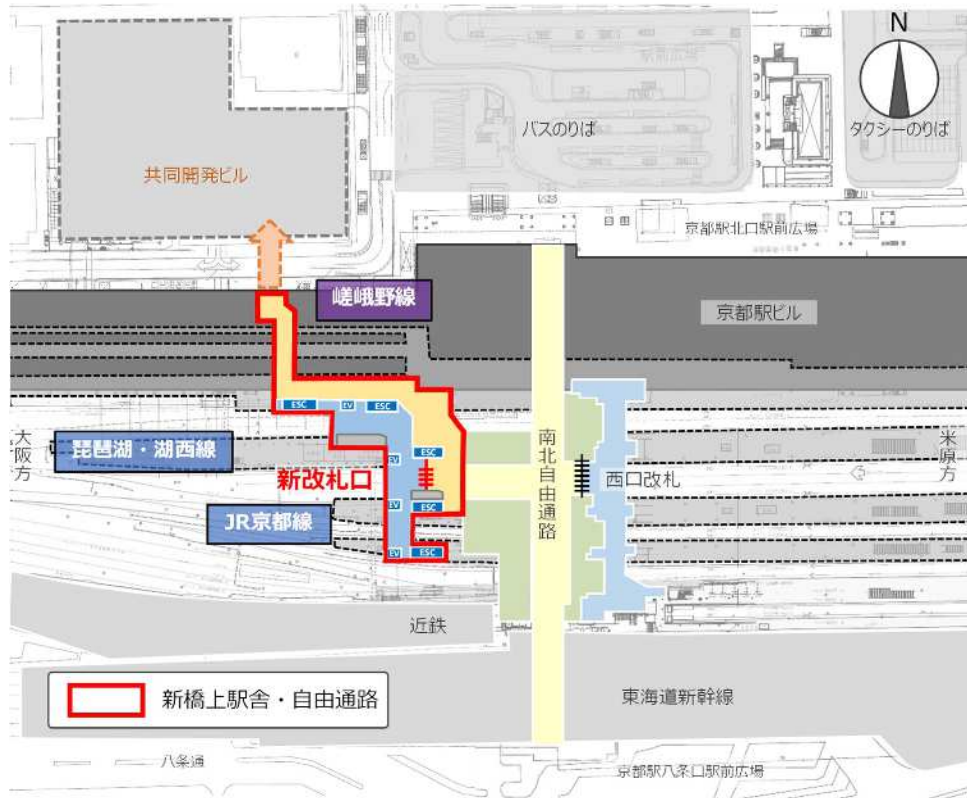
(1) 提案・要望

- 都市再生緊急整備地域における基盤整備や交通結節機能強化による京都市全体の持続的発展、活性化のため、都市・地域交通戦略推進事業費補助の予算枠の拡大や、国際観光旅客税の活用などにより、本事業に対する十分な財政措置を図ること。

(2) 現状・課題

- 京都駅は、京都市内最大の交通拠点である一方、南北自由通路等において混雑が発生し、歩行者の安全で円滑な通行に支障を来すなど、京都の玄関口にふさわしい快適で機能的な都市環境の整備が喫緊の課題である。
- このため、京都駅の交通結節機能の強化による市全体の持続的発展はもとより、駅構内及び南北自由通路の改善を目的として、西日本旅客鉄道株式会社と京都市が連携し、南北自由通路の西側に新橋上駅舎（新改札口・コンコース）、自由通路を一体的に整備する。（総事業費約195億円見込み）
- より一層の官民連携を図るとともに、適切な役割分担の下、事業効果を最大限発揮する体制を構築するため、都市再生特別措置法第117条第1項に基づく法定協議会を令和6年3月に設置した。法定協議会の下、取組を進めることで、民間の都市再生事業と合わせて基盤整備や交通結節機能の強化を確実に実現したい。
- 本事業の推進は、「都市・地域における安全で円滑な交通の確保、魅力ある都市・地域の将来像の実現」に寄与するものであり、今後も国からの十分な財政措置が必要である。また、国の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に「鉄道駅改良への支援」、「交通結節点の整備等によるまちづくりへの支援」が盛り込まれていることも踏まえ、都市・地域交通戦略推進事業費の予算枠の拡大や、令和8年度から引き上げられた国際観光旅客税の活用などにより、国による更なる支援を検討されたい。

<参考 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業の概要>



【提案・要望事項】市・府共同提案

11 教育環境の充実

- 1 教員不足解消と働き方改革に向けた環境改善
 - ① 喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善
 - ② 精神疾患等により休職する教職員の増加を踏まえた基礎定数の改善等
 - ③ 働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減
 - ④ 教職員の処遇改善及び適切な財政措置
- 2 学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合引上げの期間延長等
- 3 給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保（補正予算含む）
- 4 国における小中学校の給食費無償化への十分な財政措置
- 5 部活動地域展開に向けた環境整備に係る財政支援の継続・充実等
- 6 公立高校の特色や魅力を高めるための教育内容の充実等

- 教職調整額 10%への引上げ等を内容とする、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正をはじめ、令和 8 年度からの中学校 35 人学級の実施など、教職員の環境改善等の充実に取り組んでいただいていることに御礼申し上げる。
- 京都市においては、独自予算での中学校 3 年生の 30 人学級の実施など、一人一人の子どもを徹底的に大切にする教育環境の充実を進めており、更なる充実にあたっては、国による抜本的な政策の強化が必要であることから、以下のとおり、制度改善や財政支援をお願いしたい。

1-① 喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善

(1) 提案・要望

- 加配定数の基礎定数化における算定基準の見直しなど教職員定数の抜本的な改善、及び各加配メニューの維持・充実や、配置要件の緩和を行うこと。

(2) 現状・課題

- 通級指導及び外国人児童生徒等指導、初任者研修等に係る基礎定数算定については、令和 8 年度に加配定数の基礎定数化が完了したところである。しかし、今後の児童生徒数減の影響を受け、支援が必要な児童生徒等に対応するための定数が減少する可能性があり、基礎定数の算定基準の見直し等を図られたい。
- 共同調理場の栄養教諭については、調理食数に応じた配置基準となっているが、栄養教諭の職務が、献立作成や衛生管理、食物アレルギー対応等の給食調理に関する業務だけでなく、食に関する指導や、複雑化・多様化する学校現場での食物アレルギー対応をはじめとした個別相談指導など多岐にわたることを踏まえ、学校給食の実施方式や各地方自治体の財政状況に関わらず、栄養教諭によるきめ細かな指導

が実現できるよう、単独調理場と同様に給食を実施する学校の児童生徒数を基準に配置するなど、制度の抜本的な見直しを図られたい。

- 小学校専科指導（英語）や教科担任制推進等の一部の加配要件が厳格であり、十分な加配が得られていない状況にあることから、要件を緩和すること。
- 組織的、機動的なマネジメント体制の強化のため、複数教頭（副校長含む）の配置基準の引き下げや主幹教諭の国における配当の充実及び現行の「教頭及び教諭等定数」以外における定数化等、定数の算定基準の見直しを図られたい。

1－② 精神疾患等により休職する教職員の増加を踏まえた基礎定数の改善等

(1) 提案・要望

- 精神疾患等により休職する教職員が増加している現状を踏まえ、病休等の代替教職員として正規の教職員を充てた場合においても国庫負担金の対象とすること。
また、現行の産育休の欠員に対する加配定数措置に病休等を加え、対象期間を通年化すること。

(2) 現状・課題

- 令和6年12月に国の制度改正により、教員の産育休等による欠員補充については、正規の教職員が代替教職員となる場合においても、教員算定基礎定数等に含めることが可能となった。
- 一方、近年、精神疾患等による休職者が増加しており、年度途中における病休等の代替教職員の確保は難しい状況にある。そのため、より安定した学校体制の維持に向け、病休等による年度途中の欠員を見越した基礎定数の見直しや、現行の産育休の欠員に対する加配定数措置の対象に病休等を加えるなどの改善を図られたい。

1－③ 働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減

(1) 提案・要望

- 教員業務支援員・部活動指導員等の配置拡大や補助基準額の引上げ及び補助率の嵩上げ、補助対象の拡大など、より一層の財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 教員業務支援員について、補助対象外の幼稚園に対しても京都市独自予算を活用し、全校園（250校園）に配置している。学校における働き方改革の更なる推進にあたっては、教員業務支援員・部活動指導員等の一層の配置拡大と財政措置が必要。

1－④ 教職員の処遇改善及び適切な財政措置

(1) 提案・要望

- 現状の教職員の勤務実態に見合い、かつ、質の高い教職員の確保にも繋がる給与制度への見直しを引き続き行うこと。とりわけ、幼稚園教育職員については、処遇改善が見送られた理由である子ども・子育て支援制度の枠組みにおける財政措置とその効果について、確実なフォローアップと説明を行うとともに、他校種との均衡を踏まえた処遇改善を行い、「全ての教員」が処遇改善を実感できる制度となるよう、十分に留意されたい。

また、教職員の処遇改善の着実な実施にあたっては、教職員の給与費に係る負担を地方に転嫁することなく、所要額について引き続き必要な財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 令和7年6月の改正法案成立や令和8年文部科学省の概算要求の内容を受け、令和8年1月から教職調整額の引上げ（令和13年1月に10%で完成）や管理職の本給引上げ、諸手当の充実等を実施した。一方で、幼稚園教育職員については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて財政措置が講じられていることや、保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の処遇との均衡を理由に、教職調整額の引上げ等の処遇改善の実施が見送られているが、当該財政措置が本市を含め多くの地方自治体にとって公立幼稚園の教員の処遇改善に資するものになっていないことに鑑み、他校種との均衡を踏まえた処遇改善への見直しが必要な状況である。

国と各地方自治体が足並みを揃え、質の高い教職員の確保のための環境整備を力強く進めるためにも、地方自治体の財政力に左右されない教職員給与制度が構築できるよう、処遇改善を踏まえた各種単価の更なる改善を含め、適切な財政措置が必要である。

2 学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合引上げの期間延長等

(1) 提案・要望

- 普通教室等における老朽化した空調設備の更新を進めるための、学校施設環境改善交付金の補助率の引上げ（1/3→1/2）や、上限額（1校あたり7,000万円/年）の撤廃を行うこと。

(2) 現状・課題

- 京都市では、平成18年度に小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（全233校）の普通教室全室への設置を完了したが、設置から約20年が経過する中、老朽化等の要因により、修繕困難な不具合が増加しており、機器の更新の計画的かつ速やかな実施を進めていく必要がある。

<参考 空調設置率（小・中学校）（令和6年度文部科学省調査）>

	普通教室	特別教室
京都市	100%	80.5%
指定都市	100%	56.7%
全国	99.1%	66.9%

- 今後、空調設備の一斉更新が必要となる小学校・中学校が多数あることから、事業費縮減や財政負担平準化のために民間活力を活用した場合でも多額の経費が必要となる見込みであり、学校施設環境改善交付金による、継続的な財政支援が必要不可欠であるとともに、補助制度の更なる拡充を求める。
- 京都市では令和8年度以降、全市立学校の体育館への空調設置について、重点的に進めていく計画であり、着実な事業推進のためにも、地方自治体の財政負担軽減を図ることが重要である。

3 給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保（補正予算含む）

(1) 提案・要望

- 学校施設環境改善交付金における補助単価と基準面積を、実態に合わせて改善す

るとともに、補正予算を含め十分に確保し、地方自治体の負担分について、地方財政措置をしっかりと講ずること。

(2) 現状・課題

- 生徒や保護者からのニーズも極めて強い中学校の全員制給食制度の実施に向け、学校給食衛生管理基準に基づく給食施設の整備を行うには多額の経費を要する。整備の支援メニューである学校施設環境改善交付金については、補助単価に基準面積を乗じて算出されるものの、実際の建築単価や学校給食衛生管理基準を踏まえた施工実態と大きくかけ離れている。
- 京都市会での御指摘を踏まえ、専門の調査会社による実施方式等の調査や検討会議での議論、生徒・保護者・学校へのアンケート結果等を基に、民間調理場も活用しながら、給食センター方式で実施する計画を進めているところである。
- 文部科学省の令和8年度予算では、標準仕様の見直しや物価変動の反映等による単価改定をはじめ大幅に充実していただいているが、他都市事例からも整備に係る総事業費に占める交付金の割合が低い。補正予算も含めた財源の確保のもとで、実態に応じた補助単価と面積による十分な財政支援が必要不可欠である。

4 国における小中学校の給食費無償化への十分な財政措置

(1) 提案・要望

- 令和8年度から実施されている小学校給食費の無償化については、地方自治体の財政負担が生じることのないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。さらに、中学校給食費の無償化についても早期に必要な財政措置を講ずること。また、地域の農産物や文化・歴史の理解にもつながる食育の一環として、児童・生徒に地域の特色を生かした豊かな献立を提供する地方自治体の取組を支援すること。

(2) 現状・課題

- 小学校給食費の無償化については、国における無償化の施策が定額による財政措置となっており、地方自治体によって財政状況や給食費の設定に差があるため、無償化まで実現できる地方自治体と一部負担軽減に留まる地方自治体が生じている。京都市においては、令和8年度、必要な食材費が交付金額を総額で約6.4億円上回る見込みである。教育の根幹に関わる給食制度に格差を生じさせないためにも、国の責任において全国一律で無償化とすることが必要である。
- 京都市においては、令和6年度11月市会における全会一致での無償化を求める決議を踏まえ、無償化の実施に向けた総合的な検討を行うこととしており、国の方針に則った速やかな対応が求められる。
- また、無償化の実施に当たり、標準的な基準に基づく財政措置を行う場合、児童生徒に提供する献立は地域ごとの特色が薄れ、画一化していくことも考えられる。
- 京都市としては、令和8年度から「京都ならではの献立の充実」と情報発信の強化に取り組んでおり、これまでから実施してきた地域農産物の活用や、祭りや伝統行事と旬の食材を結びつけた行事献立等の取組を継続・充実し、子どもたちに豊かな献立を提供してまいりたい。地域の特色を生かした地方自治体独自の献立の提供に係る取組に対し、追加の財政措置をお願いしたい。

5 部活動地域展開に向けた環境整備に係る財政支援の継続・充実等

(1) 提案・要望

- 持続可能な部活動地域展開の推進を図るため、「部活動の地域展開等推進事業」の補助率の引き上げ（1 / 3 → 1 / 2）や地域クラブ活動の活動費等への支援に係る対象経費を平日実施分へ拡充するなど、国庫補助制度の充実を含めて、実現可能性の高い制度を構築すること。

改革期間については、各地域の実情を鑑み、国においても期間の後ろ倒しを含めた見直しがなされているが、いち早く課題解決に取り組む先行地方自治体が、他都市モデルとなり得る取組が進められるよう、国による十分な財政措置を講じること。

(2) 現状・課題

- 令和8年度政府予算において、「部活動の地域展開等推進事業」として様々な補助メニューが示され、京都市でも今後の制度設計を進めるうえで期待しているところであるが、より持続可能な制度として構築するためには、以下のとおり更なる財政支援が必要不可欠である。

- ・ 京都市立中・義務教育学校には26,187名（令和7年度時点）もの生徒が在籍しているため、受け皿となる地域クラブや指導者等を多数確保する必要がある。各団体が持続可能な運営を維持するためには、参加費を低廉な金額に抑える必要があり、補助率の引上げ（1 / 3 → 1 / 2）をお願いしたい。

- ・ 京都市では、令和10年度には平日・休日の一体的な部活動地域展開を行う予定で検討を進めているため、実証事業としての位置づけの補助事業（平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応）ではなく、地域クラブ活動の活動費等への支援に係る対象経費を平日の実施分まで拡充するなど、幅広い取組に対する支援が必要である。

- ・ 現行の補助メニューでは、「経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援」として、補助基準額で定められた参加費については上限月額3,000円とし、それを超える部分は地方自治体の公費負担とされているが、地域の実態や競技内容等に応じて様々な参加費の設定が想定されるため、上限の撤廃又は引上げが必要である。

- 人口減少社会において、地域の課題を解決し、まちの魅力や活力を向上させるためには、京都の価値や強みに共感する多彩な人々がつどい、地域と交ざり合うことが重要である。

京都市では、「中学生のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実に繋げていくという視点が重要」との国の方針も十分に踏まえ、部活動の地域展開を、子どもたちの学びのみならず、多世代の学び直しの場の創出にもつながる機会と捉え、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、より豊かで幅広い活動を地域全体で支えていくこととしている。

地域と学校が密接な関係にあるとともに、伝統芸能から演劇、音楽、現代アート、さらに武道、スポーツまで、多様な文化が息づき、多くの匠や専門家が活動している「学藝に満ち溢れたまち」の特性を活かし、京都ならではの部活動改革、更には、コミュニティ・スクールからスクール・コミュニティへの転換を通して、ウェルビーイングなまちづくりにつなげてまいりたい。

6 公立高校の特色や魅力を高めるための教育内容の充実等

(1) 提案・要望

- 「高等学校教育改革実行計画」の着実な実現のために創設される「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の財政支援の仕組みについて、全体像を早期に示すこと。
新たな交付金等の創設にあたって、以下の点に御配慮いただくようお願いしたい。
 - ・ 令和7年度補正予算で設置された基金を活用し、パイロットケースとして公立高校改革の取組を先行実施する「改革先導拠点」について、基金活用の後も継続的に事業が行えるよう、新たな交付金等の対象に含めること。
 - ・ 改革先導拠点以外の公立高校においても魅力向上の取組が進むよう、十分な予算規模を確保すること。

(2) 現状・課題

- 高校授業料の実質無償化が進展し、私立高校への進学が生徒にとって大きな選択肢となり得る中、引き続き、公立高校と私立高校がそれぞれの役割を果たしながら、高校教育の充実を全体として図っていくことが求められる。こうした観点を踏まえると、多様な進路を保障するため、美術・音楽・工業・中高一貫・探究学習・学び直しなど多様な学びの場を確保し、一層魅力化を進めることが求められている。
- 労働人口減少や産業構造転換により、今後、数理・デジタル分野の専門人材や地域社会・地域産業を支えるエッセンシャルワーカーの人材不足が大幅に拡大する見込みとされており、地域の産業界と連携した専門高校改革の推進や、文理分断からの脱却により理数系進学者の拡大を図る普通科系高校改革の推進が求められている。
- その実現に向け、各都道府県では、文部科学省が定めた基本方針（グランドデザイン）を踏まえて令和8年度中に「高等学校教育改革実行計画」を策定する予定である。そして、実行計画に基づく取組に対する国の支援策として、令和9年度以降に「高等学校教育改革交付金（仮称）」が創設予定とされている。また上記と並行して、国の令和7年度補正予算において、各都道府県に基金を造成し公立高校改革を先導する拠点のパイロットケースを創出するための予算が計上されている。

<参考 京都市における公教育の充実に向けた取組>

- ・ 京都市では、堀川高校探究学科（平成11年）をはじめ、西京高校エンタープライジング科（平成15年）の創設など、中学生のニーズと市民の期待に応えるべく、絶えず未来を見据えた市立高校改革に取り組んできた。
- ・ 近年では、工業高校2校の再編・統合による京都工学院高校の創設（平成28年度）、学び直しなど多様なニーズに応える定時制教育を実践する京都奏和高校の創設（令和3年度）、市立芸大の移転に合わせた美術工芸高校の移転・開校（令和5年度）のほか、新たな普通科教育として地域等との関わりの中で自由度の高い学習活動を展開する開建高校の開校（令和5年度）など、社会情勢の変化等も踏まえ、特色ある教育活動を展開している。
- ・ そのほかにも、各校の特色化や教育活動の充実に向けた事業提案に対して経費支援を行う「市立高校かがやきプラン」や府市連携による合同探究成果発表会「京都探究エキスポ」の開催など教育環境や学校体制の支援に努めており、引き続き、魅力あふれる市立高校づくりを推進していく。

【提案・要望事項】

12 子ども・子育て支援の充実

- 1 保育士配置基準の改善の着実かつ実効性のある推進、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善
- 2 多子世帯をはじめとした保育所等における利用者負担額の軽減
- 3 保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実
- 4 自治体の財政力にかかわらない、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設
- 5 こども誰でも通園制度の地域の実情に応じた柔軟な制度構築及び十分な財政支援
- 6 放課後児童支援員の更なる処遇改善

- 急速に進展する少子化により、子ども・子育て政策への対応は先送りの許されない喫緊の課題である中、国においては「こども未来戦略」に基づき、保育士配置基準の改善や保育士等の処遇改善など、京都市がこれまで要望していた内容を盛り込んだ取組を進めていただいていることに御礼申し上げます。
- 京都市においては、国基準を上回る独自の保育士配置基準、医療的ケア児への手厚い支援体制の構築など、全国トップクラスの子ども・子育て政策を推進しており、子ども・子育て支援の充実に当たっては、地方自治体における更なる取組はもとより、国における抜本的な政策の強化が不可欠であるため、以下のとおりお願いしたい。

1 保育士配置基準の改善の着実かつ実効性のある推進、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善

(1) 提案・要望

- 保育士配置基準及び保育士・幼稚園教諭等の処遇の更なる改善を、早期かつ確実に実施すること。また、保育士等の配置改善につながる4歳以上児配置改善加算、1歳児配置改善加算の適用に当たって、職員配置以外の制約を設けないこと。そのうえで、これら職員配置基準を改善するための施策については、早期に基本分単価として公定価格に組み込むこと。

(2) 現状・課題

- 京都市では、これまでから市独自負担による、国基準を上回る手厚い保育士配置や給与改善を実施（令和8年度当初予算において、市独自に約39億円を計上）。
- 令和6年度から4歳以上児配置改善加算が新設されたが、既存の加算メニューであるチーム保育推進加算等との併給ができないことから、従来から同加算等の適用を受けてきた園では、配置基準が引き上げられたにもかかわらず、実態として職員体制の充実を図ることができない状況にある。京都市においては保育所・認定こども園・新制度幼稚園の8割以上がチーム保育推進加算等を取得しているため、公定価格における加算の新設により保育士配置の改善へとつながる影響が非常に限定的となっている。

- チーム保育推進加算等は、年齢別配置基準を超えてチーム保育を推進するための体制整備に充てられるものであり、配置基準の底上げとは目的が異なるため、併給を可能とするべきである。
- 令和7年度から新設された1歳児配置改善加算では、保育士等の配置改善以外にICTの活用や平均経験年数（10年以上）の要件が設定されている。平均経験年数の要件は、保育の質を向上させるために手厚い職員配置を行うという政策目的とは本質的に関係がない。また、令和8年度に創設された「保育ICT推進加算」では1歳児配置改善加算と共通するICTの活用要件が設定されており、ICTの活用による教育・保育の質の向上を推進するための条件整備は別に進めていただいている。令和7年度に実施した配置改善実態調査では、既に1歳児の職員配置を改善している施設は87.7%に上るものの、加算取得率は47.1%に留まるとされており、これらの要件があるために職員配置に見合った適切な運営費が支給されない状況があることは明白である。
- 3歳児については令和10年度から配置改善（15：1）の完全実施を進めることとなった。配置改善実態調査では、4・5歳児についても配置改善（25：1）の実施率は既に93.9%、1歳児についても前述のとおり87.7%と着実に改善は進んでいる。

【保育士配置基準（子ども：保育士）】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国（加算による改善を含む）	3：1	5：1	6：1	15：1	25：1	25：1
京都市	3：1	5：1※	6：1	15：1※	20：1	25：1

※ 1歳児については4：1、3歳児については10：1まで保育士を加配できるよう、京都市独自で助成を実施。

2 多子世帯をはじめとした保育所等における利用者負担額の軽減

(1) 提案・要望

- 多子世帯の負担を軽減するため、国の責任において、年齢制限、同時入所条件、所得制限を撤廃するなど、統一的な取り扱いの下、制度を再構築するとともに、地方公共団体の財政運営に支障をきたすことのないよう、必要な財政措置を講じること。また、全国一律の制度として国基準保育料の見直しを行うとともに、保育所等と幼稚園では国による無償化の対象期間が異なるため、統一すること。

(2) 現状・課題

- 多子軽減の制度について、現在の国制度では、年齢差があるきょうだいがいる場合には軽減の対象外となっており、市民の不公平感や年齢の離れた子どもを産むことに対する経済的な負担感につながっている。
- 保育にかかる費用は一部を保護者負担とし、国・県・市町村で按分しているが、保護者の経済的負担の軽減や少子化対策を目的として、各市町村で国基準保育料から独自軽減を行っている。また、京都市を含む複数の自治体においては、第二子以降の保育料無償化も実施しており、各自治体の財政負担が大きくなっている。国基準保育料と各市町村基準保育料の差額も大きく、また、本来、保育料は自治体間の価格競争にはなじまない性質のものであり、全国一律の制度であることが望ましい。

- 現在、無償化の対象は、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳のすべての子どもとされている。幼稚園は満3歳以降の適用となるが、保育所等は3歳児クラス以降の適用となっており、利用する施設によって保育料が無料となる時期に差が生じ、保護者間の不公平感につながっている。

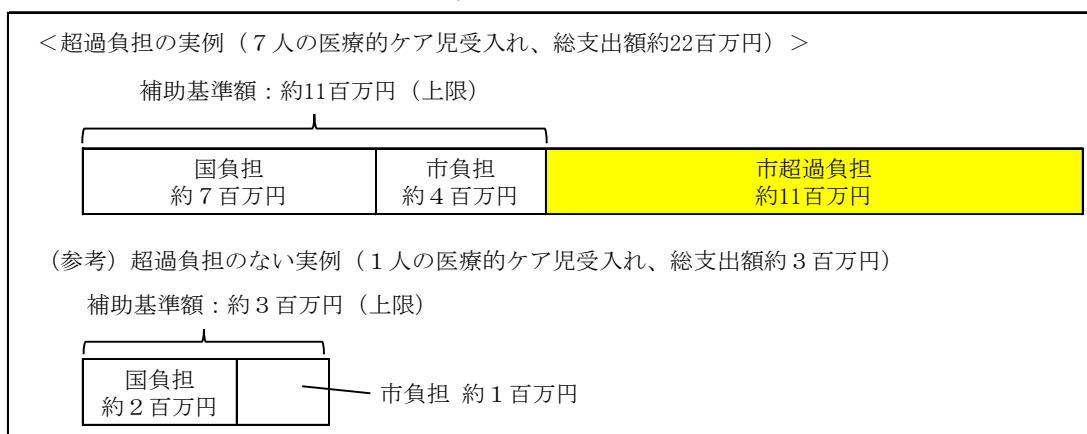
3 保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実

(1) 提案・要望

- 保育所等について、医療的ケア児の受入れに係る指定都市の財政負担の割合が過大であるため適正化する（現行は指定都市・中核市1/3、その他市町村1/6）とともに、看護師等の配置に係る補助基準額を見直し、ニーズに応じた保育所等への看護師配置に係る十分な財政措置（1施設当たり上限額の撤廃等）を行うこと。
- 放課後児童クラブについて、看護師等の配置に係る補助基準額を見直すこと。
- 市立学校園について、医療的ケアが必要な児童生徒が増加し続けている状況を踏まえ、学校看護師の教職員定数化を行うこと。
- 保育所等や私立幼稚園、放課後児童クラブで訪問看護サービスを利用する場合は医療保険が適用されておらず、保護者の負担増に繋がることから、保険適用を行うこと。加えて、放課後児童クラブにおける訪問看護利用については、国補助の対象になっていないことから、補助要件の見直し・拡充をすること。

(2) 現状・課題

- 保育所等について、この間、国においては、医療的ケア児を積極的に受け入れるための財政支援を拡充してきたが、現行の補助制度では指定都市の財政負担が過大となっている。今後も積極的な受入れを進めるためには、子ども・子育て支援制度の給付費の負担割合（指定都市、その他市町村ともに1/4）と同様、負担割合の取扱いを変えるべきではなく、負担割合の適正化が必要である。
- また、医療的ケア児の受入れは、施設基準や人員配置が整った特定の保育所に集中することが通常であるにもかかわらず、現行の国の補助制度においては、看護師等の配置について、1施設当たりでの補助基準額の上限（約11百万円）が設定されており、積極的な受入れを阻害する要因となっている。京都市においては、この上限額を大きく上回る超過負担が生じており、持続可能な制度となっていないことから、上限額の撤廃が必要である。



- 放課後児童クラブについて、保育所等や幼稚園とは異なり、土曜日や夏休み等の学校休業日を除き放課後児童クラブにおける児童の滞在時間が短いことや、授業・学校行事の関係で日によって利用時間帯に変動がある中で、児童の利用状況に合わせて柔軟に看護師を配置する必要があるが、現行の補助基準額の範囲では、放課後健全育成事業を行う者等が看護師等を雇用して配置することが難しい状況にあることから、看護師配置に係る補助基準の見直しが必要である。
- 市立学校園について、医療的ケアが必要な児童生徒が年々増加し続けており、毎年新たに就学する学校に必要な看護師数名を採用し配置している現状がある。今後看護師の配置拡大が見込まれる中で安定した配置を継続するためには、看護師の教職員定数化が必要である。
- 健康保険法上、「居宅」での利用のみ医療保険が適用され、保育所等での利用は全額自費対応となる。保護者の負担を軽減するためにも、制度改正により、医療保険の適用範囲の拡大が必要である。なお、訪問看護サービスは、保育所等を利用している時間帯のうち、痰吸引等の処置が必要となる時間帯のみ利用（スポット的に利用）することを想定している。
- また、ケアの頻度が少ない場合や、児童の特性等から、京都市の放課後児童クラブにおいても医療的ケア児の受入れに当たって訪問看護サービス利用をする事例が生じており、あわせて、学校からの送迎が必要となる放課後児童クラブ特有の事情を踏まえ、保護者負担軽減の観点から、補助要件の見直し・拡充が必要である。

4 自治体の財政力にかかわらない、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設


(1) 提案・要望

- 全国どこに住んでいてもサービス内容に格差が生じることなく、すべての子どもやひとり親家庭等が等しく、安心して医療を受けられるように、自治体の意見を聞きながら、全国統一の助成制度を創設すること。

(2) 現状・課題

- 子ども及びひとり親家庭等医療費支給制度は全自治体で実施されているが、自治体の独自制度であるため、一部負担金や対象年齢等が自治体によって異なることで制度が複雑化しており、他都道府県での診療には還付手続きが生じるなど市民への負担が生じている。
- 京都市では、子ども医療費支給制度について、平成5年に所得制限や回数制限を設けないかたちで創設した。以降、これまで9回にわたり制度の拡充を図っており、令和5年9月診療分からは、3歳から小学生までの通院医療費にかかる自己負担額の上限を、これまでの1か月1,500円から1か月1医療機関200円に引き下げを行った。

<参考 京都市の子ども医療費自己負担額の上限と令和5年9月診療分からの拡充内容>

	就学前		小学生	中学生
	0～2歳	3～6歳		
入院	1 医療機関 200 円／月			
通院	1 医療機関 200 円／月	1,500 円／月  【拡充】 1 医療機関 200 円／月		1,500 円／月

- また、ひとり親家庭等医療費支給制度について、平成元年に母子家庭で養育される小学校卒業までの児童を対象に創設した。その後対象となる児童の年齢を18歳まで引き上げるなど対象者を拡充し、現在では生計を一にする父又は母のいない児童とその母又は父、両親のいない児童等を受給対象者としている。生計維持者の所得制限を設けているものの、受給者の自己負担はない。

5 こども誰でも通園制度の地域の実情に応じた柔軟な制度構築及び十分な財政支援

(1) 提案・要望

- 令和7年度から導入されている総合支援システムについて、自治体からの要望等を踏まえ、速やかに必要な改修を行うとともに、システムの仕様変更を行う際は事前に説明会を開催するなど、迅速かつ丁寧な対応を行うこと。
- 都市部の物価及び賃金水準や保育士等の負担を十分に考慮した財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 令和8年度から法に基づく制度として全国の市区町村で実施されることとなり、利用者の利便性向上等のため、本市では利用時間を独自に2時間上乘せし、合計12時間利用できることとした。しかしながら、上乘せした時間に利用料の減額や加算が適用されないなど、現状の総合支援システムでは市区町村独自の施策に柔軟に対応できる仕様となっておらず、市職員や事業所職員が手作業で対応せざるを得ない状況である。
- 公定価格については、加算分も含め改善が見られたが、全国一律の単価となっており、都市部における物価及び賃金水準や保育士等の負担が考慮されていない。

6 放課後児童支援員の更なる処遇改善

(1) 提案・要望

- 放課後児童支援員の更なる処遇改善の早期かつ確実な実施を行うこと。

(2) 現状・課題

- 放課後児童クラブについて、国が定めた「放課後児童クラブ運営指針」にあるように、一定水準の質を確保し、事業の安定性、継続性を確保する必要があるため、放課後児童クラブに従事する職員（放課後児童支援員）については、その役割や社会的責任を理解し、全うできる人材を確保する必要がある。そのため、京都市では、運営団体において正職員を雇用することを前提として、これまでから市独自負担により、国基準を上回る水準で人件費相当の費用を確保し、運営団体において雇用される職員の給与改善を促進している。
- 専任の放課後児童支援員を継続的に確保するには、現行の京都市委託料（人件費相当額）の水準でも決して十分な額とは言い難く（令和7年度の全産業の平均年収：546万円）、運営団体における人材確保が年々厳しさを増す中で、今後、必要な実施体制を確保できなくなるおそれがある。

<参考 放課後児童クラブの国補助基準と京都市委託料の年額比較>

放課後児童クラブ 1クラス当たり年額	
常勤の放課後児童支援員を 2名配置した場合の 国補助基準単価	693.9万円（346.95万円／名）
京都市委託料 （人件費相当額）	983.6万円（491.8万円※／名）

※ 令和7年度の京都市委託料（人件費相当額）を国の配置基準上の正職員数で除したもの

【提案・要望事項】**13 国民健康保険制度の抜本的な改革**

- 1 他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現
- 2 制度改革実現までの財政措置の拡充

- 被用者保険の適用拡大等により、国民健康保険事業では、被保険者数が減少するだけでなく、所得が低下する一方で医療の必要性が増大する65歳以上の構成割合が大幅に高まるなど、収支構造の悪化が顕著であり、事業主が保険料の半分を負担する被用者保険との保険料負担格差が増大している。
- 高齢者の増加や医療の高度化等により医療費が増大し続ける中、政府においては、今後さらなる被用者保険の拡大を予定されており、現行制度のままでは国民健康保険加入者の負担は更に拡大していくことが見込まれることから、以下のとおりお願いしたい。

1 他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現**(1) 提案・要望**

- 国民健康保険制度について、他の医療保険制度と一本化し、国を保険者とした全ての国民が加入する医療保険制度を構築するなど、抜本的改革を早急を実現すること。

(2) 現状・課題

- 国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹として極めて重要な役割を果たしているものの、加入者に低所得者や高齢者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えている。さらに、少子高齢化の進展や、医療の高度化等により、一人当たりの医療費は増加する一方、被用者保険の適用拡大によって、勤労所得を有する被保険者が被用者保険に移行しており、国民健康保険制度を取り巻く環境は厳しさを増している。

(参考) 京都市における医療分の1人当たり納付金[※]と1人当たり所得の比較

	平成30年度	令和8年度
1人当たり納付金 (増加率)	80,613円	114,502円 (+42.0%)
1人当たり所得 (増加率)	460,270円	541,334円 (+17.6%)

※ 医療費等をもとに算定される、市町村から都道府県への納付金

(参考) 京都市所得割基礎額階層別世帯数の推移

(各年度末時点)

所得割基礎額 (単位:万円)	平成27年度		平成28年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
0	108,180	49.2%	105,994	49.6%	98,228	50.1%	102,898	52.9%	102,335	53.7%	101,079	54.2%
0超～100	61,016	27.7%	57,829	27.2%	51,804	26.4%	46,616	24.0%	45,125	23.7%	42,501	22.8%
100超～200	29,082	13.2%	28,367	13.3%	26,156	13.4%	23,644	12.2%	23,359	12.3%	22,464	12.1%
200超～300	10,091	4.6%	9,924	4.6%	9,583	4.9%	9,202	4.7%	9,042	4.8%	9,247	5.0%
300超～400	3,969	1.8%	3,860	1.8%	3,804	1.9%	3,924	2.0%	3,709	2.0%	3,822	2.1%
400超～500	2,003	0.9%	2,007	0.9%	1,846	0.9%	2,164	1.1%	1,826	1.0%	2,027	1.1%
500超～	5,753	2.6%	5,633	2.6%	4,679	2.4%	6,040	3.1%	4,766	2.5%	4,959	2.7%
合計	220,094	100.0%	213,614	100.0%	196,100	100.0%	194,488	100.0%	190,162	100.0%	186,099	100.0%
備考			従業員501人～の 事業所に対し 社会保険適用拡大				従業員101人～の 事業所に対し 社会保険適用拡大				従業員51人～の 事業所に対し 社会保険適用拡大	

※ 所得割基礎額＝総所得金額－基礎控除額(有所得者1人当たり43万円)

⇒ 所得割基礎額 100 万円 (※) 以下の世帯が約 8 割
そのうち 0 円の世帯の割合は増加しており、更なる低所得化が進んでいる。

(※) 給与所得 1 人世帯の場合、年収約 200 万円

○ 京都市では、医療費の伸び等に伴い京都府への納付金が増加する中、一般会計から多額の財政支援を行うことで被保険者の負担抑制を図っているが、それでもなお、保険料を事業主と被保険者で折半する他の医療保険制度との差は拡大している。

(参考) 給与支払額 430 万円世帯の保険料 (本人負担分) 年額
(介護 2 号被保険者 2 人世帯モデル)

	平成30年度	令和8年度
京都市国保	457,480円 (一般会計からの臨時支援なし)	479,640円 (一般会計からの臨時支援あり 臨時支援がない場合は547,560円)
協会けんぽ	250,344円	253,384円

○ 国においては、「保険料水準統一加速化プラン」に基づき、都道府県内における保険料水準の統一に向けた取組を支援しているが、都道府県単位で保険料水準を統一しても、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題の解決には至らず、制度の抜本的な改革が求められる。

2 制度改革実現までの財政措置の拡充

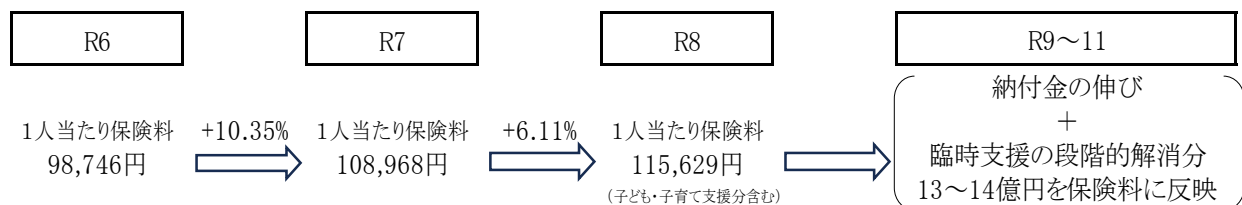
(1) 提案・要望

- 制度改革実現までの間、以下のとおり財政措置を拡充し、財政基盤のより一層の強化を図ること。
 - ・ 国庫負担率の引上げ
 - ・ 国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充
 - ・ 特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充

(2) 現状・課題

- 国においては、平成 30 年度の都道府県単位化に伴い財政支援を拡充（全国で約 3,400 億円）され、また、「保険者支援制度」において、保険料軽減世帯数に応じた支援が行われてきたものの、他の医療保険制度との保険料負担の差は改善に至っていない。
- 京都市では、医療費の伸び等に伴い京都府への納付金が増加する中、従来から基金や一般会計からの多額の臨時支援により保険料を抑制してきたが、基金が枯渇し、こうした措置は限界を迎えていることから、令和 7 年度から 5 年間かけて臨時支援を段階的に解消しつつ、1 人当たり納付金の伸びを保険料に反映していくこととしている。

(参考) 京都市 1 人当たり保険料の推移



- これにより、京都市の国保被保険者の負担は年々増加する見込みとなっており、他の医療保険との格差は拡大していくこととなるため、抜本的な制度改革の実現を待っていただける状況ではなく、早急な財政支援の拡充が必要である。

【提案・要望事項】

14 福祉施策の更なる充実と十分な財政支援

- 1 障害者権利条約及び障害者総合支援法の理念を踏まえた障害福祉サービス（訪問系サービス）の適切な制度運用への改善
- 2 福祉人材の処遇改善及び国庫負担での財政措置
- 3 医師の働き方改革や働き手の減少等に係る医療従事者の確保に対する支援

- 京都市は、全ての人が個性を発揮し、互いを認め合い尊重しながら、自分の「居場所」と「出番」を見つけ、それぞれが望む生き方や暮らし方を実現できるまちを目指している。この理念は、我が国が批准している障害者権利条約や障害者総合支援法の理念と軌を一にしており、障害者権利条約第 19 条では障害のある方が、どこでどのような生活するかを選択する機会、必要な在宅サービスを利用する機会を有するために適切な措置を講ずることとされている。
- しかし、障害のある方の地域生活を支える根幹となる訪問系サービスのみ国庫負担基準を設定した制度運用が行われている。自治体の財政状況にかかわらず、障害のある方が当然に享受する権利や機会が提供できるよう、適切な制度運用に改善する必要がある。
- また、引き続き物価高騰や、春闘において昨年引き続き高水準でのベースアップが見込まれる中で、医療機関や介護事業者等からは「経営や人員確保が厳しい」との声が聞かれている。
- 厚生労働省の令和 8 年度予算では、「医療・介護・障害福祉分野の賃上げ・経営の安定・人材確保等」が重点事項に掲げられ、大幅な診療報酬改定、定期改定を待たず期中での介護・障害報酬改定等、的確なご支援をいただいているところであるが、以下の要望内容も踏まえ、より強力な支援をお願いしたい。

1 障害者権利条約及び障害者総合支援法の理念を踏まえた障害福祉サービス（訪問系サービス）の適切な制度運用への改善

(1) 提案・要望

重度の障害があっても、障害のある方が望む地域で暮らす選択機会を確保できるよう、地域生活を支える根幹となる居宅介護（ホームヘルパー）、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、持続可能な障害福祉サービスを提供する観点から、市町村が決定した実際の給付額の総額を算定基礎とする財政措置を行うこと。

上記を実現するまでの対応として、令和 9 年度に障害福祉サービス等報酬改定が行われることを踏まえ、速やかに以下の措置を講ずること。

- ・ 重度訪問介護利用者（介護保険対象者、非対象者とも）に係る障害福祉サービスの国庫負担基準を引き上げること。

少なくとも、医療的ケアが必要な方や強度行動障害のある方などの状態像が最も重度の方（重度障害者等包括支援対象者）については、利用実態を適切に反映

した単位数まで引き上げるか、もしくは、当該区分に限り、市町村が決定した実際の給付額に対し、国が1/2の財政負担を行うこと。

- ・ 居宅介護の介護保険対象者の国庫負担基準単位について、障害支援区分5、6の単位数を引き上げるとともに、障害支援区分1～4の国庫負担基準を創設すること。

(2) 現状

- 厚生労働省では、障害者権利条約の理念を踏まえ「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、令和9年度から11年度で施設入所者数の6%以上を地域移行させる等の目標を掲げている。
- 京都市においても障害のある方の地域移行、地域生活の継続に取り組んでいるところであるが、障害の重度化や家族の高齢化により、必要なサービス量の増加が大幅に進展している。特に、重度障害のある方が地域で生活していくために必要不可欠な重度訪問介護は、地域移行の推進等により、更にサービス量が増加していくことが見込まれる。
- 京都市が障害福祉サービスデータベースを活用し、政令市のある15道府県について、重度訪問介護の利用人数と、そのうち長時間利用者の人数について、20政令市合計と政令市以外の732市町村合計を比較した結果、政令市には人口割合以上に重度訪問介護利用者が集中し、700時間/月以上のサービスを要する最重度の障害のある方は更に集中していることが分かった。

(政令市のある15道府県の「人口割合」と「重訪利用者の割合」の乖離状況)

15道府県		人口割合 (a)	重訪利用者の割合 (b)		ポイント差	
			重訪利用者の割合 (b)	うち月700時間超利用者 (c)	重訪利用者の割合 (b-a)	うち月700時間超利用者 (c-a)
	政令市合計	39%	64%	66%	25	27
	政令市以外の市町村合計	61%	36%	34%	-25	-27

※ 各割合は、障害福祉サービスデータベースの令和7年10月時点の数値を基に算出

プラスの値が大きいほど人口割合以上に利用者が集中

- その要因は、政令市は、
 - ① 人口割合以上に、医療的ケアが必要な方や強度行動障害のある方が集中
 - ② 障害福祉サービス利用者のサービス選択の傾向として、施設入所率が相対的に低く、長時間のサービス利用を要する方も、在宅生活を継続している割合が高いと推察
 - ③ 重度訪問介護の事業所数が、人口割合以上に充実している。供給体制の確保が進むことが新たな需要につながるなど、需要と供給が相互に連鎖することで、在宅生活を継続する最重度障害のある方の集中に影響
ということができる。

(政令市に集中している要因分析)

15道府県		要因				ポイント差			
		医療的ケア	強度行動障害者	施設等入所者	重訪介護事業者	医療的ケア	強度行動障害者	重訪介護事業者	施設入所率
	政令市合計	377人	746人	21,090人	6,317	13	23	9	7.6%
	政令市以外の市町村合計	346人	461人	48,571人	6,804	-13	-23	-9	12.8%

- ※1 医療的ケアは、重度訪問介護利用者の喀痰吸引等支援体制加算の算定者数
- ※2 強度行動障害者数は、重度訪問介護利用者の強度行動障害者数
- ※3 施設入所率は、(施設入所者数+療養介護の利用者数)÷障害福祉サービス実利用者数
- ※4 重訪介護事業者は、実際のサービス利用の有無までをデータ上判別できないため、指定されている件数

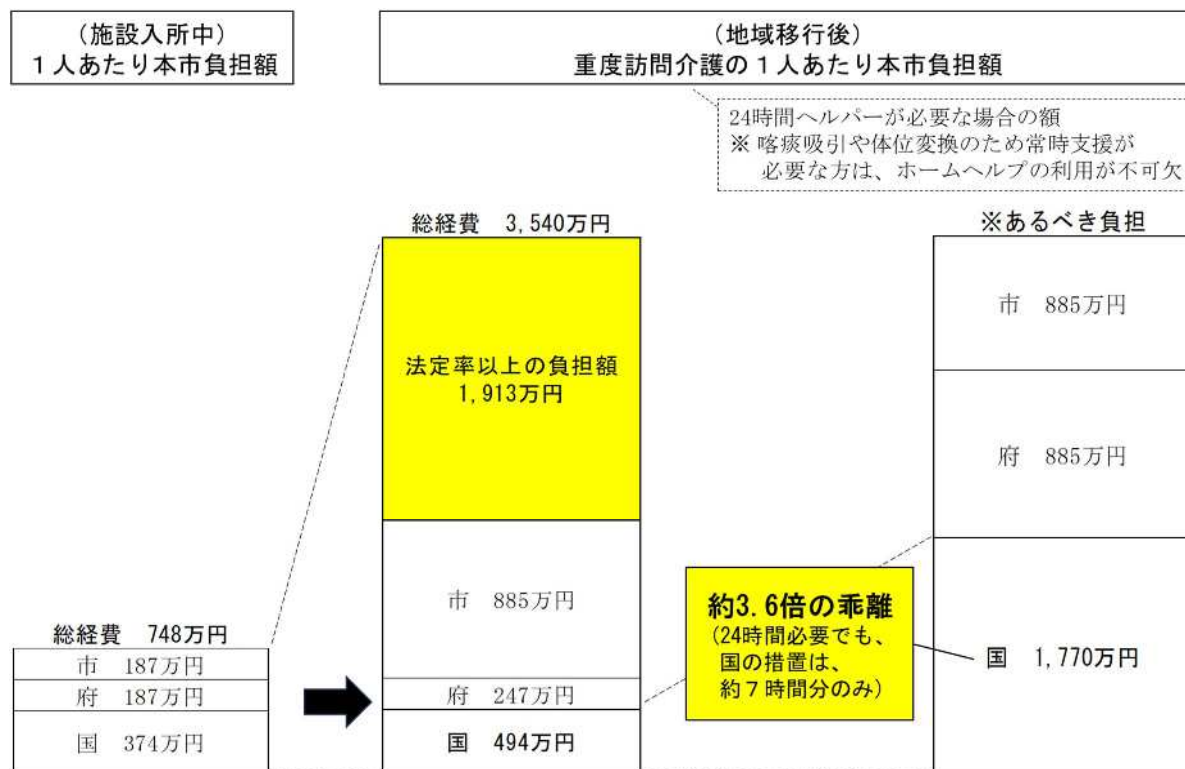
プラスの値が大きいほど人口割合以上に利用者等が集中

- 京都市はいずれの要因にも合致し、多額の法定率以上の負担額（R6：52億円）が生じている。一方で、人口割合に比して集中が少ない政令市もあるが、こうした政令市では重度訪問介護利用者や長時間利用者が、道府県内における他市町村に分散しており、当該政令市への集中が緩和されている。これらは、道府県内の中核市や一定規模以上の一般市が政令市に近接して複数存在することが影響しており、京都府内における京都市への集中を、京都市による取組によって緩和（他市町村への分散）を図ることは困難である。

(3) 課題

- 医療的ケアが必要な方や強度行動障害のある方の地域生活の継続、あるいは施設からの地域移行については、この間、国においても強力に推進しており、サービス提供体制の確保は国・市町村ともに取り組むべき喫緊の課題である。

(地域移行の推進と法定率以上の負担額の状況)



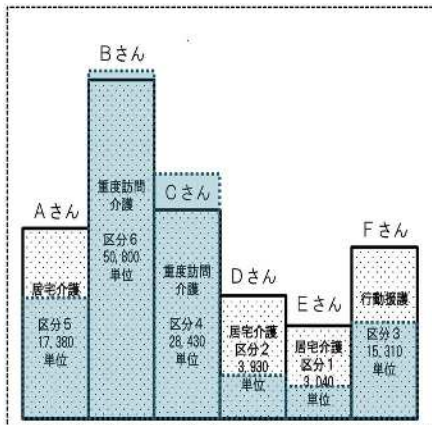
- 医療的ケアが必要な方や強度行動障害のある方などの長時間のサービス利用を要する方が政令市に集中する傾向にある中、これらの国庫負担基準は利用実態と大きく乖離していることから、現行の国庫負担基準は京都市をはじめとする政令市に著しく負担を強いる制度設計となっている。厚生労働省は「同じ市町村内の中でサービス利用が少ない方から多い方に回すことが可能な制度」と説明されているが、少ない方から回せる余剰はわずかであり、大きく不足している（次表では△9万時間不足）。

また、状態像が最も重度な方は支援の個別性が高いことから、支給量を標準化した1つの尺度（国庫負担基準）では実態にそぐわない。

(国庫負担基準設定と京都市の実態との比較)

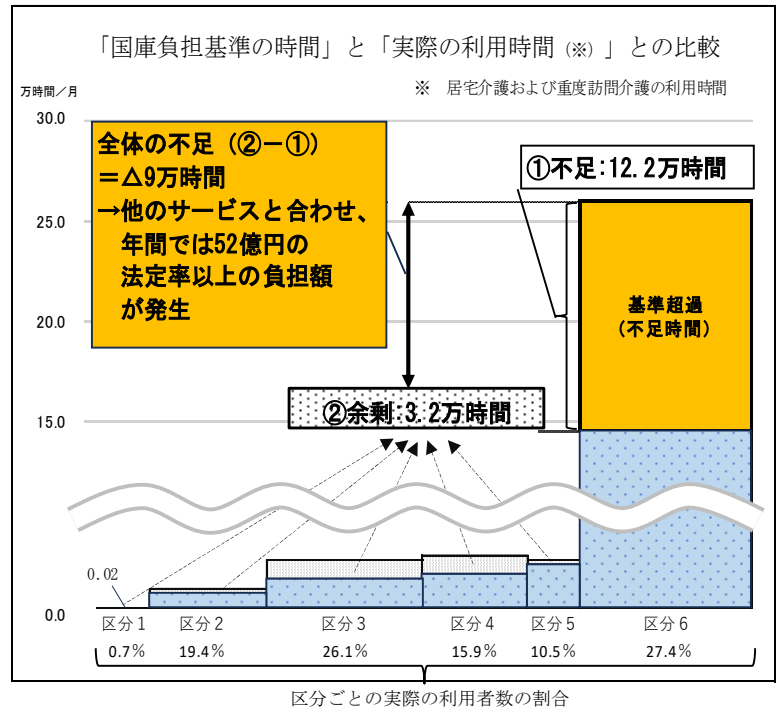


国想定



少ない方(A、D、E、Fさん)の余剰を、重い方(B、Cさん)の不足に回す想定

京都市の実態



- 京都市の法定率以上の負担額は、この10年間で5倍以上(H27: 10億円→R6: 52億円)となっており、このままでは、国と地方自治体が共に進める地域移行にブレーキがかかり、地域生活の継続が実現できないばかりか、障害のある方が必要とするサービスを、不足なく提供することができなくなるおそれがあることから、都市部の実態に応じた国庫負担基準に見直す必要がある。

2 福祉人材の処遇改善及び国庫負担での財政措置

(1) 提案・要望

- 介護・障害福祉サービスのニーズは今後も増加が見込まれるが、他産業よりも賃金が低い等の状況もあり、深刻な人材不足である。これらのサービス提供に必要な福祉人材を安定的に確保していくため、他産業の賃上げ率を上回る処遇改善を間断なく実施すること。
- 令和6年度及び令和8年度報酬改定の影響について、介護事業者等の現場の実態を引き続き調査・検証すること。とりわけ、令和6年度報酬改定において減額改定した訪問介護事業所については、詳細な実態把握を行うこと。ならびに、令和9年度に予定されている報酬改定についても、調査結果を生かして介護事業者等の経営の安定化及び介護サービスの安定的な供給につながる内容とすること。また、介護報酬の増額改定等を行う場合は、保険料や利用者負担の引上げにつながらないよう全額国庫で賄うなど、必要な措置を講じること。

(2) 現状・課題

- 「賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移」によると、令和6年度の障害福祉分野の職員の平均給与は月額換算で30.8万円となっており、全産業平均の38.6万円を大きく下回っている。
- 政府は、物価安定の目標を消費者物価指数の前年比上昇率+2%と定めるとともに、物価上昇を上回る所得増（賃上げ）を掲げている。
- 介護・障害福祉サービスでは令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップ、令和8年度では介護職員について最大で+6.3%の賃上げを実現するよう報酬改定が行われているが、令和6年春闘の平均賃上げ率は+5.1%、令和7年春闘の平均賃上げ率は5.3%、令和8年でも+5.1%となっており、介護・障害福祉分野と全産業との給与の差は大きく縮まらない見込みである。

3 医師の働き方改革や働き手の減少等に係る医療従事者の確保に対する支援

(1) 提案・要望

- 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者の確保及び労働、就業等の環境整備、改善を図るため、以下のとおり支援策を講じること。
 - ・ 診療報酬について、物価・賃金の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること
 - ・ 都道府県や政令指定都市等が行う対策等を支援するなど、医療従事者の確保に向けた対策を講じること

(2) 現状・課題

- 令和6年4月からの医師の時間外労働の上限規制等により、大学病院からの医師派遣の縮小等、民間のみならず、地域医療を支える公的医療機関においても従来どおりの医師確保が困難となってきているほか、昨今の物価高騰及び人件費の上昇により、医療機関の経営状態は悪化している。
- 京都市においても、一般の診療所等が休診している夜間休日における地域の初期救急医療を担う京都市急病診療所において医師確保が困難となっている状況があるほか、市内の看護専門学校において、少子化に伴う受験希望者の減少を受け、閉校の方向性が示されるなどといった状況がある。

【提案・要望事項】

15 地域手当の見直しに関して、保育士・幼稚園教諭、福祉人材の処遇水準の維持

- 国家公務員の地域手当が大幅に見直され、令和7年4月から支給地域の単位の広域化や級地区分の再編成が段階的に実施されている。(京都市域の場合、10%→8%)。
- 当該見直しにより、保育士・幼稚園教諭、福祉人材の確保に支障が生じる恐れがあることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 保育士・幼稚園教諭、福祉人材確保の取組に支障が出ることがないように、地域区分の変更により保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等が低下する地方自治体については、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえ、令和7年度の見直し前の地域区分の水準を維持し、必要な財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 保育所等の公定価格や児童養護施設等の措置費、介護・障害福祉サービスの報酬については、国家公務員の地域手当に準拠し、地域区分が定められている。
- 保育士・幼稚園教諭、児童養護施設等職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較し、低い傾向にある。
- 京都市においては、令和7年度の見直し前の地域区分に基づく処遇であっても、人材確保が困難になってきており、関係団体からは、他産業との賃金格差の解消や人材確保対策などを求める要望が京都市に対してなされている。
- 令和7年度の見直しにより引き下げられた児童養護施設等の措置費については、令和8年度は従前の地域区分とする方針が示され、状況が改善した。一方で、介護・障害福祉サービスの報酬や障害者(児)給付費については「次期報酬改定(令和9年度)に向けて検討を進める」とされているとともに、保育所等に係る給付費については令和9年度から「まずは、公務員の地域手当(令和6年人事院勧告)に準拠することを基本としつつ、隣接する地域等の状況を踏まえた補正ルールを設けること」を前提に見直しが予定されていることから、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっており、自治体の立場としても大きな問題意識を持っている。
- 補正ルールの内容が現時点で明らかでないものの、例えば、地域区分を公務員の地域手当と同様に大括り化することで、京都府内・府外の周辺自治体の地域区分が現行の水準より引き上げられた場合、結果的に、京都市においては人材確保が一層困難となり、また、より良い待遇を求めて現行の人材が流出する懸念がある。

【提案・要望事項】

- 16 自治体情報システム標準化の目的実現に向けた確実な財政措置**
- 1 標準化移行経費に対する補助金の全額措置
 - 2 標準化移行後のシステム運用経費に対する確実な財政措置

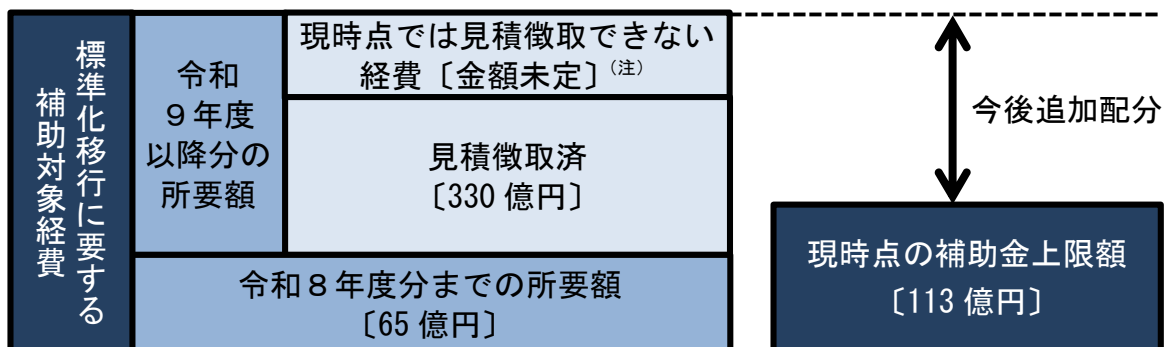
- 京都市では、標準化が目指す「市民の利便性向上」と「行政運営の更なる効率化」に向け、国と緊密に情報共有・意見交換を行いながら取組を進めてきた。財政措置の拡充に関しても、累次にわたり提案・要望を申し上げてきたところ、デジタル基盤改革支援基金が大幅に増額され、京都市に対してもこの間の所要額は全額を措置いただいている。
- こうした取組の進展により、現時点では、標準化対象 20 業務のうち 5 業務について移行完了に至っており、今後、残る 15 業務の移行作業を本格化していく予定である。
- ついては、円滑かつ安全な移行に向け、引き続き、自治体との緊密な連携の下、取組を進めるとともに、移行経費に対しては、所要額全額を確実に国費により措置するよう要望する。
- また、標準化移行後のシステム運用経費について、京都市においてはまだ全貌が掌握できる段階にはないが、今後、見積徴取の進捗に応じて見積精査を支援いただくとともに、実情に見合った確実な財政措置を講じていただきたい。とりわけ人口規模の大きな指定都市においては、移行に時間を要し、移行後運用経費の最適化にもなお時間を要する可能性があるため、令和 9 年度以降も適切な期間、財政措置を継続するよう要望する。

1 標準化移行経費に対する補助金の確実な全額措置**(1) 提案・要望**

- 標準化移行経費について、引き続き、見積精査を支援いただくとともに、必要となる補助対象経費に対しては、国庫補助金を確実に全額措置いただきたい。

(2) 現状・課題

- 京都市の補助上限額として、現時点では 113 億円が措置されており、令和 8 年度分までの所要額は充足されている。令和 9 年度以降分については、今後、国との連携の下、見積りを十分精査したうえで、追加配分されることとなっている。

<京都市における標準化移行経費と補助金の状況>

(注) 標準化システムと連携する標準化対象外のシステムの改修費など、システム移行作業が一定進捗しなければ見積もることができない経費があるため、現時点では所要額の総額を完全に見通すことはできない。

2 標準化移行後のシステム運用経費に対する確実な財政措置

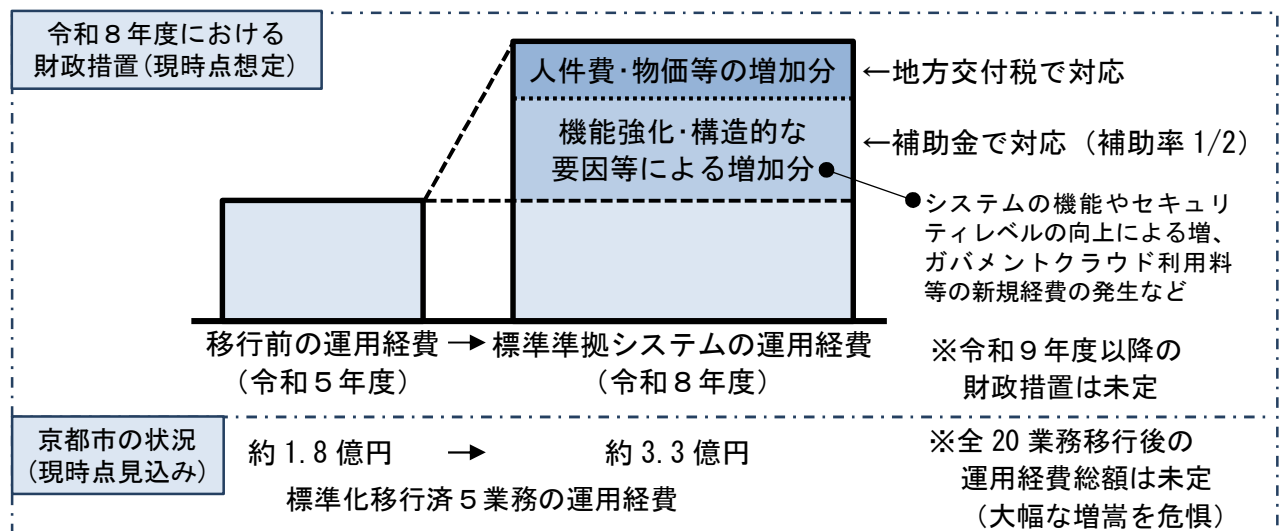
(1) 提案・要望

- 標準化移行後のシステム運用経費に対しては、人件費・物価等の増加分（地方交付税措置）及び機能強化・構造的な要因等による増加分（補助金により措置）とも、自治体や事業者の実情を十分把握し、確実な財政措置を講じるとともに、将来的な運用経費の低減に向け、自治体に対する見積精査支援や、事業者に対する技術支援を十分に講じていただきたい。

(2) 現状・課題

- 京都市においては、標準化移行の途上にあるため、現段階では全業務移行後のシステム運用経費の総額を詳細に見積もることはできないが、既に移行済みの自治体にあつては、大幅な経費増が顕在化しているところも多いと聞いている。
- 京都市における標準化移行済5業務の令和8年度システム運用経費は、移行前に比べて年額約1.5億円の増となる見込みである。当該5業務は比較的小規模な業務であり、令和9年度以降、税や国民健康保険等の大規模業務を含む15業務の順次移行に伴って、運用経費の総額が更に大幅に増嵩することを危惧している。

<システム運用経費に係る国の財政措置と京都市の状況>



【参考】京都市における標準化移行スケジュール

標準化対象20業務	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
住民基本台帳、印鑑登録		移行作業		★令和7年1月移行済み					
就学		移行作業		★令和7年1月移行済み					
戸籍、戸籍の附票			移行作業	★令和8年1月移行済み					
選挙人名簿管理				移行作業	★令和9年度移行予定				
健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども子育て支援					移行作業	★令和10年度移行予定			
固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、介護保険、障害者福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金					移行作業	★令和11年度移行予定			
生活保護									移行スケジュール検討中

【提案・要望事項】

- 17** 気候変動対策等の更なる推進に向けた取組の強化及びごみ処理に関する支援の拡充
- 1 2050年カーボンニュートラルに向けた取組の強化
 - 2 循環型社会形成推進交付金の予算額確保及びごみ処理の広域化等に係る交付率嵩上げ要件の拡充
 - 3 リチウムイオン電池対策の更なる強化

- 2050年カーボンニュートラルに向けた自治体独自の再エネ拡大・省エネ促進施策に対し、「地域脱炭素推進交付金」による手厚い御支援をいただいていることに御礼申し上げます。
- また、一般廃棄物処理施設の整備に当たっては「循環型社会形成推進交付金」等により御支援いただいております、重ねて感謝申し上げます。
- 一方、令和8年1月14日に京都市の南部クリーンセンターにおいてリチウムイオン電池が原因とされる大規模な火災が発生し、ごみ収集車からの発火もしばしば発生している。全国的に喫緊の課題であるリチウムイオン電池対策及び気候変動対策の更なる推進に当たっては、国による先導・支援の下、取組を強力に推し進めることが不可欠であることから、以下のとおり求める。

1 2050年カーボンニュートラルに向けた取組の強化

(1) 提案・要望

- 「地域脱炭素推進交付金」をはじめ、地域脱炭素の推進に必要な予算を十分に確保すること。

(2) 現状・課題

- 京都市は、京都議定書誕生の地として、これまで、全国で初となる地球温暖化対策に特化した条例を制定し、いち早く2050年のカーボンニュートラルの実現を目指すことを表明するなど、市民、事業者と一体となって先駆的な取組を進めてきた。
- 今般、2035年度及び2040年度の新たな削減目標を設定する等の条例改正を行うとともに、地球温暖化対策計画を見直し、再生可能エネルギーやその自家消費の拡大、徹底した省エネ対策の促進など、取組の強化・拡充を図ったところである。
- 今後、同計画に基づいて、弛まず取組を進めていくとともに、2050年に向けては、市民、事業者と大きな目標を共有し、全庁横断の視点で具体的な施策の目標設定を含めて検討を進め、着手可能なものから市役所が先頭に立ち、共に温室効果ガスの削減を進めていく必要がある。
- その上で、特に、排出量比其他部門に比べて多い民生部門の削減については、国から選定された重点対策加速化事業及び脱炭素先行地域の取組の最終年度である令和9年度に向けて、伏見工業高校跡地等を活用した脱炭素街区の創出等、様々な取組を貫徹することが重要である。
- さらに、脱炭素先行地域の成果等を全市展開していくに当たっては、温室効果ガスの削減とともに、質の高い暮らしや経済発展を同時に追求し、まちの発展につな

げていく観点が重要であり、具体的には、屋根設置型の太陽光発電設備や蓄電池の導入によるレジリエンス強化、中小企業等への省エネルギー対策やEV導入等のエネルギー転換によるコスト低減、再生可能エネルギーの地産地消による地域経済循環の向上等に取り組んでいく必要がある。

- これらに取り組むためには、様々なカウンターパートとの連携強化をはじめ地域脱炭素を推進する基盤づくりが重要であり、その構築に取り組んでいる途上において、昨年末に行われた、令和8年度予算における補助金の見直しの結果、「地域脱炭素推進交付金」が大きく減額されたことは、京都市の脱炭素先行地域の取組やその後の施策展開に支障をきたしかねないものと懸念している。令和9年度予算に向けて事業の方向性を見直しを図る際には、自治体が抱える課題やニーズを踏まえたものとするとともに、地域脱炭素の推進に必要な予算を十分に確保するようお願いしたい。

2 循環型社会形成推進交付金の予算額確保及びごみ処理の広域化等に係る交付率嵩上げ要件の拡充

(1) 提案・要望

- 廃棄物処理事業が計画的に実施できるよう、国においては確実に、施設整備の所要額に見合う交付金を確保すること。
- ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る交付率嵩上げ要件について、一定の施設数の減及び構成市町村数の増となる場合だけでなく、効率的なごみ処理を行い得る一定以上の規模を有する施設へ集約化を行う場合について適用すること。

(2) 現状・課題

- 廃棄物処理施設の整備には、複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要であり、労務費や物価の高騰により自治体の負担が大きくなる中、施設の老朽化の状況を踏まえて計画的な事業推進を図っており、引き続き確実な予算額の確保をお願いしたい。
- また、国においては、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進してきており、循環型社会形成推進交付金等においては、「先進的な広域化・集約化の促進」に対して交付率の嵩上げが行われているが、嵩上げの要件が施設数の減少及び構成市町村の増加の観点のみとなっている。
- 小規模施設の数減らすインセンティブにはなるものの、広域化・集約化により適切な施設規模を確保する観点が考慮されていない。例えば、大都市の大規模施設で近隣の小規模自治体の少量のごみを含めて処理することにより、CO2排出量の削減やエネルギー回収の観点から効率的なごみ処理体制を構築することができると考えられ、こうした効率的な施設整備へのインセンティブとなるよう、他都市の嵩上げの適用状況を踏まえていただきながら、要件の見直しを求める。

3 リチウムイオン電池対策の更なる強化

(1) 提案・要望

- 昨今、全国各地で発生しているリチウムイオン電池などを原因としたごみ処理施設の火災からの復旧や、火災による施設の稼働停止等により追加で必要となったごみ処理費用について、更なる支援の拡充を図ること。
- リチウムイオン電池一体型製品のうち、資源有効利用促進法により、令和8年4月から新たに指定再資源化製品の対象となった、モバイルバッテリー、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイスの3品目の自主回収・再資源化の促進や、製品本体へのリチウムイオン電池使用の表示の徹底など、総合対策パッケージに掲げられた各施策を早期に、かつ、確実に推進すること。
- また、その他のリチウムイオン電池一体型製品についても、国においてリチウムイオン電池の内蔵の有無を確実に把握したうえで、製造・販売事業者による製品本体へのリチウムイオン電池使用の表示の義務化などの実効性のある環境配慮設計を促進するとともに、自主回収の義務化を進めること。

(2) 現状・課題

- 近年、身の回りの様々な製品に普及しているリチウムイオン電池を原因とした発火事故の発生件数は増加傾向にあり、廃棄物処理施設における火災事故も増加傾向にある。
- 京都市においても、ごみの収集・処理の過程におけるリチウムイオン電池に起因する発火事故がたびたび発生しており、令和8年1月14日に南部クリーンセンターで発生した火災もリチウムイオン電池が原因と推定される。
- 復旧には多大な時間と費用を要する見込みであり、二度と同様の事故を起こさないために、これまでの取組に加え、補正予算を編成し、混入防止・回収・分別啓発の強化を図る緊急対策を講じているところである。
- リチウムイオン電池などを原因としたごみ処理施設の火災事故からの復旧等については、火災復旧事業債及び特別交付税による地方財政措置が講じられているところではあるが、復旧に要する費用に対する支援の拡充とともに、火災による施設の稼働停止等により追加で多大なごみ処理費用を要することから、更なる支援制度の創設をお願いしたい。
- また、こうした事故を未然に防ぐためには、リチウムイオン電池一体型製品が適切に製造・輸入・販売され、また、使用・回収・処理されることが重要である。国におかれては、令和7年12月に取りまとめられた「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に掲げられた諸施策を早期、かつ、確実に推進していただくようお願いしたい。
- 併せて、市民が身の回りにある製品を分別排出しやすく、また地方自治体が安全に処理しやすい環境を整えるため、処理に危険を伴う製品の拡大生産者責任として、3品目以外のリチウムイオン電池一体型製品についても、国においてリチウムイオン電池の内蔵の有無を確実に把握したうえで、製造・販売事業者による製品本体へのリチウムイオン電池使用の表示の義務化など、実効性のある環境配慮設計を促進するとともに、自主回収の義務化を進めるよう国に求めるものである。

<参考：令和8年1月14日に発生した火災の概要>

発生場所	京都市南部クリーンセンター選別資源化施設の粗大ごみピット火災
発生日時	令和8年1月14日（水）16時23分
火災の発生原因	粗大ごみピットに貯留しているごみの中に混入していたリチウムイオン電池が何らかの要因で発火し、周囲のごみが燃焼し始めたことにより、粗大ごみピット内のごみが広範囲にわたって燃焼したと推定される。
火災の影響範囲	<p>【施設への影響】</p> <p>火災の影響により、焼却施設・選別資源化施設（粗大ごみ破碎施設）・バイオガス化施設・環境学習施設「さすてな京都」に汚損・焼損・水没などの被害が発生し、稼働停止及び休館した。その後、焼却施設は1月21日、バイオガス化施設は2月2日に処理を再開。環境学習施設「さすてな京都」は4月2日に再開した。</p> <p>火災の発生場所となった選別資源化施設については、引き続き停止中（粗大ごみピットをはじめ、各所が高温の炎や煙に長時間さらされたことにより、広範囲にわたって大きな損傷を受けており、早期の復旧を目指し、現在もプラント設備等の被害状況調査を継続しているが、復旧内容の検討・精査、復旧費用の確定には未だ相当の時間を要する見込みである。）。</p> <p>【ごみ収集への影響】</p> <p>火災後、家庭ごみ及び許可業者収集ごみの搬入を停止。1月21日から再開。</p> <p>【持込ごみへの影響】</p> <p>火災後、新規の予約を停止。2月2日から持込ごみの搬入を市民に限定して再開（敷地内の屋外スペースで受け入れ、東北部クリーンセンターへ搬出するため、通常時より予約できる台数を縮小して対応。）。</p> <p>事業者については、引き続き当面の間停止、東北部クリーンセンターを案内している。</p>



火災発生時の状況



鎮火後の粗大ごみピット
(水没した粗大ごみ)

【提案・要望事項】市・府共同提案

18 持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等

- 1 自動運転バスの社会実装に向けた支援の継続・充実
- 2 「交通空白」の解消に向けた、持続可能な運送サービスへの支援の充実
- 3 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実
- 4 白タク行為への実効性のある対策の検討
- 5 バス事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

- 国においては、この間、地域公共交通の維持・確保や、利便性・効率性の向上に資する予算を大きく確保いただき、御礼申し上げます。
- 社会にとって重要な役割を果たし、必要不可欠である地域公共交通を将来にわたり持続可能なものとするためには、自治体による支援はもとより、国による十分かつ安定的な支援が必要不可欠であり、以下のとおりお願いしたい。

1 自動運転バスの社会実装に向けた支援の継続・充実

(1) 提案・要望

- 自治体が実施する実証事業への補助制度を継続・充実すること。特に、自動運転導入のインセンティブとなるよう、自動運転バスの購入費など高額な初期費用に係る支援制度を充実させること。
- 自動運転の実用化に向け、研究開発・実証支援等への更なる投資等により技術向上を加速させること。
- レベル4の運行許可手続や関連法令に基づく手続を合理化し、導入までの期間短縮と事業者負担の軽減を図ること。
- 自動運転バスの維持管理費やシステムの運用費等が高額となっており、全国的に実用化が進むまでは採算性の確保が困難であると見込まれることから、こうした費用を支援するなど安定運用を支える制度を新設すること。

(2) 現状・課題

- 少子高齢化の進展により公共交通の担い手不足は今後も一層深刻化していく見通しの中で、人手不足という構造的課題の解決に向けては従来型の人材確保策のみでは限界があるため、自動運転技術の導入が抜本的かつ持続的で最も有効な解決策の一つであると認識している。
- 京都市においても、令和7年9月補正予算及び令和8年度当初予算に、自動運転に関する予算を計上するなど、公営交通として政令市初となる自動運転の社会実装に向けた取組を進めている。

<参考 京都市の自動運転バス導入に向けた取組>

- ・ 令和8年3月、京都市洛西地域でレベル2の実証実験を実施
(令和7年度9月補正予算：4,700万円)
- ・ 令和8年度以降、レベル4の実証実験を行い、令和9年度にレベル4許認可取得、令和10年度のレベル4営業運行を目標としている。(令和8年度予算：2億円)
- 一方、現時点の自動運転技術は、悪天候下での運行安定性、緊急時対応、安全性の更なる検証といった技術的課題に加え、導入費や維持管理費、運行許可等の手続など、実装に至るまでに高い障壁が存在し、地方自治体や交通事業者の単独では、導入から実装までの道筋を立てることが困難であるため、国による財政支援や制度設計が不可欠な状況である。

2 「交通空白」の解消に向けた、持続可能な運送サービスへの支援の充実

(1) 提案・要望

- 「交通空白」の解消に向けて、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）や無償運送、デマンド交通に対する支援制度の拡充など、地域・交通事業者又は支援を行う自治体に対する国庫補助及び地方財政措置の充実を行うこと。

(2) 現状・課題

- 高齢化の進行に伴い、移動需要の多様化（近距離移動、小規模輸送等）が進んでいるが、バス事業者においては、近年の運転士不足等により、これらの需要に応じて路線・ダイヤの拡充を図ることは難しい。このような状況において、地域の共助の取組として住民主体の運送サービス（自家用有償旅客運送及び無償運送）や交通事業者等によるデマンド交通の必要性が高まっている。
- そうした中で、国においては、「交通空白」解消本部が設置され（令和6年7月）、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームが発足、令和7～9年度を「交通空白解消・集中対策期間」とし、対策が強化されることとなっている。
- 京都市では、地域団体等が主体となった「住民バス」など、地域の共助による生活交通確保に向けた取組に対し、「地域主体の生活交通確保支援」制度により支援しているほか、京北地域における持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、デマンド交通の導入を目指している。

<参考 京北地域の新たな公共交通ネットワークの構築（令和8年度当初予算）>

概要： 令和9年度からのデマンド交通の本格運行を見据え、京北地域の実情に合わせたシステムの構築、利用者の理解促進や具体化に向けた課題の洗い出し・改善を行うための実証運行を行う。 （予算：3,000万円）

- 取組に当たっては、国の「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」により、「交通空白」解消に向けた仕組みの構築や実証事業に対する支援があるものの、自家用有償旅客運送やデマンド交通の場合、運賃収入だけで運行経費を賄えないなど、公的支援等がなければ継続的に実施していくことは困難。また、無償運送では、自家用有償旅客運送と比べて、利用者から収受できる経費が極めて限定されており、運営に必要な諸経費を調達することができないことから、安定的な運行体制の構築が難しい。

- 国土交通省の令和8年度当初予算でも「交通空白」の解消等に向けた地域交通の「リ・デザインの全面展開」が上げられているところではあるが、こうした移動需要の高まりに対応するには多額の財政負担が生じることから、国からの更なる財政支援が不可欠な状況である。
- また、『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の「交通空白」解消タイプについては、三大都市圏の政令指定都市の補助率が2/3から1/3に引き下げられたことで、自治体負担が更に増加する形となっている。

3 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実

(1) 提案・要望

- 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（幹線補助）や地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（フィーダー補助）による安定的な財政支援を行うとともに、フィーダー補助の上限額の引上げ、類似のバス路線を維持するための国庫補助の創設など、更なる制度の充実を行うこと。

(2) 現状・課題

- 以下のバス路線は、市内山間部と市街地を結ぶ唯一の公共交通機関であるが、国の幹線補助・フィーダー補助を活用することで、かろうじて路線を維持している。

《幹線補助路線》

京阪京都交通（原・神吉線）、西日本 JR バス（高雄・京北線）、京阪バス（京都比叡平線）

《フィーダー補助路線》

京都市北区雲ヶ畑バス「もくもく号」、京都市山科区小金塚地域循環バス



京阪京都交通
（原・神吉線）



西日本 JR バス
（高雄・京北線）



雲ヶ畑バス
「もくもく号」

- 上記路線に加えて、他の路線についても運営状況は厳しく、路線を維持するために幹線補助及びフィーダー補助の潜在的な需要は高まっているが、こうした路線は元々経常赤字路線であるため、幹線補助やフィーダー補助といった財政支援がなくなれば路線廃止に直結しかねない。
- フィーダー補助については、自治体ごとに補助上限額（令和6年度：対象人口×90円+2,000千円（定額））が設定されているため、京都市の補助算定額が、補助上限額を超過しており、追加の自治体負担が生じている。

＜フィーダー補助額（令和7年度）＞

補助上限額（A） （京都市）	補助算定額（B） （雲ヶ畑・小金塚）	（A）－（B）
2,204千円（※）	2,814千円	▲610千円

※ 対象人口（雲ヶ畑・小金塚：2,271人）×90円+2,000千円（定額）

- 京都市では、市民生活に必要な不可欠な路線を維持し、「市民の足」を確保するため、令和6年度に新たな運行補助制度を創設した（令和8年度予算：3億円）。地域公共交通の維持は全国的な課題であり、国による更なる財政支援が不可欠である。

4 白タク行為への実効性のある対策の検討

(1) 提案・要望

- 国の許可を得ず、一般のドライバーが自家用車を使って有料で乗客を送迎する違法行為（いわゆる白タク行為）について、実効性のある対策を検討すること。

(2) 現状・課題

- 訪日外国人観光客が多数訪れる京都市内の観光地や主要駅等においては、白タク行為が疑われる車両が、時期や曜日を問わず日常的に見受けられる状況にある。
- 白タク行為が、タクシーが客待ちできない道路や駅の乗降場等において行われることで、混雑が生じ、他の車両の通行に支障をきたすほか、タクシー事業者や物流事業者、観光事業者等から、「違法な白タク行為により事業活動が阻害されている」との苦情が京都市に寄せられている。
- 白タク行為は、金銭の受け渡しを立証する必要があるなど、摘発等を行うことは難しい状況であると認識しているが、違法行為によって市民生活や事業活動への影響が生じているため、更なる対策が求められる。

5 バス事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

(1) 提案・要望

- 深刻な担い手（運転士、整備士等）不足にあるバス事業者の担い手を確保するため、採用活動、労働環境改善等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減や採用者数増加に向けた処遇改善、事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。

(2) 現状・課題

- 全国的に担い手不足が深刻化する中、京都市内でも、運転士不足を理由としたバス路線の廃止や減便等が相次いでおり、市バス事業においては令和6年9月に「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出し、現在も継続している。持続可能な公共交通の維持・確保のためには、事業者による取組と、それに対する国と地方による財政支援が不可欠である。
- 京都市では、運転士の確保・定着を目的としたバス事業者への支援として、これまでの労働環境改善に資する取組に加え、令和7年度から全国初の都道府県と市町村で協調して実施する従業員の住宅確保に対する改修補助制度を新たに創設するなど、支援を強化している。
- 全国の大型二種免許保有者は年々減少しており、免許保有者のうち過半数が60歳以上という状況である。現在の路線を維持する前提であれば、令和12年には約3.6万人の運転士が不足すると見込まれている。令和7年のバス運転士の平均年収は453万円で、全産業平均546万円より約2割低い状況にあり、こうした実情も、運転士不足に拍車をかけているものと考えられる。

【提案・要望事項】

19 市バス・地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援

1 市バス事業への支援

- ① 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築
- ② 深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

2 地下鉄事業への支援

- ① 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築
- ② 地下高速鉄道整備事業費補助の継続・対象拡充

- この間、国において、厳しい経営状況にある市バス・地下鉄事業に対して、資本費平準化債の発行対象拡充、地下高速鉄道整備事業費補助の補助対象拡充、特別減収対策企業債の廃止に伴う交通事業債（経営改善推進事業）の創設、公営企業債（脱炭素化推進事業）の継続、基礎年金拠出金公的負担分補助の対象要件等の緩和など、公営交通事業の維持・確保にお力添えをいただき厚く御礼申し上げます。
- 市バス・地下鉄事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、両事業が市民生活と多様な都市活動を支える役割を果たせるよう、以下のとおり支援をお願いしたい。

1 市バス事業への支援

(1) 提案・要望

- お客様の御利用数は、堅調な回復基調にある一方で、車両・設備の老朽化対策の負担はもとより、運転士をはじめとする担い手確保に向けた処遇改善のための人件費、燃料費をはじめとする物価高騰による経費の増加、一部観光地における混雑への対策など、今後も厳しい経営状況が見込まれる公共交通を維持・確保していくため、支援制度を構築すること。
- 全国的にバス運転士不足の中、京都市においても深刻な担い手（運転士・整備士）不足にあり、令和6年9月に「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出した。市バス事業の担い手を確保するため、採用者数増加に向けた採用活動等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減、処遇改善、労働環境改善や事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。

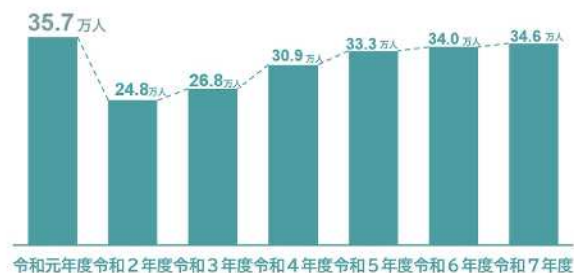
2 地下鉄事業への支援

(1) 提案・要望

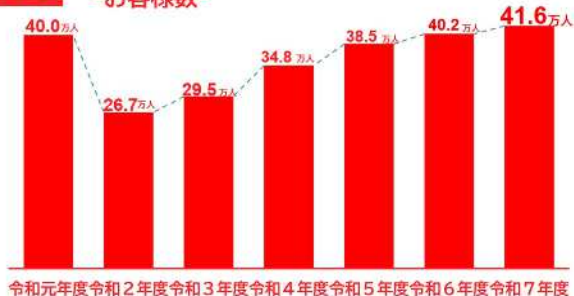
- お客様の御利用数は、令和7年度において過去最高を更新するなど、堅調な推移を見込む一方で、車両・設備の老朽化対策の負担はもとより、運転士をはじめとする担い手確保に向けた処遇改善のための人件費や電気料金をはじめとする物価高騰による経費の増加、一部観光地における混雑への対策など、厳しい経営状況にある。加えて、過去に発行した企業債償還に係る後年度の負担が大きい地下鉄事業の特性を踏まえ、支援制度を構築すること。
- 老朽化対策への支援として、「地下高速鉄道整備事業費補助」を鉄道既存設備の改修・更新にも活用できるよう制度を拡充することに加え、安全対策への支援として、可動式ホーム柵等のバリアフリー対策や駅出入口等の浸水対策に対する補助制度を継続するとともに、補助金の所要額を確保すること。

< 1日あたりのお客様数（速報値） >

市バス -お客様数-



地下鉄 -お客様数-



3 市バス・地下鉄の経営状況

- コロナ禍前においても、市バス事業は、1／4の黒字路線が3／4の赤字路線を支える構造であり、また、地下鉄事業は東西線建設に要する経費が大幅に増加したことで建設に係る企業債償還の負担が非常に大きく、現金収支の黒字により返済を賄いきれていないことなど、両事業とも厳しい状況が続いてきた。
- アフターコロナにおいて、一定程度市バスの御利用は回復基調にある。一方、令和6年9月に「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出し、現在も継続しているとおり、担い手不足の深刻化により御利用に応じた減便等を含めた路線・ダイヤの見直しを実施せざるを得ないなど、市バスネットワークを守っていくことが非常に厳しい状況にある。
- そのような中、市バス事業は、これに加えて、観光利用による混雑への対策、輸送の安全確保のための車両・設備の老朽化等への対策、経費の増嵩への対応など、経営環境は厳しさを増している。直近の状況において、中東情勢の緊迫化により、バスの燃料である軽油の調達に関し、入札が不調に終わるなど、確保ができない緊急事態が生じ、随意契約で何とか4月分（220円／L）、5月分（144円／L）を契約し、6月分（148円／L）は入札により調達できることとなったもののこれまでに無い高騰価格となっている。今後の供給不足に加え、軽油価格の異常な高騰が続けば、事業の継続そのものが見通せない状況にある。
- 地下鉄事業は、令和6年度決算においてお客様が開業以来過去最高となったものの、人件費、物価等の高騰が見込まれる中、可動式ホーム柵の烏丸線への全駅設置の推進や、老朽化が進む施設・設備の更新、安全対策等に今後、多額の経費が必要となる見込みである。加えて、過去に発行した緩和債や平準化債の償還のピークを迎える状況にあることなどから、この先も厳しい経営状況が続く見通しである。また、原油価格上昇の影響が一定期間後には電気料金に反映される傾向があることを踏まえ、予断を許さず今後の動向を注視している状況である。

4 持続可能な事業運営に向けて

- 市バス・地下鉄事業は、市民生活と多様な都市活動を支えるうえで必要不可欠であり、引き続き両事業の持続可能な事業運営に全力で取り組む。
- 処遇改善のための人件費や物価高騰が続くと見込まれる中、明確な理念に基づく“なりふり構わない経営改善”に取り組み、より一層の経営健全化を推進したうえで、持続可能で安全かつ満足度の高い事業運営を目指し、安全運行の確保に向けた車両・設備等の老朽化対策はもとより、「前乗り後降り方式の導入」など市バスの更なる混雑対策、地下鉄烏丸線全駅への可動式ホーム柵の設置等の安全対策、駅トイレのアップグレードなど、将来を見据え、攻めの視点も取り入れた積極的な事業展開に全力で取り組む。
- また、アフターコロナにおけるお客様数の動向や現下の人件費や燃料費等の運営コストの高騰等、経営環境が大きく変化している今、従来の延長線上にはない攻めの視点も取り入れた次期経営計画策定を策定していく。

【提案・要望事項】**20 公共施設等適正管理推進事業債の恒久化等**

- 京都市が取り組む、公共施設の適正管理・適正配置の推進に対し、公共施設等適正管理推進事業債（以下「公適債」という。）といった交付税措置の手厚い地方債を措置いただいていることに御礼申し上げる。
- 他方、公適債は令和8年度までの時限措置であることを踏まえ、積極的な活用に努めてきたが、引き続き、計画的に老朽化対策等を進めていくことが必要であることから、以下のとおりお願いしたい。
- また、多くの事業で庁舎、消防署等の公用施設が対象外となっていることなど、起債要件が厳しい状況にある。

(1) 提案・要望

- 公適債について、長期的な視点で計画的な施設改修等が進められるよう恒久的な措置としたうえで、公共施設だけでなく、公用施設も対象施設に含めるよう財政措置を講ずること。

(参考) 公適債の事業一覧

事業名	事業内容	対象		市債充当率 (交付税措置)
		公共施設※1	公用施設	
①集約化・複合化	延床面積の減少を伴う施設の集約化・複合化事業等	○	×	90% (市負担の45%)
②長寿命化	法定耐用年数を超えて施設を使用するために行う改修事業等	○	×	90% (市負担の27%)
③転用	施設の他の用途への転用事業	○	×※2	
④立地適正化	コンパクトシティの形成に資する事業等	○	×	
⑤ユニバーサルデザイン化	バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業	○	○	90% (なし)
⑥除却	施設の除却事業	○	○	
⑦集約化・複合化に伴う除却	①に伴う施設の除却事業	○	×	90% (土地価格相当分を控除した市負担の45%)

※1 公営住宅は①～⑤対象外 ※2 公共施設への転用は対象

(2) 現状・課題

- 京都市では、この間、公共施設の長寿命化や、小中一貫校等整備、3施設一体化整備（COCOてらす）等といった事業に積極的に上記地方債を活用し、公共施設の安全性や機能性の維持・向上等を進めてきた。
- 最大限に取組を進めてきた一方、実施可能な事業量や関係者との調整期間等により、令和9年度以降も引き続き整備に取り組む必要がある状況である。

- 加えて、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って対策を進める必要があることから、公適債について、令和8年度までの時限措置ではなく、恒久的な措置とすることが必要である。
- また、庁舎や消防署などの公用施設は、災害対策等において重要な役割を担うものの、長寿命化など、公適債の多くの事業において対象となっていない。

<起債額の推移>

措置初年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
約0.6億円	約132.9億円	約42.5億円	約28.2億円

※ 措置初年度：平成29年度。令和7年度及び8年度は当初予算額を計上

<今後の活用見込み>

令和9～13年度 起債見込み	備考
約300億円	小中一貫校整備のほか、文化施設その他公共施設の長寿命化等が引き続き必要。

【提案・要望事項】

21 安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や国土強靱化・防災対策の推進

- 1 国の予算（補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金）の十分な確保・拡充
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画を着実に推進するために必要となる予算の十分かつ安定的な確保
- 3 国土強靱化をはじめとした社会基盤整備を計画的に進めるために必要となる、資材価格・人件費高騰等の影響を踏まえた予算の確保

- 京都市が取り組む社会基盤整備に対し、令和8年度は、国土交通省から前年度補正を含め131億円(国費)に上る補助金、交付金を措置していただいたことに御礼申し上げます。
- 令和7年6月に閣議決定された、第1次国土強靱化実施中期計画においては、「事業規模は今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途、資材価格・人件費高騰等の影響は予算編成過程で適切に反映」とされており、大変心強く受け止めている。
- 国土強靱化・防災対策への不断の取組を継続し、社会基盤整備を着実に推進するためには、年度当初から安定的かつ十分な財源の確保が不可欠であることから、引き続き支援をお願いしたい。

(1) 京都市の主な取組

- 京都市では、国からの補助金、交付金を都市の危機管理や成長への投資として活用し、道路整備、無電柱化、橋りょう健全化、治水対策、土地区画整理、舗装修繕、上下水道事業や住宅改良など、安心・安全なまちづくりや成長戦略を推進する社会基盤整備事業を計画的に推進している。
- これまで「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、市民の安心・安全を守るための防災・減災対策に取り組んできた。引き続き激甚化する自然災害に備えるため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき取組の更なる推進を図る。
- 防災・減災対策を推進するため創設され、令和12年度まで期間延長いただいた、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を活用し、橋りょうの耐震補強及び道路のり面対策等の防災・減災対策を実施している。

<主な事業>



道路整備（向日町上鳥羽線等）



無電柱化（後院通）（5か年加速化対策事業）

【提案・要望事項】市・府共同提案

- 22 国土強靱化・防災対策としての広域的な道路ネットワークの構築
- 1 堀川通の機能強化（バイパス整備等）のため、計画段階評価着手に向けた調査を強力に推進
 - 2 滋賀京都連絡道路の計画段階評価の着実な推進と早期の事業化及び京都市と亀岡方面を結ぶ道路の実現に向けた総合的な検討
 - 3 財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で、地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫

- 国において、堀川通の短期対策を実施いただいた結果、一部の区間で速度改善が図られた。また、滋賀京都連絡道路が「計画段階評価を進めるための調査」の対象路線に選定され、計画の具体化に向けた検討がより一層進められることについて、御礼申し上げる。
- 広域的な道路ネットワークは空港や港を持たない京都市において、市民の暮らしや社会経済活動、災害時の輸送を支える重要な役割を担っており、引き続き取組を進めていただくようお願いしたい。

(1) 現状・課題

- 堀川通及び京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路については、国により令和3年度に策定された「近畿ブロック・新広域道路交通計画」において、広域道路ネットワーク路線として位置付けられた。
- また、堀川通は、「将来道路ネットワーク研究会」（国・府・市及び有識者で構成）において、「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見が平成30年1月に取りまとめられており、交通渋滞の解消に向けた取組を早期に進めることが必要である。
- 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路についても、同研究会において「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保（ネットワークの多重化）のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見があり、今後、取組を進めるに当たり、周辺地域におけるまちづくりや広域的な道路ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位、整備効果など、広域的な観点からの検討が必要である。
- 加えて、これらの実現に向けては、地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、様々な整備手法の検討が必要である。



堀川通の交通状況
(JR 東海道本線交差部)



国道1号（京都・大津間）の大雨に伴う土砂流出による
通行停止状況（令和3年8月、大津市追分町付近）
【出典：滋賀国道事務所X】

【提案・要望事項】

23 上下水道事業の持続可能な運営に向けた支援

- 1 上下水道事業における国土強靱化のための財源の確保
- 2 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の支援制度の対象拡充及び補助率の引上げ
- 3 下水道重要管路の老朽化対策に関する支援制度の対象拡充
- 4 下水道事業に対する地方財政措置の適切な算定
- 5 上下水道施設の管理・更新における新技術等の導入・普及の推進

- 国においては、これまで京都市が推進してきた上下水道施設の更新・耐震化等について、継続して支援をいただいていることに御礼申し上げる。
- 令和6年能登半島地震による被害や下水道管の破損に起因する道路陥没事故など上下水道施設の強靱化が求められる中、京都市においても優先度を考慮した老朽化対策・耐震化を実施しているところであり、将来にわたり市民の重要なライフラインを守り続けるため、国の支援が必要不可欠である。
- 令和8年度予算においては、上下水道の老朽化対策への支援について、新たな取組も盛り込まれるなど、強化していただいた。資材価格が高騰する中、上下水道の老朽化対策を推進するため、今後とも必要な財源を増額確保し、強力な御支援をお願いしたい。

1 上下水道事業における国土強靱化のための財源の確保

(1) 提案・要望

- 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、上下水道事業における、激甚化する水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型の老朽化対策を着実に実施していくため、継続的・安定的に、当初予算として必要十分な国の財源を確保すること。

(2) 現状・課題

- 第1次国土強靱化実施中期計画では、流域治水対策・地震対策とともに、令和7年1月に発生した埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえて、老朽化対策も強力に推進することが示されている。
- 京都市においては、水道管路・下水管路の更新事業を計画的に推進しており、令和10年度以降、現中期経営プラン(R5-R9)から事業量及び事業費を増加し、老朽管の更新・耐震化を着実に進めていくこととしている。
- 令和7年4月30日に発生した老朽配水管（鋳鉄製）の破損による漏水事故を受け、老朽管更新事業の重要性が広く再認識される中、国道を含む緊急輸送路に布設された口径200mm以上の配水管（鋳鉄製）については、令和9年度末までに更新などの対策を完了する計画としている。
- 下水道管路においては、全国特別重点調査で緊急度Ⅰ・Ⅱと判断された箇所対策をはじめ、事故時に社会的な影響の大きい「重要な管路」についても対策を推進していく必要があるが、現状では、国費による支援の対象外となるものが多い。
- 上下水道施設は、国民生活・社会経済活動を支える重要なインフラであり、着実に整備を実施するに当たっては継続的・安定的な国の支援が不可欠である。

- 特に、昨今、資材価格高騰等の影響も受け、全国的に必要な事業費が増大する中、国費要望額に対する措置率が低下する傾向にあり、補助金総額の大幅な増額確保が必要である。

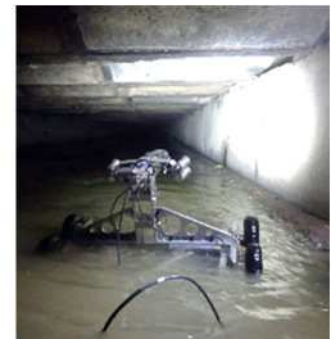
<参考1 今後の水道管・下水道管の事業量及び事業費の見通し>



<参考2 下水道管路の全国特別重点調査>

(京都市)

調査対象	優先実施箇所	優先実施箇所以外
全延長	約 2km	約 106km
うち、緊急度Ⅰ	約 0.2km	約 1.5km
緊急度Ⅱ	約 0.05km	約 2km



調査状況

2 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の支援制度の対象拡充及び補助率の引上げ

(1) 提案・要望

- 現行の国庫補助事業である「水道施設アセットマネジメント推進事業（水道管路緊急改善事業）」の対象施設（配水支管）の拡充及び「水道施設アセットマネジメント推進事業（水道管路緊急改善事業及び水道管路強靱化推進事業）」の補助率の引上げを行うこと。

<参考3 水道管路更新に係る国庫補助事業>

水道施設アセットマネジメント推進事業 (水道管路緊急改善事業) 【補助率：1／4】	・布設後40年以上経過した铸铁管、石棉管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管*、ダクタイル铸铁管*、ポリエチレン管、鋼管*であって、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に限る。※ 耐震性の低い継手を有するものに限る
水道施設アセットマネジメント推進事業 (水道管路強靱化推進事業) 【補助率：1／4】	・漏水リスクが高い管路（铸铁管、石棉セメント管、コンクリート管、塩化ビニル管、鋼管、ダクタイル铸铁管又は点検調査の結果、更新が必要と診断された管路。ただし、塩化ビニル管、鋼管については、耐震性の低い継手を有するもの、ダクタイル铸铁管については、耐震性の低い継手を有するものまたは防食対策がないものに限る。）で、緊急輸送道路、重要物流道路、軌道、河川の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路（重要管路）

(2) 現状・課題

- 京都市では、耐震性の劣る初期ダクタイル鋳鉄管を中心とした老朽配水管の更新について、段階的に更新ペースを引き上げ、全国平均よりも高い水準を維持しながら、耐震化も考慮した配水管の計画的な更新に取り組んでいる。
- また、昭和 40 年代から 50 年代初めにかけて布設した大量の配水管が、順次、更新時期を迎えるため、長期的な更新需要を検討した結果、事業量・事業費の平準化を図っても、管路更新の事業費は、令和 10 年度以降、現在の事業費を上回る水準となる見通しである。
- 更新事業には多額の事業費を要するものの、収益の増加に結びつかないため、既に多額の企業債残高を有している京都市の水道事業会計にとっては非常に大きな負担となっている。
- しかし、国の「水道施設アセットマネジメント推進事業(水道管路緊急改善事業)」においては、対象施設が基幹管路のみとなっており、令和 7 年度補正予算から拡充された「水道施設アセットマネジメント推進事業(水道管路強靱化推進事業)」により緊急輸送道路等に埋設された配水支管が対象施設として拡大いただいたものの、未だ京都市の更新対象の大部分を占める配水支管の多くについては、同事業の対象外となっている。また、同事業の補助事業の国費率については、公共下水道事業の国費率(1/2)と比べ、低い水準となっている。
- 今後も全国平均を大きく上回るペースで更新を行うにあたり、最大限の努力を行った上でもなお、厳しい経営環境が継続する見通しであることから、老朽化対策である配水支管の更新に対して支援をお願いする。

<参考 4 水道配水管の老朽管更新事業費等>

		中期経営プラン (2008-2012) <実績>	中期経営プラン (2013-2017) <実績>	中期経営プラン (2018-2022) <実績>	中期経営プラン (2023-2027) <計画>
配水本管 (φ350mm 以上)	更新延長 (km)	2.9	11.3	11.2	14.8
	事業費 (億円)	18.4	45.8	97.2	123.3
配水支管 (φ300mm 以下)	更新延長 (km)	48.6	100.6	270.6	240.2
	事業費 (億円)	115.1	204.0	528.1	541.5
配水管全体 (本管+支管)	更新延長 (km)	51.5	111.9	281.8	255.0
	事業費 (億円)	133.5	249.8	625.3	664.8
管路の更新率	(%)	0.5	0.9	1.3	1.2

3 下水道重要管路の老朽化対策に関する支援制度の対象拡充

(1) 提案・要望

- 「重要な管路」の更新に対して、国費の支援対象を拡充すること。
- 「重要な管路」の更新には相当の事業期間が必要となるため、これに先立って計画的に実施する「補修」や「修繕」に対しても、包括的に国費の支援対象とすること。

(2) 現状・課題

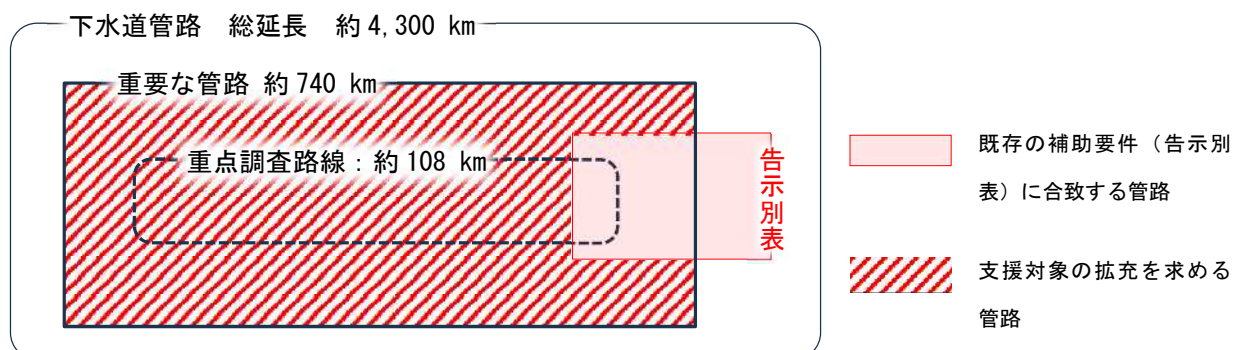
- 下水道管路に起因する道路陥没事故の未然防止に向けて、京都市としても、事故時に社会的な影響が大きい「重要な管路」の対策を進めていく必要がある。
- 令和8年度には、「重要な管路」の中でも、「全国特別重点調査」において緊急度Iと判定された管路を補助対象とする「重要下水道管路更新事業」を創設していただいたところであるが、京都市における「全国特別重点調査」の対象延長は「重要な管路」の延長約740kmのうち、約108kmと限定的であり、これ以外の管路の改築については、従来からの補助要件とされる告示別表が適用されることとなる。
- しかしながら、京都市が有する6つの下水道処理区域の内、特に老朽化が進んでいる処理区域内の「重要な管路」については、告示別表の対象となる延長が1割未満であるため、国費の支援が十分に受けられない状況である。
- 計画的な老朽化対策を進めていくためには、「重要な管路」に対する現行の補助要件の見直しをお願いしたい。
- また、大口径管路については、更新工事に着手するまでに相当の期間が必要であることを考慮し、更新までの期間に計画的に実施する「補修」や「修繕」等の処置に対しても、国費の支援が必要である。

<参考5 重要な管路の定義>

次のいずれかに該当する管路

- ・ 内径2,000mm以上の管路
- ・ 緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている管路
- ・ 軌道下に埋設されている管路
- ・ 河川を横断する管路

<参考6 京都市における令和9年度以降の管路の改築に係る補助対象範囲のイメージ>



4 下水道事業に対する地方財政措置の適切な算定

(1) 提案・要望

- 下水道事業に対する地方財政措置において想定されている公費割合が実態に即したものとなるよう見直すこと。

(2) 現状・課題

- 昨夏も東京都等で記録的短時間大雨情報が発表され、1時間に100mmを超える大雨が観測されるなど、近年、各都市部において浸水被害が発生しており、下水道等による浸水対策の重要性が高まっている。
- 京都市においては、過去から雨水整備を積極的に進めてきたことにより、現在、都市浸水対策達成率は全国平均を大きく上回るトップ水準となっているが、それを今後も維持・向上させるためには、実態に合った適切な公費負担が求められる。
- 国では、「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」（総務省）において、経営基盤強化の観点から、経営改善インセンティブ等の視点も含めた、下水道事業における公費負担のあり方や現状の地方財政措置制度の見直しについて、議論がなされているところ。
- 現状、雨水は公費・汚水は私費（使用料）負担という原則に基づき、下水道事業債元利償還金に対して一定の交付税措置が講じられているが、国の基準に基づく公費割合（49%）と京都市の実態（58.9%）に乖離が生じていることから、実態を踏まえた交付税措置となるよう算定方法の見直しをお願いしたい。
- また、交付税算定の対象を減価償却費、資産減耗費及び支払利息等とするなど、企業債発行の有無に関わらず、改築・更新事業への地方財政措置が可能となる制度への見直しをお願いしたい。

<参考7 令和5年度都市浸水対策達成率>

	京都市	全国平均	備考
都市浸水対策達成率	91%	62%	全国平均を大きく上回りトップ水準

5 上下水道施設の管理・更新における新技術等の導入・普及の推進

(1) 提案・要望

- 上下水道施設の管理・更新における技術的諸課題、担い手不足等の解決を図るため、国において主導的な役割を果たすとともに、老朽化対策・耐震化等の強靱化に向けた新技術等の調査・研究・導入・普及に対して支援すること。

(2) 現状・課題

- 施設の老朽化対策・耐震化や、水道・下水道技術者の減少などの課題に対処するためには、新技術等の調査研究の更なる推進が必要であるとともに、技術的に管理・更新が困難な箇所に対する新たな調査手法の開発が求められる。
- 国においては、上下水道関係の技術実証事業の実施や、「上下水道 DX 技術カタログ」の策定のほか、令和8年度からデジタル技術を活用した水道・下水道管路の点検・調査を新たに地方交付税措置の対象とするなど、上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に向けた技術の導入を後押しする取組が進められている。

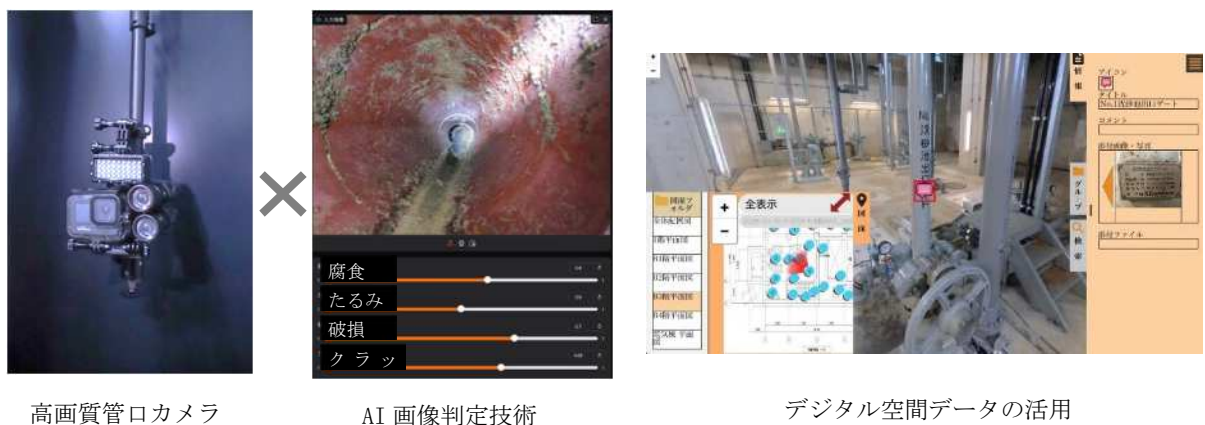
- これら新たな技術や手法を実際の現場に導入するには、技術面・運用面においてノウハウが乏しいため、実装には様々な課題があり、引き続き、新技術の導入促進や新技術の開発（流量の多い大口径管の更新技術等）に向けて主導的な役割をお願いしたい。
- なお、京都市では、多様な環境データとAI技術を活用した水道管路の更新優先順位付け手法や、下水道管内の写真を画像認識AIにより劣化判定する技術など、新技術に関する調査研究を実施し、令和8年度には、デジタル空間データを活用した業務の合理化に関する共同研究に着手にも着手している。
- また、水道スマートメーターは、官民ともに深刻化する担い手不足の中での検針業務の効率化や漏水の早期発見など水道事業運営の高度化・効率化に留まらず、高齢者等の見守りなど、より広い分野で多様な効果が期待されている。
- 京都市においては、令和8年度から令和10年度までの3か年で、山間地域等への先行導入に着手し、全市域への展開を目指すのが、導入コストが大きな課題となっている。
- これら新技術の全国的な普及促進と上下水道事業の持続可能性の確保の観点から、今後も中長期的かつ安定的な財政支援と技術的支援をお願いしたい。

<参考8 京都市が取り組む新技術に関する調査研究>

- 多様な環境データとAI技術を活用した水道管路の更新優先順位付け手法



- 下水道事業で取り組んでいる新技術に関する調査研究



【提案・要望事項】

24 歴史的建築物（京町家等）をはじめとする地域資源の保全・継承・活用の推進に向けた税制の充実や見直し等

- 1 景観再生事業を実施する建造物等に係る課税標準等の特例措置の創設（固定資産税・都市計画税、所得税・法人税、登録免許税・不動産取得税）
- 2 歴史的建築物に係る納税猶予制度の創設（相続税）及び課税標準の特例措置の創設・拡充（相続税、固定資産税、都市計画税）
- 3 空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）における歴史的建築物に係る取扱いの見直し（所得税・住民税）

- エリアの魅力を磨き上げ、個性ある都市空間の実現を図るため、以下1のとおりお願いしたい。
- また、国民共通の資産・国民的財産である歴史的建築物を適切に保全し、着実に次世代へ継承していくために、以下2及び3のとおりお願いしたい。

1 景観再生事業を実施する建造物等に係る課税標準等の特例措置の創設（固定資産税・都市計画税、所得税・法人税、登録免許税・不動産取得税）

(1) 提案・要望

- ① 景観法において新たに創設される「景観再生事業」について、当該事業の推進による良好な景観再生を図るための支援として、当該事業を実施する建造物及びその敷地について、以下の特例措置を設けること。
 - ・ 固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例措置
 - ・ 所得税・法人税に係る譲渡所得の特別控除
 - ・ 登録免許税・不動産取得税の非課税措置
- ② 景観再生事業の運用及び推進に際し、実施区域等に係る指針等を定めるに当たっては、地域の課題や実情に応じて事業の実施が可能となるようなものとする。

(2) 要望の背景

- まちの魅力磨き上げ等を通じて地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間を実現するため、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、地域の歴史・文化や景観・環境に根ざすまちづくりの推進に向けて、景観法の改正により良好な景観再生を図る制度（景観再生事業等）の創設が予定されている。
- 景観再生事業は、景観整備推進法人が所有者と締結した再生協定に基づき、所有者に代わって建造物の改修、管理及び活用を行うことにより、区域内の良好な景観を再生しようとするものであり、当該事業の実施には、所有者の協力及び物件の取得や改修等にかかる初期投資が不可欠である。
- 当該事業を推進・加速し、持続的かつ連鎖的な景観再生を図るため、物件の保有・取得段階における各種税負担や、利活用に必要な改修等に対する負担の軽減措置を講じ、建物所有者及び景観整備推進法人の参入意欲を高めることが肝要である。
- また、まちの魅力磨き上げ、個性ある都市空間を実現するに当たっては、地域の課題や実情に応じた柔軟な事業実施を可能とする制度設計が望まれる。

2 歴史的建築物に係る納税猶予制度の創設（相続税）及び課税標準の特例措置の創設・ 拡充（相続税、固定資産税、都市計画税）

(1) 提案・要望

法や条例等に基づき保全を図っている歴史的建築物（京町家等）については、所有者において適切に保全を図る必要があるため、以下の特例措置の創設に向けて引き続き検討すること。

【相続税】

- ① 登録有形文化財、伝統的建造物、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、地方公共団体が指定又は登録している有形文化財及び地方公共団体が独自条例に基づき保全を図っている建築物について、納税猶予制度の創設
- ② 地方公共団体が独自条例に基づき保全を図っている建築物について、相続税評価額の軽減措置の創設（登録有形文化財等の財産評価における軽減措置の対象に追加）
- ③ 登録有形文化財、伝統的建造物、景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物について、課税標準の控除割合の引上げ

【固定資産税及び都市計画税】

- ④ 登録有形文化財及び伝統的建造物について、課税標準の特例措置又は非課税の対象に、土地を追加
- ⑤ 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、地方公共団体が指定又は登録している有形文化財及び地方公共団体が独自条例に基づき保全を図っている建築物について、課税標準の特例措置の創設

		相続税の軽減措置		固定資産税及び都市計画税の軽減措置	
		現行	要望	現行	要望
国	国登録文化財	家屋・土地 控除率 30%	①納税猶予の創設 ③軽減措置の充実 (例：30%→50%)	家屋 控除率 50%	④軽減措置の充実 (土地を対象に追加)
	伝統的建造物			家屋 非課税	
	景観重要建造物 歴史的風致形成建造物			なし	
市	市指定文化財 市登録文化財	家屋・土地 一部減額	①納税猶予の創設 ③軽減措置の充実	なし(市指定は 市独自に免除)	⑤軽減措置の創設
	重要京町家 歴史的意匠建造物 界わい景観建造物	なし	①納税猶予の創設 ②軽減措置の創設	なし	

(2) 要望の背景

- 文化財をはじめとする歴史的建築物やこれらから成る良好な景観の保全・継承は高い公益性を有し、全国的に幅広く保全・継承が図られているものの、対象となる建築物は個人の財産であり、保全・継承に対する所有者の理解及び協力が不可欠である。
- これまでも改修補助金や維持管理費用の支援、相談体制の構築など市独自に取り組んでいたところであるが、開発圧力の高い都市部を中心とする地価高騰に伴う相続税、固定資産税及び都市計画税等の税負担など所有者の経済的負担が大きく、保全・継承意向のある所有者であっても、経済的事情を背景にやむを得ず貴重な歴史的建築物を解体するケースは後を絶たない。また、所有者の高齢化等に伴い、相続や維持管理等の負担をきっかけとする滅失は今後一層増加することが予想されるため、早期に対策を講じなければならない。

- 歴史的建築物は、国民共通の資産・国民的財産でもあり、一度失われてしまうと取り返しがつかず大きな損失となるため、滅失に至る前に対策を講じる必要があり、所有者に対し、歴史的建築物の保全を条件とする納税猶予制度や、相続税、固定資産税及び都市計画税の軽減措置等を創設・拡充し、保全・継承に一層協力いただけるよう必要な措置を講じる必要がある。

3 空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除） における取扱いの見直し（所得税・住民税）

(1) 提案・要望

法や条例等に基づき保全を図っている歴史的建築物（京町家等）については、空き家を相続し、当該空き家を売却した場合等において、譲渡所得から 3,000 万円を控除する特例の適用を受けるための要件を以下のとおり変更すること。

- ① 歴史的建築物を除却せずに譲渡した場合は耐震基準に係る要件を適用除外に
- ② 歴史的建築物を除却して譲渡した場合は特例措置の対象外に

(2) 要望の背景

歴史的建築物は、建築基準法が施行された昭和 25 年以前に建築されたものも多く、当該特例措置の適用を受けるための要件である耐震改修（耐震基準への適合）のハードルが高いことから除却につながる可能性があるため、当該特例措置によって歴史的建築物の除却が進むことがないよう、要件の見直しが必要である。

4 京都市における現状・課題

- 京都市では、平成28年度の調査で、京町家が毎年1.68%（年間約800軒）の割合で滅失しており、その保全・継承が重要な課題となっている。
- そのため、建築基準法の適用を除外する条例を施行するとともに、平成29年に制定した「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」の下、重要な京町家等を指定する制度や、解体に係る事前届出制度の創設、所有者の経済的負担軽減のための改修費や維持修繕費の一部補助、京町家に関する相談員制度の運用など、総合的な取組を行ってきた。しかし、令和6年度の調査では毎年1.73%（年間約700軒）の割合で京町家が滅失しており、滅失に歯止めが掛かっていない状況を改めて確認した。
- 令和4年に実施した所有者等へのアンケート調査でも、京町家の維持の課題として、約半数程度の方が相続税と固定資産税の負担を挙げている。また、景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物の所有者については、相続税・固定資産税を課題として回答した割合が特に高く、今後増加が予想される相続や維持管理における負担をきっかけとする滅失に対し、早期に対策を講じなければならない状況となっている。
- 上記の状況を踏まえ、より実効性の高い施策を早期に推進するため、令和8年4月に「京都市京町家保全・継承推進計画」の改定を2年前倒しで行っている。また、令和8年度の具体的な取組として、「改修補助制度の大幅拡充」、「保全・継承に向けた応援金制度の創設」、「京町家の社会的保有の推進」等、前年度比で予算を5倍に増額し、京町家の保全・継承に向けた施策の全面的な充実を行っている。

【提案・要望事項】

25 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組の更なる推進

(1) 提案・要望

- 我が国の法や秩序を土台とし、国民と外国人の双方が安全安心に生活し活躍できる社会の実現に向け、安全保障の観点のみならず、生活レベルの観点から、土地等の取得・所有・利用・管理について、正確な実態把握の仕組みや取得等のルールの在り方を、国において早急に検討し、必要な対策を講じること。

(2) 現状・課題

- 土地や店舗・マンション等の不動産の外国人・外国法人等による投機的取引や不適正な利用は、近年の市内中心部をはじめとした不動産価格の高騰や地域の不安につながる一因になっているのではないかと懸念の声が、京都市内においても上がっている。
- また、京都市会では、令和6年3月27日に「外国法人や外国人による土地等の取得、利用を制限する法整備を求める意見書」が採択され、国会及び関係省庁に提出されている。
- 国においても、令和8年1月に、国民、外国人の双方が安心安全に生活する社会の実現を目指し、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、土地所有等情報の透明性向上や公開性の確保、マンションの取引実態の把握など、土地取得等のルールの在り方を含む国土の適切な利用及び管理に向けた取組の方向性が示された。その実現に向け、現在、国において、有識者を交えた外国人による土地取得等のルールの在り方検討会での議論や、外国人の不動産購入の実態把握につながる国籍把握の取組など、国民の不安の解消に向けた取組が鋭意進められているところである。
- 一方で、実需に基づかない投機的取引を含む土地の取得・利用等の実態を、自治体が正確に把握することは現状では困難であるとともに、外国人を含む土地取得等の新たな法的ルールを考えるうえでは、国際約束との関係の具体的な精査も必要であることから、適切に対応していくためには、国主導による対策の検討が早急に求められている。

【提案・要望事項】

26 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、

京都刑務所（山科区、敷地10万7千㎡、地下鉄栂辻駅徒歩5分）

京都拘置所（伏見区、敷地2万7千㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

京都運輸支局（伏見区、敷地2万㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

など、国有地の有効活用の検討

1 提案・要望

- 3施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めること。

2 京都刑務所（現在地への設置から90年以上が経過）

(1) 現状

- 施設の設置当時、周辺地域は田畑であったが、その後宅地化が進み、さらに山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌。
- 地下鉄東西線の開通(平成9年)、京都高速油小路線(現第二京阪道路)の開通(平成23年)、新十条通(稲荷山トンネル)の開通(平成20年)・無料化(平成31年)により、交通利便性が格段に向上。



(2) 京都市の取組

- 「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」の策定。刑務所敷地に【居住】、【新産業・働く場】、【学び・交流】、【文化・ものづくり・観光】のうち、複数の機能・施設を導入する活用案を提示(平成31年2月)。
⇒ 策定に当たり実施した市民意見募集において、約7割の肯定的な意見。
- 施設に近接する外環状線の沿道において、若者・子育て世代のニーズに合った居住環境の創出に向け、沿道空間の魅力向上に資する場合は高さ規制を無制限にするなどの都市計画の見直しを実施(令和5年4月)。
- 活力あふれる、住み継がれるまちを目指し、山科・醍醐地域の活性化に全庁体制で取り組む「山科・醍醐プロジェクト(プロジェクト名:meetus(ミーツ)山科・醍醐)」を始動(令和6年4月)。
- 現在、次期「京都市都市計画マスタープラン」を策定中。京都刑務所が所在する地下鉄栂辻駅周辺を、多様な都市機能が集積する地域の拠点となる「地域中核拠点エリア」に引き続き位置付け、市内東部地域の新たな核となるエリアの創出を目指す予定。

3 京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から60年以上が経過）

※ 京都運輸支局の活用にあたっては、周辺関連施設も含めた一体的な検討が必要。

(1) 現状

- 地下鉄烏丸線の延伸（昭和63年）や京都高速油小路線（現第二京阪道路）の開通（平成23年）により、交通利便性が格段に向上。

(2) 京都市の取組

- 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中。



※網掛け部分は「らくなん進都」の区域内

- 「ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案」を策定。まとまった土地が少ない「らくなん進都」において、企業集積をより一層促進し、まちづくりを加速させるための両施設敷地の有効活用の方向性や望ましい導入機能、具体的な誘致候補施設を提示（令和2年3月）。
 - ⇒ 策定に当たり実施した事業者アンケートにおいて、約4割が両施設敷地について、産業用地として魅力的であると回答。
 - ⇒ 策定に当たり実施した市民意見募集において、約9割の肯定的な意見。

敷地活用の方向性・望ましい導入機能	誘致候補施設の想定例
ものづくり企業の事業拡大の受け皿となる機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ らくなん進都内外の企業の新規拠点 ・ インキュベーション施設 等
企業立地の決め手となる付加価値・魅力を創造する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の研究機関、民間研究施設 ・ レンタルラボ 等
らくなん進都のイメージを発信するシンボリックな企業の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の分野で活躍する企業 等
企業のイノベーションによる成長をサポートする機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学会等の研究会や、企業の新製品発表等が行われている産業交流施設 等

- 両施設を含む「らくなん進都（鴨川以北）」において、オフィスや研究開発機能の集積に向け、容積率を最大1,000%に引き上げるなどの都市計画の見直しを実施し、らくなん進都（鴨川以北）に新たなビジネス拠点を創出する「京都サウスベクトル」を始動（令和5年4月）。

(3) 京都拘置所の現地建替えについて

京都拘置所敷地において、京都拘置所及び京都少年鑑別所を合築した施設の建替え計画が進められており、現地建替えに伴い創出される予定の余剰地については、企業集積を進めている「らくなん進都」のまちづくりに資するものとなるよう有効活用の検討を進めていただきたい。

また京都少年鑑別所移転後の敷地については、まちづくりに資するものとなるよう有効活用について協議させていただきたい。

【提案・要望事項】市・府共同提案

27 8ルート案の再検証の結果、京都市内を通る案となった場合は、北陸新幹線延伸計画における「地下水への影響」、「建設発生土への対応」、「工事車両による交通渋滞」、「市財政への影響」、「文化・歴史的建造物等への影響」の5つの懸念・課題について、市民の体感的な理解・納得を得ること

(1) 提案・要望

- 現在、再検証が進められている北陸新幹線敦賀・新大阪間の8つのルート案について、再検証の結果、京都市内を通る案となった場合は、「地下水への影響」、「建設発生土への対応」、「工事車両による交通渋滞」、「市財政への影響」、「文化・歴史的建造物等への影響」の5つの懸念・課題について、市民の体感的な理解・納得を得ること。
- 特に地下水への影響については、市民や事業者の体感的な納得を得ることが重要であり、慎重かつ丁寧な対応に努めること。
- 地方の財政負担については、地域の実情を十分に勘案し、これまでの負担の在り方に捉われることなく、負担の最小化を図ること。また、地方の財政規模に対する建設費負担の割合なども踏まえ、地方に過度の負担が生じないように、国家プロジェクトとして十分な財政措置を講じること。

(2) 現状・課題

- 現在、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム北陸新幹線敦賀・新大阪間整備委員会において、8つのルート案について再検証が進められているところである。
- 北陸新幹線の国家的事業としての意義については十分理解しているものの、再検証の結果、京都市内を通る案となった場合は、これまでから京都市が主張している5つの懸念・課題について、市民の懸念や不安を払拭することなしに事業が進むことは考えられない。
- 特に地下水については、過去の地下トンネル工事において、地下水の水質や水量に影響が出る事案が発生しており、今なお当時の記憶を鮮明に残す市民の方々が数多くおられる状況である。そうした方々も含め、市民の体感的な理解・納得を得ることは不可欠である。
- 京都のまちは、地下水をはじめとする自然環境によって支えられてきた。豊かで質の良い地下水は、酒造りをはじめとする食文化に限らず、あらゆる産業、くらしの中で今もなお日々使われている。地下水をはじめとする自然環境への影響については、しっかりと科学的根拠に基づき、市民の体感的な理解・納得を得られるまで、慎重かつ丁寧な対応に努めるなど、特段の配慮が必要である。
- また、京都市内に長大な地下トンネルを整備する場合、膨大な建設発生土が発生することが想定される。膨大な量の土砂を処分できる処分地を確保できるのかどうか、また、要対策土の処理方法等について懸念がある。

- 京都は国内外から多くの観光客が訪れる国内きっての観光都市であり、現状においても市内各所において慢性的な交通渋滞が発生している中、長期に渡って大量の工事車両が往来すれば、市内交通網に大きな負担を強いることとなり、市民の暮らしや経済活動に深刻な影響を及ぼすおそれがある。
- 京都市においては、既に東海道新幹線が整備されており、これまで新幹線がない地域において整備されてきた、地元要望型の新幹線整備とは実情が異なっていることから、従来の制度に捉われることなく、地域の実情に応じた地方負担の在り方を検討することが不可欠だと考えている。
- 近年の物価高騰や建設業界における週休二日制の普及による工期の長期化など、新幹線建設に要する費用は、これまでの新幹線整備では経験がないレベルにまで高騰することも懸念される。
- 過去の整備新幹線事業において、新幹線整備に係る建設費が、各地方の財政にどの程度の負担を与えていたのか（地方財政規模に対する建設費負担の割合）なども踏まえ、地方に過度の負担が生じないように、国家プロジェクトとして十分な財政措置を講じることも必要である。
- 京都のまちには、世界遺産や国宝をはじめ、神社仏閣や陵墓・古墳、伝統文化に係る施設など、まちの至るところに文化・歴史的建造物がある。永きに渡り市民とともに歩み、今も市民の暮らしに深く溶け込んでいる。そうした文化的にも、歴史的にも、また、市民の精神的な部分においても大切な財産が、どのような形であれ毀損されるようなことはあってはならないことであり、仮に工事により何らかの影響を与える可能性があるならば、極めて慎重に検討する必要がある。

【提案・要望一覧】

◎：説明用資料（４ページ以降）を参照

☆：市・府共同提案項目（提案・要望の大きな方向性が同じであり、市・府が共同して提案を行う事項）

① 持続可能な行財政の確立に向けた財源の確保等		
	1 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等	【内閣府】 【総務省】
◎	1-(1) 地方交付税の必要額の確保	<6ページ>
◎	1-(2) 公共施設等適正管理推進事業債の恒久化等	<78ページ>
	1-(3) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	
	1-(4) 大都市特有の財政需要を考慮した法人所得課税、消費・流通課税などの配分割合の拡充強化	
	1-(5) 多様な大都市制度の実現や、それまでの国及び道府県からの事務権限の移譲と自主財源の保障	
◎	2 国庫補助負担金の算定基礎への物価高上昇分の反映	<4ページ>
◎	3 市バス事業の持続可能な事業運営に向けた支援	<74ページ> 【総務省】 【国土交通省】
	3-(1) 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築	
	3-(2) 深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等	
◎	4 地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援	<74ページ> 【総務省】 【国土交通省】
	4-(1) 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築	
	4-(2) 地下高速鉄道整備事業費補助の継続・対象拡充	
◎	5 自治体情報システム標準化の目的実現に向けた確実な財政措置	<64ページ> 【デジタル庁】 【総務省】
	5-(1) 標準化移行経費に対する補助金の全額措置	
	5-(2) 標準化移行後のシステム運用経費に対する確実な財政措置	

6	<p>戸籍・住民票の証明書のデジタル化に関する取組の一層の推進</p> <p>6-(1) 証明書の職務上請求における請求手続のオンライン化の実現に向けた、適切な不正防止の仕組みを備え、8土業に共通かつ自治体が容易に利用できるシステムの整備</p> <p>6-(2) 証明書の請求、交付、第三者への提供、第三者による検証・保管の、W3Cが提唱するVC (Verifiable Credentials) の仕様によるデジタルでの一気通貫の実現に向けた法令、要件、ルールの整備や国や公的な機関によるサービスの信頼性の保証</p>	<p>【デジタル庁】 【総務省】 【法務省】</p>
7	<p>マイナンバーカードの交付や更新等に係る体制を確保するための必要額の確保と確実な財政措置</p>	<p>【総務省】</p>
8	<p>実情を踏まえた選挙公報配布義務規定の見直し</p>	<p>【総務省】</p>
9	<p>外国において勤務する地方公務員に対して支給できる手当の創設</p>	<p>【総務省】</p>

② 教育・子育てへの支援と福祉・医療の充実

10 教育環境の充実		【総務省】 【文部科学省】 【スポーツ庁】 【文化庁】
◎	10-(1) 喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善	<40ページ>
◎	10-(2) 精神疾患等により休職する教職員の増加を踏まえた基礎定数の改善等	<40ページ>
◎	10-(3) 働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減	<40ページ>
◎	10-(4) 教職員の処遇改善及び適切な財政措置	<40ページ>
◎	10-(5) 学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合引上げの期間延長等	<40ページ>
◎	10-(6) 給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保(補正予算含む)	<40ページ>
◎	10-(7) 国における小中学校の給食費無償化への十分な財政措置	<40ページ>
◎	10-(8) 部活動地域展開に向けた環境整備に係る財政支援の継続・充実等	<40ページ>
◎ ☆	10-(9) 公立高校の特色や魅力を高めるための教育内容の充実等	<40ページ>
	10-(10) 不登校児童生徒支援のための校内教育支援センター支援員の配置拡大に向けた財政措置の拡充	
	10-(11) GIGAスクール構想の推進に対する財政支援等	
	10-(12) 高等学校段階の不登校生徒及び病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の充実	
	10-(13) 遠距離通学費補助に係る財政支援の拡充	
	10-(14) 公立学校施設整備費負担金の認定時期早期化	

11 子ども・子育て支援の充実		【こども家庭庁】 【文部科学省】 【厚生労働省】
◎	11-(1) 保育士配置基準の改善の着実かつ実効性のある推進、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善	<46ページ>
◎	11-(2) 多子世帯をはじめとした保育所等における利用者負担額の軽減	<46ページ>
◎	11-(3) 保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実	<46ページ>
◎	11-(4) 自治体の財政力にかかわらない、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設	<46ページ>
◎	11-(5) こども誰でも通園制度の地域の実情に応じた柔軟な制度構築及び十分な財政支援	<46ページ>
◎	11-(6) 放課後児童支援員の更なる処遇改善	<46ページ>
◎	11-(7) 地域手当の見直しに関して、保育士・幼稚園教諭、福祉人材の処遇水準の維持	<62ページ>
◎	11-(8) 物価高騰を踏まえた児童福祉施設等の運営に対する支援	<4ページ>
	11-(9) 児童虐待防止対策等の更なる体制強化、里親等支援の充実(児童養護施設等と同等の措置費単価の設定等)	
	11-(10) 児童扶養手当の財政支援の拡充や、こどもの生活・学習支援事業の改善	

	<p>12 福祉施策の更なる充実と十分な財政支援等</p> <p>◎ 12-(1) 障害者権利条約及び障害者総合支援法の理念を踏まえた障害福祉サービス（訪問系サービス）の適切な制度運用への改善</p> <p>◎ 12-(2) 福祉人材の処遇改善及び国庫負担での財政措置</p> <p>◎ 12-(3) 医師の働き方改革や働き手の減少等に係る医療従事者の確保に対する支援</p> <p>◎ 12-(4) 地域手当の見直しに関して、保育士・幼稚園教諭、福祉人材の処遇水準の維持</p> <p>◎ 12-(5) 物価高騰の影響を踏まえた社会福祉施設等に対する支援</p> <p>12-(6) 障害者相談支援事業に係る消費税の取扱いの見直し</p> <p>12-(7) 生活保護制度の国の責務による実施とそれに見合う国庫負担の充実・強化、及びケースワーカーの人件費を含めた地方負担への財政支援</p> <p>12-(8) 生活保護における適正な医療行為の給付に向けた、頻回受診や重複処方等過剰な医療行為を制限する仕組みの構築</p> <p>12-(9) 生活困窮者自立支援制度に係る財政支援の拡充など、生活が困難な方を支える取組の充実</p> <p>12-(10) アウトリーチによるひきこもり支援に係る財政支援の実施（上限額なし）、ひきこもり支援推進事業補助金の充実（生活困窮者自立相談支援事業と同じ負担率の適用）</p> <p>12-(11) 重層的支援体制整備事業交付金の維持・拡充</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p><56ページ></p> <p><56ページ></p> <p><56ページ></p> <p><62ページ></p> <p><4ページ></p>
	<p>13 国民健康保険制度の抜本的な改革</p> <p>◎ 13-(1) 他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現</p> <p>◎ 13-(2) 制度改革実現までの財政措置の拡充 ・国庫負担率の引き上げ ・国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充 ・特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充</p> <p>13-(3) 障害者医療費等の地方単独事業の実施に伴う、国民健康保険制度における国庫負担金の減額調整措置全廃</p> <p>13-(4) 外国籍の方による不正受給を防止する実効性のある仕組みの構築</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p><52ページ></p> <p><52ページ></p>
	<p>14 困難な問題を抱える女性や若者の居場所づくりへの支援の充実</p> <p>14-(1) 困難な問題を抱える女性支援推進等事業に関する国庫補助の対象拡大</p> <p>14-(2) 官民協働等女性支援事業の補助率の拡大</p>	<p>【厚生労働省】</p>

15	新型コロナウイルスワクチン接種に対する財政支援と保健医療体制の確保	【内閣官房】 【厚生労働省】
15-(1)	新型コロナウイルスワクチン接種に対する財政支援の実施及び臨時接種で生じた健康被害給付費の全額国費負担の継続	
15-(2)	今後の新興感染症に備えた保健所等の体制・機能強化のための財政支援等	
15-(3)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定都市の役割の明確化、権限の強化	
③ 文化及び経済活動への支援、地方創生の推進		
◎ ☆ 16	地域未来交付金（地域未来推進型）の十分かつ安定的な予算確保など、「地方創生に関する総合戦略」や「地域未来戦略」における地域の主体的な取組の支援	<10ページ> 【内閣官房】 【内閣府】 【経済産業省】
17	文化芸術に対する一層の支援等	【内閣官房】 【総務省】 【文部科学省】 【文化庁】 【観光庁】
◎ ☆ 17-(1)	文化を基軸とした国づくりを進めるための文化庁予算の抜本的拡充	<22ページ>
◎ ☆ 17-(2)	国立文化財修理センターの京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置	<22ページ>
◎ ☆ 17-(3)	メディア芸術ナショナル・センター（仮称）構想における日本のマンガ文化の総合拠点である「京都国際マンガミュージアム」の重要拠点への位置付け	<22ページ>
◎ ☆ 17-(4)	オール京都によるアートフェア等の開催や、伝統芸能文化の保存等の支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援	<22ページ>
☆ 17-(5)	古典の日フォーラムの継続的な共同開催・古典の日の認知度向上と全国展開に向けた取組の推進	
☆ 17-(6)	オール京都体制で取り組む「寛永行幸四百年祭」への支援	
17-(7)	「食文化推進本部」・「文化観光推進本部」における一層の政策立案の推進	
17-(8)	我が国の文化芸術やマンガ・アニメをはじめとするコンテンツ産業を支えるクリエイター志望者に対する支援	
17-(9)	文化行政の発展につなげるための、文化政策の発信力の強化	
17-(10)	京都市立芸術大学の更なる発展に向けた支援	

◎ ☆	<p>18 文化遺産の保存・活用に対する支援等</p> <p>18-(1) 文化財保存や国指定史跡等管理に係る財政支援の一層の充実</p> <p>18-(2) 文化遺産の保存活用や防災対策のための財政支援（収蔵施設の新設・増改築等に対する、「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費国庫補助」の活用等）、及び相続税の控除などの税制優遇の拡充</p> <p>18-(3) 文化財保存活用地域計画に基づき、市町村が独自で実施する未指定文化財の保存・活用への財政支援</p> <p>18-(4) 無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度に係る着実な取組の推進、並びに国登録無形文化財及び無形民俗文化財の修理補助金の創設等による財政支援</p> <p>18-(5) 和装（きもの文化）、華道、茶道、庭園文化等の「和の文化」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組・支援</p> <p>18-(6) 琵琶湖疏水の魅力向上への継続的な財政支援</p>	【文化庁】 〈22ページ〉
◎	<p>19 持続可能な観光の実現に向けた支援の充実</p> <p>19-(1) 市民優先価格（市バス等）の実現に向けた支援</p> <p>19-(2) 市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実</p> <p>19-(3) 観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実</p> <p>19-(4) 国際観光旅客税の観光課題対策や文化政策への活用拡大</p> <p>19-(5) 京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援</p> <p>19-(6) 観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援</p> <p>19-(7) MICEの誘致に向けた支援</p> <p>19-(8) 高付加価値な体験を求めるインバウンドの誘致に向けた支援</p> <p>19-(9) 観光の需要喚起や地域の消費拡大、修学旅行の実施に向けた支援の拡充等</p>	【デジタル庁】 【総務省】 【文化庁】 【国土交通省】 【観光庁】 〈14ページ〉 〈14ページ〉 〈14ページ〉 〈14ページ〉 〈14ページ〉 〈14ページ〉 〈14ページ〉
◎	<p>20 「民泊」に関する課題検証及び法改正も含めた制度見直し（更新制の許可制度の導入や法における条例委任の範囲拡大など、地域の実情を踏まえた柔軟な運用が可能となるような、法改正を視野に入れた課題の検討、制度見直し）</p>	〈20ページ〉 【厚生労働省】 【観光庁】

◎	21	歴史的建築物（京町家等）をはじめとする地域資源の保全・継承・活用の推進に向けた税制の充実や見直し等	<88ページ> 【文化庁】 【国土交通省】
	21-(1)	景観再生事業を実施する建造物等に係る課税標準等の特例措置の創設（固定資産税・都市計画税、所得税・法人税、登録免許税・不動産取得税）	
	21-(2)	歴史的建築物に係る納税猶予制度の創設（相続税）及び課税標準の特例措置の創設・拡充（相続税、固定資産税、都市計画税）	
	21-(3)	空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）における歴史的建築物に係る取扱いの見直し（所得税・住民税）	
	22	伝統産業製品の販路開拓に向けた支援の充実	【経済産業省】
◎ ☆	22-(1)	伝統的工芸品産業支援補助金の補助率引上げや要件緩和など、支援制度の拡充	<28ページ>
	22-(2)	国の指定する「伝統的工芸品」の指定拡大及び市指定の伝統産業品に対する支援制度の創設	
◎ ☆	23	グローバル拠点都市として、スタートアップの創出・成長を加速化させるための支援の充実	<34ページ> 【内閣府】 【文部科学省】
	23-(1)	グローバル拠点都市に選定された自治体のスタートアップ・エコシステムと海外のエコシステムをつなぐ支援	
	23-(2)	アントレプレナーシップ教育を行う自治体への支援の充実と国や支援機関、自治体間ネットワークの強化	
☆	24	「地方拠点強化税制」における「拡充型」の区域設定の見直しによる、京都市全域への優遇対象拡大	【内閣府】
	25	対日直接投資促進に向けた、外国法人の口座開設に対する支援	【金融庁】
	26	中小企業等の経営安定と構造的な賃上げ等に対する支援	【経済産業省】 【中小企業庁】 【厚生労働省】
◎ ☆	26-(1)	中東情勢の影響等を踏まえたエネルギーや資材等の安定供給及び価格低減に向けた実効性のある措置、幅広い業種が活用しやすい支援制度の構築や要件変更など中小企業等の経営や雇用の安定に向けた支援策の継続・拡充及び資金繰り支援の充実	<4ページ>
◎	26-(2)	構造的な賃上げの実現に向け、中小受託事業者が円滑に価格交渉・価格転嫁を行える環境づくりなど、中小企業等を取り巻く環境の整備	<4ページ>
	26-(3)	地方自治体独自の取組に対する財政支援など、中小企業等のデジタル化やDXを一層推進する施策の充実	
	27	経年劣化が進む商店街アーケードの大規模修繕を対象とした財政的支援制度の創設	【中小企業庁】

28	地域企業の担い手確保等への支援の充実及び雇用対策の充実	【厚生労働省】
28-(1)	地域の実情を踏まえた「地域企業」の担い手確保・定着支援及び若者の就職支援をするための新たな交付金制度の創設	
28-(2)	非正規雇用労働者等の不安定な立場にある方への支援の充実	
◎	29 中小企業が中堅企業へ成長するための支援の充実	<30ページ> 【経済産業省】
◎	30 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援体制の維持・強化	<30ページ> 【中小企業庁】
30-(1)	事業承継に取り組む事業者の拡大	
30-(2)	事業承継・M&A補助金及び金融支援の充実	
30-(3)	後継者不在企業に対する支援	
30-(4)	事業承継税制の活用促進	
31	安全・安心な食生活と世界に誇る「京の食文化」を支える京都市中央市場の運営及び再整備に対する財政支援	【農林水産省】
◎	31-(1) 物価高等の影響を踏まえた、市場関係者をはじめとする中間流通業者に対する財政支援	<4ページ>
31-(2)	中央卸売市場の整備に対する交付金の財源確保及び財政支援の充実(補助率の引上げ等)	
◎ ☆	32 燃料油や石油由来製品の安定供給に向けた対策強化	<4ページ> 【経済産業省】 【資源エネルギー庁】 【中小企業庁】 【国土交通省】
33	学生が安心して学べる環境づくりへの支援	【文部科学省】
☆	33-(1) 経済的な困難や不安を抱えている学生に対する、修学支援新制度や貸与型奨学金などの負担軽減策の充実	
33-(2)	大学等の留学生誘致活動に対する財政支援の充実や、留学生を積極的に雇用する中小企業に対する支援制度の創設など、留学生の受入から定着まで一貫した取組に対する支援の充実	
☆	33-(3) 大学運営に必要な基盤的経費等に対する支援の充実(国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の更なる総額確保)	
33-(4)	特色化・機能強化に取り組む中小規模大学をはじめとする大学や大学間連携組織に対する財政支援の充実(私立大学等改革総合支援事業の更なる総額確保等)	
◎	34 土地取得等のルール含、国土の適切な利用及び管理に向けた取組の更なる推進	<92ページ> 【内閣官房】 【国土交通省】
◎	35 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など、国有地の有効活用の検討	<94ページ> 【法務省】 【国土交通省】

④ 安心安全、環境にやさしいまちづくりの推進

36	持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等	【総務省】 【国土交通省】
◎ ☆	36-(1) 自動運転バスの社会実装に向けた支援の継続・充実	<70ページ>
◎	36-(2) 「交通空白」の解消に向けた、持続可能な運送サービスへの支援の充実	<70ページ>
◎	36-(3) 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実	<70ページ>
◎	36-(4) 白タク行為への実効性のある対策の検討	<70ページ>
◎	36-(5) バス事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等	<70ページ>
◎	36-(6) 物価高騰等の影響を踏まえたバス事業者等への支援の継続、地域公共交通事業者に対する支援の拡充	<4ページ>
◎ ☆	36-(7) 燃料油の安定的な確保に向けた環境整備	<4ページ>
	36-(8) 地域の実情や課題を踏まえた、ライドシェア事業の制度の構築	
37	安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や国土強靱化・防災対策の推進	【国土交通省】
◎	37-(1) 国の予算（補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金）の十分な確保・拡充	<80ページ>
◎	37-(2) 第1次国土強靱化実施中期計画を着実に推進するために必要となる予算の十分かつ安定的な確保	<80ページ>
◎	37-(3) 国土強靱化をはじめとした社会基盤整備を計画的に進めるために必要となる、資材価格・人件費高騰等の影響を踏まえた予算の確保	<80ページ>
	37-(4) 道路の防災機能強化、成長戦略を促進する整備への財政支援	
	37-(5) 局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進（都市基盤河川改修の計画的な推進に必要な財政支援）	
	37-(6) 安心・安全な自転車走行環境整備の推進（自転車走行環境整備への財政支援）	
38	活力ある南部地域のまちづくり（土地区画整理事業）の推進	【国土交通省】
	38-(1) 子育て世代が住みやすいまちの実現に取り組む伏見西部第四地区への財政支援	
	38-(2) 企業立地促進に取り組む伏見西部第五地区への財政支援	
◎	39 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置等	<38ページ> 【国土交通省】

40	みどりの質の充実に資する公園再整備、グリーンインフラの推進	【国土交通省】
40-(1)	老朽化した施設や巨木化した樹木の更新を含めた公園再整備への財政支援	
40-(2)	グリーンインフラ推進に資する雨庭整備及び街路樹更新への財政支援	
◎ 41	上下水道事業の持続可能な運営に向けた支援	<82ページ> 【総務省】 【国土交通省】
41-(1)	上下水道事業における国土強靱化のための財源の確保	
41-(2)	水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の支援制度の対象拡充及び補助率の引上げ	
41-(3)	下水道重要管路の老朽化対策に関する支援制度の対象拡充	
41-(4)	下水道事業に対する地方財政措置の適切な算定	
41-(5)	上下水道施設の管理・更新における新技術等の導入・普及の推進	
◎ ☆ 42	国土強靱化・防災対策としての広域的な道路ネットワークの構築	<81ページ> 【国土交通省】
42-(1)	堀川通の機能強化（バイパス整備等）のため、計画段階評価着手に向けた調査を強力に推進	
42-(2)	滋賀京都連絡道路の計画段階評価の着実な推進と早期の事業化及び京都市と亀岡方面を結ぶ道路の実現に向けた総合的な検討	
42-(3)	財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で、地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫	
43	着実かつ迅速な無電柱化の推進	【国土交通省】
43-(1)	国による十分かつ安定的な財政支援	
43-(2)	国の働きかけによる更なる無電柱化推進のための技術開発の促進（地上機器の小型化など）	
43-(3)	国直轄事業における継続的な無電柱化事業の推進及び早期効果発現	
44	防災・減災対策の充実や被災者支援体制の強化	【内閣官房】 【内閣府】
44-(1)	避難所等の安心安全な環境の確保に向けた総合的かつ恒久的な支援制度の拡充	
44-(2)	福祉避難所等の環境整備に係る財政措置について	
45	原子力災害対策の強化に向けた緊急時モニタリング体制の整備及び避難道路・屋内退避場所の整備など関係周辺自治体への財政支援の拡充（電源立地地域対策交付金等の対象自治体拡充等）	【内閣府】 【原子力規制委員会】

46	都市部の住宅密集地における円滑な地籍調査に向けた積算基準の見直し	【国土交通省】
◎ 47	2050年カーボンニュートラルに向けた取組の強化	<66ページ> 【環境省】
48	2050年までの脱炭素社会構築に向けた抜本的な転換を促進する取組の支援等	【総務省】 【資源エネルギー庁】 【農林水産省】
☆ 49	生物多様性の保全及び持続可能な利用の取組拡大に向けた支援の充実	【環境省】
◎ 50	循環型社会形成推進交付金の予算額確保及びごみ処理の広域化等に係る交付率嵩上げ要件の拡充	<66ページ> 【環境省】
◎ 51	リチウムイオン電池対策の更なる強化	<66ページ> 【経済産業省】 【環境省】
⑤ 国土の調和ある発展		
◎ ☆ 52	8ルート案の再検証の結果、京都市内を通る案となった場合は、北陸新幹線延伸計画における「地下水への影響」、「建設発生土への対応」、「工事車両による交通渋滞」、「市財政への影響」、「文化・歴史的建造物等への影響」の5つの懸念・課題について、市民の体感的な理解・納得を得ること	<96ページ> 【国土交通省】

京都市総合企画局市長公室政策企画調整担当

TEL 075-222-3035

FAX 075-213-1066

令和8年6月発行 京都市印刷物 第 080989 号